

白子町地域防災計画

令和 8 年 2 月

白子町防災会議

総則編

《目次》

第1節	計画の目的等	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	計画の修正等	2
第4	他の計画との関係	2
第2節	計画の基本的考え方	3
第1	減災を重視した防災対策の推進	3
第2	地域防災力の向上	3
第3	要配慮者及び男女共同参画の視点	3
第4	計画に基づく施策の推進及び見直し	4
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1	町及び一部事務組合等	5
第2	県	6
第3	指定地方行政機関	7
第4	自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）	10
第5	指定公共機関	10
第6	指定地方公共機関	11
第7	公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	12
第8	住民及び事業所等	14
第4節	地勢概要等	15
第1	位置	15
第2	自然環境	15
第3	社会環境	17
第4	災害履歴	18

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、白子町防災会議が作成する計画である。

平成 23 年 3 月 11 日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震では、千葉県九十九里・外房に大津波警報が発令され町内では海岸地域に避難指示等が発令されており、死者 1 名の被害が発生している。

また、令和元年に本町を襲った一連の災害（台風第 15 号（令和元年房総半島台風）、台風第 19 号（令和元年東日本台風）、及び 10 月 25 日の大雨）では、本町にも災害救助法が適用される事態となった。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第 2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、町民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

また、附編 1 として「南海トラフ地震防災対策推進計画」、附編 2 として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定める。

(3) 風水害編

大雨による洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故、大規模停電への対策を定める。

2. 各編の構成

地震・津波編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基

第 1 節 計画の目的等

本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第 3 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、白子町防災会議において修正を行う。

第 4 他の計画との関係

1. 上位計画等

本計画は、町の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された白子町国土強靱化地域計画との整合を図る。

2. 地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

第2節 計画の基本的考え方

第1 減災を重視した防災対策の推進

本町域は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮など極めて多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

被災時には人命確保を最優先するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーター及び防災士の養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、物資、緊急輸送、情報の収集・伝達に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がいのある方や乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

第2節 計画の基本的考え方

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展や、障がいのある方が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力を努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 町及び一部事務組合等

1. 白子町

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2. 千葉県市町村総合事務組合

- (1) 災害弔慰金の支給等に関すること

3. 長生郡市広域市町村圏組合

- (1) 地域の防災体制の整備の協力に関すること
- (2) 消防・救急・救助・水防活動に関すること
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関すること
- (4) 災害廃棄物の処理に関すること
- (5) 災害医療に関すること
- (6) 遺体の搬送、火葬に関すること
- (7) 応急給水に関すること
- (8) 水道施設の応急復旧に関すること

4. 一宮聖苑組合

- (1) 遺体の搬送、火葬に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第2 県

1. 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都县市町間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 町が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

2. 千葉県出先機関

機関名	業務大綱
長生地域振興事務所	(1) 県災害対策本部長生支部内の連絡調整に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 白子町が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること (5) 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関すること
長生保健所（長生健康福祉センター）	(1) 支部健康福祉班の活動の調整に関すること (2) 被災者の医療の確保に関すること (3) 被災者の健康の維持に関すること (4) 被災者の生活衛生の確保に関すること (5) 被災者の福祉の確保に関すること (6) その他分掌事務の実施に必要なこと
長生農業事務所	(1) 農業関係（土地改良事業含む）の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
北部林業事務所	(1) 林業関係の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
長生土木事務所	(1) 水防の全般に関すること (2) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (3) その他土木関係の災害対策に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

3. 千葉県警察茂原警察署

- (1) 被災者の救出及び避難誘導に関する事
- (2) 死体（行方不明者）の捜索及び調査に関する事
- (3) 交通規制、緊急交通路の確保に関する事
- (4) 災害時における犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- (2) 管内各県警察の相互援助の調整に関する事
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関する事
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関する事

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- (2) 融資関係
ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- (3) 国有財産関係
ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
カ 県又は町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
ア 災害関係の融資に関する事
イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
ウ 手形交換、休日営業等に関する事
エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
オ 営業停止等における対応に関する事

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

11. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事

1 2. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

1 3. 東京管区気象台（銚子地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事

1 4. 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する事
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

1 5. 千葉労働局（茂原公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

1 6. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - イ 通信施設等の整備に関する事
 - ウ 公共施設等の整備に関する事
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - オ 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - キ 豪雪害の予防に関する事
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - エ 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
 - キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
 - ク 災害時相互協力に関する申合わせに基づく緊急対応の実施に関すること
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

17. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. NTT東日本株式会社（千葉事業部）、株式会社NTTドコモ（千葉支店）、NTTドコモビジネス株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

4. 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関する事
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

5. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関する事
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

6. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事

7. 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

8. 東京電力パワーグリッド株式会社（木更津支社）

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

9. KDDI株式会社（東京支社）

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

10. 日本郵便株式会社（白子郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

11. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

12. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関する事

第6 指定地方公共機関

1. (一社)千葉県LPガス協会（長夷支部）

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

2. (公社)千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. (一社)千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. (一社)千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. (公社)千葉県看護協会（長夷地区部会）

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. (一社)千葉県トラック協会（長夷支部）、(一社)千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8. 千葉県道路公社

- (1) 九十九里有料道路の保全に関すること
- (2) 九十九里有料道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

1. (一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、(一社)外房薬剤師会、(公社)千葉県柔道整復師会南総支部

- (1) 災害時における医療対策に関すること

2. (福)白子町社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会

- (1) 災害時要配慮者の支援
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援

3. 長生農業協同組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資、あつせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- (5) 農産物の需給調整

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

4. 白子町温泉ホテル協同組合

- (1) 自主避難所の提供に関すること

5. 白子町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- (4) 災害時における物価安定への協力

6. 千葉県森林組合（長生事務所）

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせん

7. 南白亀川漁業協同組合、九十九里漁業協同組合

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせん

8. 千葉県タクシー協会（外房支部）

- (1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び町の救助計画に従事する者の移送に関すること

9. （一社）千葉県建設業協会（長生支部）、長生郡市管工事協同組合、（一社）千葉県電業協会（北総・東総・山武・長生地区）

- (1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
- (2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

10. 千葉県石油商業協同組合（茂原支部）

- (1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

11. 白子町自治連合会

- (1) 自主防災組織の結成、自主防災活動の促進に関すること
- (2) 自主防災組織、自治会等の組織間の連携確保に関すること

12. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

13. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資

14. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

15. 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底

(2) 防護施設の整備

第8 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 事業者

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

3. 自主防災組織、自治会等

- (1) 町民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 町が行う防災対策に協力するよう努めること

4. ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要等

第1 位置

本町は、房総半島の太平洋側のほぼ中央に位置し、九十九里海岸の南の一角を占めている。また、東京まで70km、千葉市へは30kmの地点に位置し、東方は太平洋、西は茂原市、南は長生村、北は大網白里市と接している。

〈本町の地勢〉

位置（役場）	東経140° 22' 28" 北緯35° 27' 16" 標高2.3m
大きさ	南北6.3km 東西5.7km
面積	27.5km ²

第2 自然環境

1. 河川・海岸

白子町の河川は、大網白里市小西に源を發し、白子町の中央部を北から東に流れ、九十九里浜に注ぐ二級河川南白亀川水系があり、支川として赤目川は本納地区からの流れを集め町北部で、新川は関地区西部から、また、内谷川は長生村方面の流れを集めて町中央で、それぞれ南白亀川に合流している。

南白亀川水系では、昭和23年度から河川改修事業に着手し、南白亀川本川では概ね改修が完了しており、支川赤目川の下流部では、引堤等の河道改修がほぼ完成している。しかし、南白亀川の中流部では一部堤防高の不足している区間があるほか、水系上流部沿川の急激な市街化に伴う流出増により、宅地や農地の浸水被害が顕著となっている。

また、中・下流域の低地では地盤沈下が顕著であり、今後、内水被害の増大が懸念される。

海岸については、本町は九十九里海岸の南端に位置するため、遠浅ではあるが砂浜は近年の海岸浸食により傾斜が大きく波浪が激しい。

2. 地質・地形

(1) 地質

白子町の地表の地質は、現世(新生代第四紀完新世)に堆積した沖積層であるが、地下2500～3000mには緻密な基盤岩である保田層群が存在する。保田層群は、砂岩や泥岩及びそれらの互層、細粒凝灰岩などから成る地層で、約2300万年前(新生代古第三紀末から新第三紀中新世前期)の海底の堆積物である。

保田層群の上には三浦層群、上総層群が堆積している。三浦層群は約600万年前(新生代新第三紀中新世)に堆積したもので、泥岩や砂岩及びそれらの互層から成る。上総層群は約280～50万年前(新第三紀鮮新世から第四紀更新世：洪積世)に堆積したもので主に泥岩、砂岩及びそれらの互層から成る。

なお、白子町付近では上総層群上部の長南層、柿の木台層、笠森層は存在せず、国本層の上に一番新しい第四紀の沖積層が不整合に堆積している。

また、上総層群は水溶性天然ガスを含む水中のヨウ素の鉱床となっている。

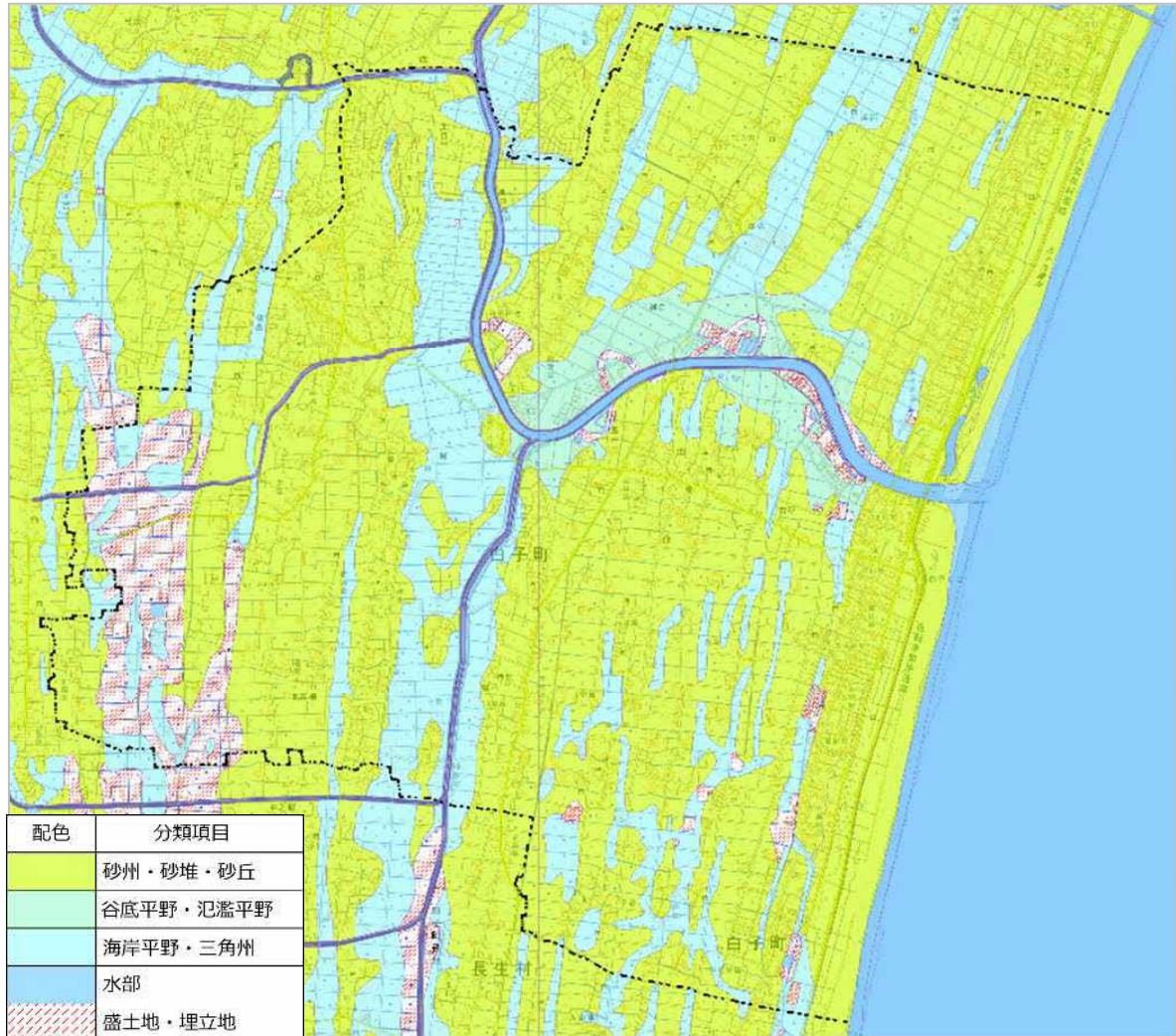
(2) 地形

白子町は九十九里平野の南部に位置し、地形は平坦である。平野は約6000年前の縄文海進極相期以降に形成されてきたとみられ、現在の海岸線にほぼ並行して砂堤（浜堤）列と堤間湿

第4節 地勢概要等

地が分布している。砂堤は波によって打ち上げられた砂や礫が堆積した高まりである。過去に形成された浜堤が土地の隆起あるいは海退によって内陸に残されたもので、町内には海岸から後背地の下総台地までの間に9～13列みられる。

町内の地盤の最高地点は日当地区の海拔7m(T.P. 東京湾中等潮位)で、海拔5～6mの地帯は千町一御殿山、北日当一中島一北高根、牛込新田一剃金である。一方、南白亀川周辺は川の浸食による海拔2m(T.P.)以下の範囲が広がり、これらは町域の約43%を占める。



<町の地形概念図（国土地理院「土地条件図」）>

3. 気候

黒潮の影響を受け1年を通じて温暖であり、冬期であっても降雪はほとんど見られない。

本町に隣接する茂原地域気象観測所における最高気温の極値は39.9℃（2013年8月11日）で、最低気温は-7.8℃（1984年2月8日）である。

最大1時間降水量は78.0mm（2023年9月8日）、最大日降水量は391.0mm（2023年9月8日）である。

なお、茂原地域気象観測所における統計期間は、降水量が1976年1月以降、気温は1978年1月以降である。

第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和7年12月1日現在）によると、外国人を含む本町の人口は10,300人、5,205世帯である。

(2) 65歳以上人口

住民基本台帳人口（令和7年12月1日現在）による65歳以上人口は4,361人で、総人口の42.3%を占める。これは、全国平均29.3%（総務省「人口推計」、令和6年10月1日確定値）及び千葉県平均27.6%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和7年4月1日）を大きく上回る。

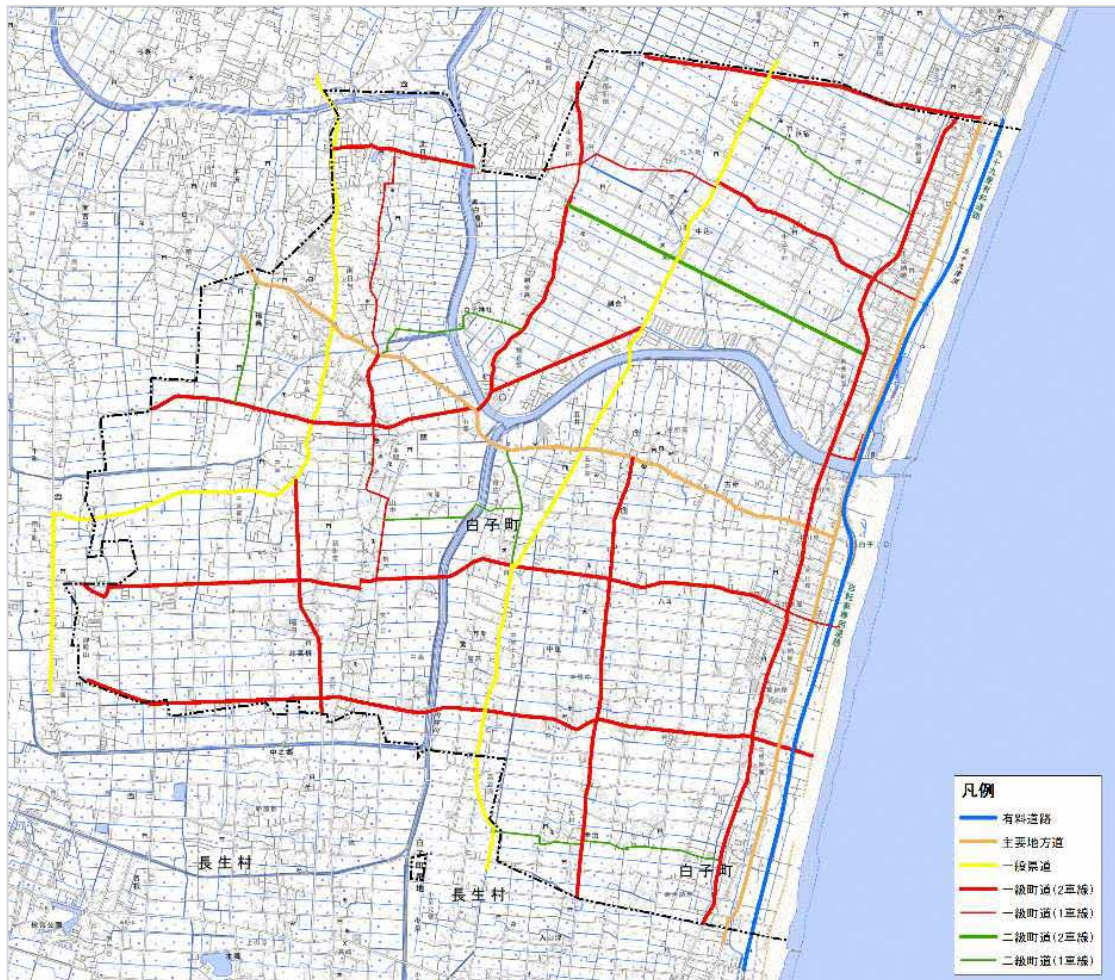
2. 土地利用

本町の面積は2,750haで、最も多い地目は「田」の880ha、次いで「畑」551ha、「宅地」445ha、「雑種地」169haの順である（令和5年版千葉県統計年鑑）。

3. 交通

(1) 道路

町内は自動車専用道路である九十九里有料道路が沿岸部を縦貫し、町内に白子ICがある。一般道は主要地方道茂原白子線が町の中央部を東西に、一般県道一宮片貝線が町の中央部を南北に、また、一般県道正気茂原線が町北西部の集落を南北方向に貫き、関付近で新川に沿う形で東西方向に進路を変えながら通じている。



<白子町内道路網図（県道及び幹線町道）>

第4節 地勢概要等

町道は町域を各方向に網羅しているが、主要地方道や一般県道を補完する幹線町道として一級町道及び二級町道が整備され、町内の各地から概ね1km未満でアクセスできる道路網を形成している。幹線町道の中でも、一級町道については概ね2車線を確保しているが、一部の一級町道及び二級町道の多くは1車線となっている。

また、町の中央を南白亀川と内谷川が南北方向に貫流しているため、東西方向の道路の多くに橋梁が存在する。

(2) 公共交通

町内に鉄道はない。町内からは JR 外房線の茂原駅や本納駅に路線バスが通じているほか、高速バスにより東京駅や千葉駅へ直接アクセスすることが出来る。

4. ライフライン

(1) 上水道

町内の上水道は長生郡市広域市町村圏組合が供給しており、普及率は94.2%である。(令和5年度千葉県的水道)

(2) 下水道 (コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽)

本町では、九十九里浜沿岸一帯においてコミュニティ・プラント (小規模下水道) による下水処理が行われている。コミュニティ・プラントの整備区域外では合併処理浄化槽による生活排水の処理が行われている。

(3) 都市ガス

町内の一部の地区に、白子町ガス事業所の都市ガス供給区域がある。

第4 災害履歴

1. 地震・津波災害

本町及び周辺に大きな被害をもたらした記録のある地震、津波は、次の4つである。このうち最も被害が大きいものは1703年の元禄地震で、津波により千人以上の死者が発生している。

地震名 西暦年月日 日本暦年月日	震源 (マグニチュード)	被害の概要
延宝地震 西暦 1677 年 11 月 4 日 延宝 5 年 10 月 9 日	房総半島東方沖 (M8.0)	九十九里浜の海岸・漁村において津波が海岸近くまで侵入したとされ、白子町沿岸にも津波碑が確認されている。町史には、元禄の津波を契機に、九十九里浜の漁業形態 (地曳網漁業) に変化があったとの記録がある。
元禄地震 西暦 1703 年 12 月 31 日 元禄 16 年 11 月 23 日	相模トラフのフィリピン海プレート境界付近 (M8.2)	震源域が陸地に近いため、地震発生後短時間で津波が来襲したとされる。町内では、津波溺死者数 1,115 名との記録がある。
千葉県東方沖地震 西暦 1987 年 12 月 17 日 昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖 (M6.7)	山武郡、長生郡を中心に大きな被害が発生した。町内では、軽症 6 名、住家の一部損壊 1,387 棟などの被害が発生した。
東北地方太平洋沖地震 西暦 2011 年 3 月 11 日 平成 23 年 3 月 11 日	太平洋三陸沖 (M9.0)	町内では、死者 1 名、全壊 1 棟の被害が発生した。また、福島第一原子力発電所の事故に伴って放射性物質が拡散し、県内各地で大気中の放射線量の上昇、農作物の放射性物質の含有量の増加などが発生した。

第4節 地勢概要等

2. 風水害

本町に比較的大きな被害をもたらした風水害の記録は、次の7つである。

そのうち人的被害の記録があるものは明治35年9月の暴風、大正6年1月の暴風、昭和19年4月の海上暴風で、海上において死者が発生している。

近年、平成期には被害記録はなく、令和元年の房総半島台風が約70年振りの比較的大きな被害が生じる災害となった。

年月日	種別名称等	被害状況
1902.9.28 (明治35年)	暴風雨	牛込行徳寺本堂全壊、八斗・古所海岸で家屋全壊7戸、半壊17戸、負傷者2名、他船体破損
1917.1.18 (大正6年)	暴風	出漁漁船3隻以上漂流、15名死亡
1917.9.30 (大正6年)	暴風雨	民家倒壊、田畑被害
1926.9.25 (大正15年)	暴風雨	倒壊家屋8戸、半壊家屋4戸、樹木被害、自動車不通、電話不通民家倒壊、田畑被害
1944.4 (昭和19年)	海上暴風雨	出漁中の地曳船の沈没により船夫死傷多数
1948.9.15 (昭和23年)	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊142棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通
1996.9.22 (平成8年)	平成8年台風17号	一部損壊家屋1棟、床上・床下浸水27世帯、道路通行止4カ所、浜宿・五井西・牛込地区で停電1,200軒
2019.9.8 (令和元年)	令和元年房総半島台風	半壊家屋3棟、一部損壊家屋128棟、幸治・中里地区で停電250軒、幸治地区でガス供給停止69戸

地震・津波編

《目次》

第1章 総則	21
第1節 地震・津波対策の基本的視点	23
第2節 被害想定	23
第1 地震被害想定	23
第2 津波浸水想定	24
第3節 減災目標	27
第1 減災目標	27
第2 減災施策	27
第2章 災害予防計画	29
第1節 防災意識の向上	31
第1 防災教育	31
第2 過去の災害教訓の伝承	31
第3 防災広報の充実	31
第4 自主防災体制の強化	32
第5 防災訓練の充実	33
第6 地区防災計画の推進	34
第7 調査・研究	34
第2節 津波災害予防対策	35
第1 津波広報、教育、訓練計画	35
第2 津波避難対策	36
第3 津波防護施設等の整備	37
第3節 火災予防・防火等都市防災の推進	38
第1 地震火災の防止	38
第2 防災空間の整備・拡大	39
第3 市街地の整備	39
第4節 消防体制の整備	40
第1 消防体制・施設の強化	40
第2 消防職員、団員等の教育訓練	40
第3 消防計画の推進	41
第5節 耐震化・液状化対策の推進	42
第1 建築物等の対策	42
第2 ライフライン施設の対策	43
第3 道路、海岸・河川等の対策	44
第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	45
第1 避難行動要支援者の支援体制	45
第2 要配慮者全般の支援体制	46
第3 社会福祉施設等の対策	48
第4 外国人の支援体制	48

第7節	情報通信体制の整備	50
第1	情報通信施設の整備	50
第2	非常通信体制の充実強化	50
第8節	備蓄・物流計画	51
第1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	51
第2	燃料の確保	52
第3	医薬品及び応急医療資機材等の確保	52
第4	水防資機材の確保	52
第9節	防災関連施設の整備	53
第1	避難施設の整備	53
第2	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	55
第10節	帰宅困難者等対策	56
第1	一斉帰宅の抑制対策	56
第2	帰宅困難者の安全確保対策	56
第3	帰宅支援体制の確保	57
第11節	防災体制の整備	58
第1	町の防災体制の整備	58
第2	業務継続体制の整備	58
第3章	災害応急対策計画	59
第1節	応急活動体制の確保・災害救助法の運用	61
第1	町職員の非常配備	61
第2	町災害対策本部の設置	63
第3	災害救助法の運用	69
第2節	応援等の要請・受入	72
第1	町の受援体制の確立	72
第2	自衛隊の災害派遣要請	72
第3	県・他市町村等への応援要請	74
第3節	情報通信・広報広聴	77
第1	地震・津波情報等の伝達	77
第2	通信の確保	80
第3	被害情報等の収集・報告	81
第4	災害広報・報道対応	84
第5	安否照会への対応	86
第6	災害相談窓口の設置	86
第7	被害家屋調査・罹災証明書の発行	87
第8	被災者台帳の作成	88
第4節	避難情報の発令等	89
第1	避難情報の発令等	89
第2	津波避難対策	92
第5節	避難所の開設等	95
第1	避難所の開設・運営	95
第2	在宅等避難者等の支援	97
第3	臨時避難所の確保等	97

第6節	要配慮者等の支援	99
第1	避難行動要支援者の避難支援	99
第2	避難所における要配慮者の支援	99
第3	福祉避難所の設置	100
第4	応急生活支援	100
第5	要配慮者利用施設の避難確保	101
第7節	医療救護・保健衛生	102
第1	医療救護活動	102
第2	地域医療の応急対策	103
第3	保健・防疫活動	103
第8節	遺体の捜索・埋火葬等	105
第1	遺体の捜索	105
第2	遺体の処理	105
第3	遺体の埋火葬	106
第9節	消防・水防活動	107
第1	消防・救助・救急活動	107
第2	危険物等の対策	108
第3	水防活動	109
第10節	警備・交通・輸送対策	110
第1	警備・防犯	110
第2	緊急通行路線の確保	110
第3	緊急輸送	112
第11節	帰宅困難者等対策	114
第1	一斉帰宅の抑制	114
第2	事業所・海岸・観光施設等の利用者保護	114
第3	帰宅困難者の把握・情報提供	114
第4	一時滞在施設の開設等	114
第5	徒歩帰宅者の支援	115
第6	特別搬送者の支援	115
第12節	水・食料・生活物資等対策	116
第1	応急給水	116
第2	食料・生活必需品等の供給	117
第3	燃料の確保及び供給	119
第13節	応急教育・応急保育等	120
第1	応急教育	120
第2	文化財の応急対策	121
第3	応急保育計画	121
第14節	災害廃棄物・環境対策	122
第1	災害廃棄物処理	122
第2	道路・河川等の障害物除去	123
第3	環境汚染対策	123
第4	動物対策	124
第15節	住宅対策	125

第1	被災住宅の応急修理	125
第2	住居障害物の除去	125
第3	応急仮設住宅の供与等	126
第4	被災建築物の応急危険度判定	127
第5	被災宅地の危険度判定	127
第16節	ライフライン施設等対策	128
第1	上水道施設	128
第2	下水道施設（コミュニティ・プラント）	128
第3	電気施設	128
第4	ガス施設	129
第5	通信施設	129
第6	道路・橋梁	130
第7	その他公共施設	130
第17節	災害ボランティアの受入等	131
第1	災害ボランティアの受入れ	131
第2	災害ボランティア活動の支援	132
第4章	災害復旧・復興計画	133
第1節	被災者の生活再建支援	135
第1	被災者の支援	135
第2	中小企業者、農林漁業者の支援	137
第2節	災害復旧事業の推進	138
第3節	災害復興計画	141
第1	復旧・復興本部の設置	141
第2	復興計画の策定	141

第 1 章 総 則

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1. 減災や多重防御に重点を置いたハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策

ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災での巨大な津波では海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの犠牲者が発生した。また、県内では地震に伴い石油コンビナート施設において爆発を伴う火災が発生し、地震に伴う被害は様々な現象を伴って発生しうることが明らかとなった。

今後想定すべき巨大災害に対しては減災の視点に重点を置き、様々な現象で発生する災害に対し、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施しなくてはならない。

そのため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、いかなる災害に対しても、多重防御の視点から複合的な防災対策を講じ、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

2. 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、県内でも津波による死者、行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。また、各地で液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような状況下において、県、町、ライフライン事業者の震災での対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証が行われ、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの検証結果や課題を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3. 最大クラスの地震・津波を考慮した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これを踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることを恐れずに、あらゆる可能性を否定せず、最大クラスのことを考慮することとする。

なお、大規模な地震では他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 被害想定

第1 地震被害想定

1. 想定地震

本町に関わる地震被害想定調査は、千葉県が平成19年度と平成26・27年度に実施してお

第1章 第2節 被害想定

り、次の5つの地震を想定している。これらの想定地震のうち、本町の被害が最大と予測されたものは東京湾北部地震である。

〈県の想定地震一覧〉

調査年度	地震名	マグニチュード	30年以内発生確率	町内最大震度	位置づけ
平成26・27	千葉県北西部直下地震	7.3	70%	6弱	県が防災・減災対策の主眼に置く地震
	大正型関東地震	7.9	0~2%	6弱	県が長期的視野に立った対策を実施する地震
平成19	東京湾北部地震	7.3	低い	6弱	近い将来、県に大きな影響があると考えられる地震
	千葉県東方沖地震	6.8	-	5強	
	三浦半島断層帯による地震	6.9	0~3%	5弱	

(注)「30年以内発生確率」は、平成26・27年度調査による。

その他、町内の被害予測は行われていないが、内閣府が平成24年に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定調査では、南海トラフ巨大地震発生時の町内の震度は最大5弱と予測されている。

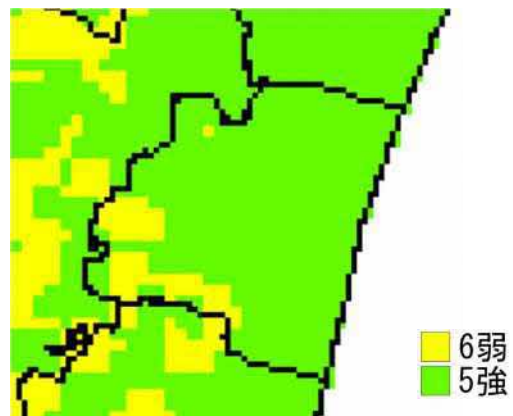
2. 予測被害

東京湾北部地震では、町南西部の一部で震度6弱、その他町内の大半は震度5強となり、地震動で全壊24棟、半壊322棟、負傷者31人の被害が発生すると予測されている。(冬18時発生の場合。平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書)

なお、予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるものであり、人的被害や震災廃棄物の主な発生要因は建物被害であることから、耐震改修や建て替えによる耐震化の進展によって予測被害量は年々減少傾向にあると考えられる。

〈東京湾北部地震の予測被害量一覧と予測震度分布図(千葉県資料)〉

建物被害	全壊	24棟
	火災による焼失	0棟
	半壊	322棟
人的被害	死者	-
	(火災による死者)	-
	重傷者	1人
	軽症者	30人
	避難者(最大)	1,388人
	都市ガス機能支障	-
	震災廃棄物	3,950ト



(注) 冬の18時に発生した場合である。予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるため、その後の耐震化の進展により予測被害量は年々減少していると考えられる。

第2 津波浸水想定

本町に関わる津波浸水想定調査は、千葉県が平成26・27年度の地震被害想定調査で想定した「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波、千葉県が平成23年度に津波警報発表時の避難対象地区設定のために想定した「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波(津波高3m・5m・10m)、千葉県が平成30年に津波防災地域づくりに関する法律に基づき想定した最大クラスの津波(相模トラフ沿いの最大クラスの地震による津波)がある。

第1章 第2節 被害想定

〈本町沿岸の津波浸水想定の概要〉

調査	地震・津波名(想定)	最大津波高	津波到達時間	最大浸水距離
千葉県 平成26・27年	房総半島東方沖 日本海溝沿い地震(M8.2)	6.2m	41.2分	950m
千葉県 平成23年	千葉県九十九里・外房、千葉県内房 (津波高3m・5m・10m)	10.2m ^{※1}	39.5分 ^{※2}	3.6km
千葉県 平成30年	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震(Mw8.7)	12.1m	37分未満 ^{※3}	4.8km

(注記) マグニチュード(M)は地震計の記録から推定した地震のエネルギー、モーメントマグニチュード(Mw)は、断層の運動量から推定した地震のエネルギーである。

※1 津波高10m 想定の場合

※2 元禄地震の波源モデルで、本町沿岸の最大津波高が8.2mの場合の参考値

※3 最大津波水位到達時間

「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波では、九十九里海岸のほか、南白亀川沿いの内谷川合流地点付近まで津波が遡上し、海岸から約1km以内の南白亀川沿岸で浸水深が2.0m以上と予測されている。

「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」の津波では、津波高10mの場合に主要地方道30号飯岡一宮線より東側の広い範囲と、南白亀川沿いの内谷川合流地点付近までで浸水深2.0m以上と予測されている。また、津波高5m及び津波高3mの場合には、海岸沿いと南白亀川の内谷川合流地点付近までの狭い範囲で浸水が予測されている。

「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」による津波では県道茂原正気線付近まで遡上し、浸水深は広範囲に3.0m未満、海岸や南白亀川の周辺で3.0m以上と予測されている。

〈津波浸水予測図〉



房総半島東方沖日本海溝沿い地震(M8.2)



千葉県九十九里・外房、千葉県内房(津波高3m)



千葉県九十九里・外房、千葉県内房(津波高5m)

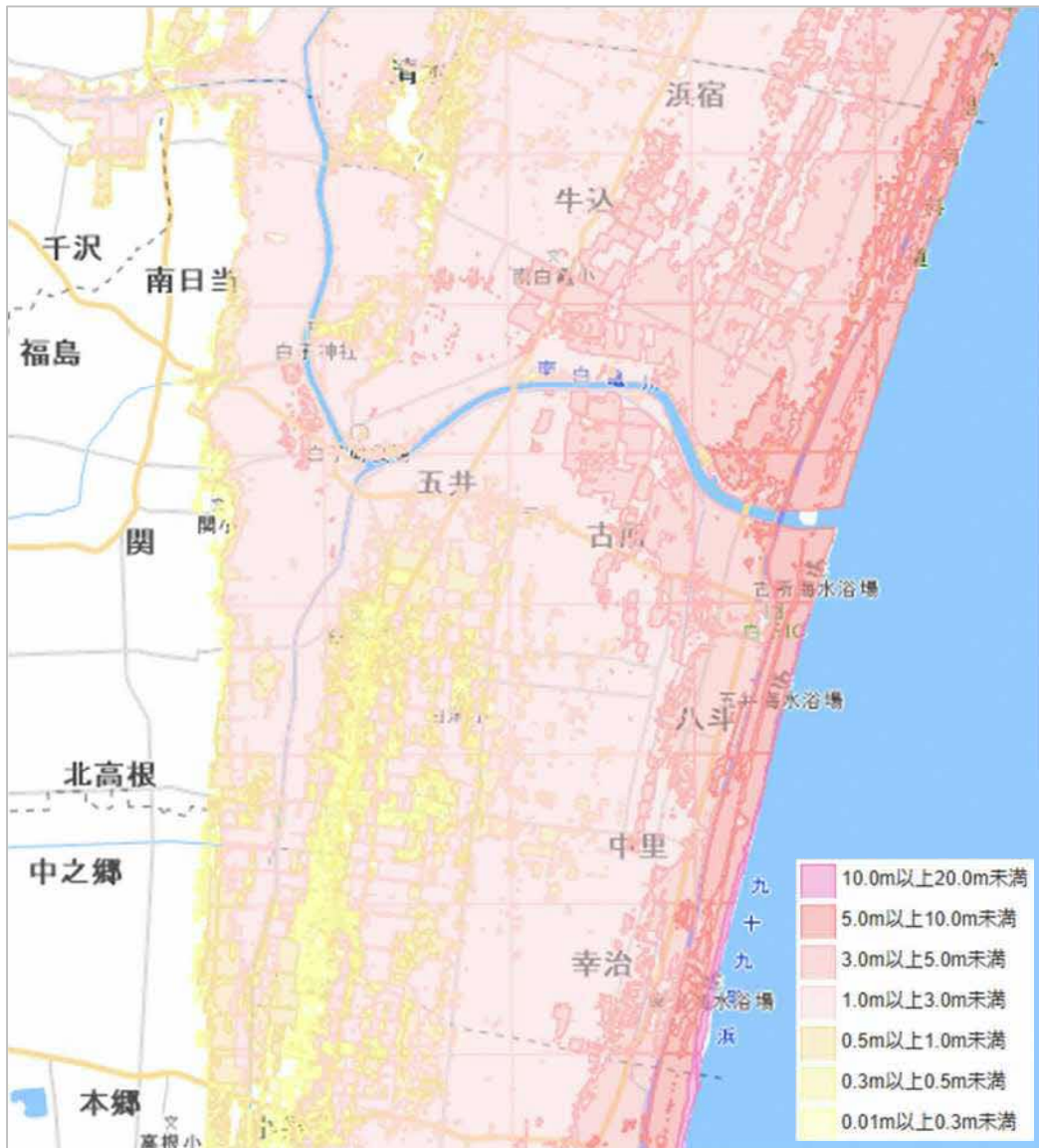


千葉県九十九里・外房、千葉県内房(津波高10m)

※房総半島東方沖日本海溝沿い地震は「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査 報告書」、その他は「千葉県地震防災地図」より抜粋

第1章 第2節 被害想定

〈相模トラフ沿いの最大クラスの地震(Mw8.7)による津波浸水深〉



※「ちば情報マップ」より抜粋

第3節 減災目標

千葉県では、防災・減災対策の主眼に置く千葉県北西部直下地震による死者数や経済被害を令和8年度までに概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

一方、近い将来発生する可能性が高い千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震のほか、近い将来発生する可能性は高くないとされているものの、被害がさらに甚大な東京湾北部地震の地震想定や千葉県九十九里・外房、千葉県内房で10m（概ね7～10m）、相模トラフ沿いの最大クラスの地震（Mw8.7）12.1mの津波想定もあり、いずれも無視できない状況である。

また、千葉県北西部直下地震の想定では、震源からやや離れた白子町の内陸部は被害が比較的軽微となる可能性があるが、東京湾北部地震では町内及び南関東地域が広域的に激甚被害となる可能性があり、それぞれの地震の被害特性を踏まえた対策が必要となる。

第1 減災目標

本町の減災目標は、県の地震防災戦略を考慮して設定する。

第2 減災施策

減災目標を達成するための主要な施策として、県の地震防災戦略に掲げられるものや東日本大震災後の検証課題も踏まえ、次の施策を位置付ける。

〈主要な減災施策〉

施策	重要施策
耐震化等の推進	<p>◇建築物の耐震化、家具の転倒防止対策の促進 白子町耐震改修促進計画を推進し、住宅の耐震化を促進する。また、家具の転倒防止対策を普及する。 【目標】住宅、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率95%</p> <p>◇橋梁対策の推進 白子町橋梁長寿命化修繕計画を推進し、災害時の避難経路、緊急輸送道路を確保する。</p>
防火対策・消防体制	<p>◇防火対策の推進 住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防災製品等の普及、啓発を推進し、地震等による火災の発生を抑制する。</p>
津波対策	<p>◇津波防護施設の整備、点検 津波避難計画、津波ハザードマップを普及し、津波に対する逃げ遅れを抑制する。 また、海岸保全基本計画による海岸保全施設の津波対策の整備を推進し、津波浸水を最小限にとどめる。 【目標】防災訓練参加者数の増加</p>
備蓄・物流対策	<p>◇備蓄・物流対策の強化 被災者の食料、生活必需品等を確保するため、現物、流通、家庭内などの各種備蓄を推進する。また、物資輸送の効率性を考慮して備蓄拠点や物資集積拠点を確保する。 【目標】備蓄計画の推進（想定避難者数の3日分を公的備蓄）</p>

第1章 第3節 減災目標

施策	重要施策
自主防災体制の整備	<p>◇地区の自主防災力の強化 防災訓練、防災リーダーの育成等により、自主防災組織の設置や活動を促進する。 【目標】防災訓練参加者数 1,000 人</p>
業務継続体制の確保	<p>◇災害対応力の向上 町の初動対応の遅れや重要業務の停止を防止するため、業務継続体制の整備や職員の防災教育を推進する。 【目標】業務継続計画の推進、点検</p>
受援体制の確保	<p>◇受援体制の向上 町外からの受援を円滑に確保するため、応援の要請、受入れを円滑に行える体制を確保する。 【目標】受援計画の推進、点検</p>
通信体制の整備	<p>◇通信体制の強化 防災行政無線の聞き取り困難対策として、戸別受信機の設置を推進する。また、停電時にも稼働するようバッテリーの補充体制等を確保する。</p>
避難対策	<p>◇避難誘導體制の構築等 避難者の混乱を防止し、円滑に誘導するため、地域の地理を把握している消防団、自主防災組織等を活用した避難誘導體制を構築する。 ◇避難所の運営体制の整備 地域住民が主体となった避難所の運営体制を構築し、良好な避難生活環境を確保する。 【目標】避難所運営マニュアルの普及、点検 ◇感染症対策の推進 避難所における感染症の拡大を防止するため、過密防止等の感染防止対策を講じる。</p>
要配慮者支援体制の整備	<p>◇避難行動要支援者の避難支援体制の強化 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進め、避難支援体制を確保する。 ◇要配慮者利用施設の避難確保体制の整備 社会福祉施設の入所者等の円滑な避難を確保するため、災害危険区域にかかる施設の避難確保計画や避難訓練を促進する。</p>
帰宅困難者対策	<p>◇帰宅困難者対策の推進 県、町、企業等が連携して「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知徹底するほか、帰宅困難者の誘導や一時滞在等の支援体制を確保する。</p>

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

項 目	担 当
第1 防災教育	総務課、教育課
第2 過去の災害教訓の伝承	総務課
第3 防災広報の充実	総務課
第4 自主防災体制の強化	総務課、商工観光課
第5 防災訓練の充実	総務課、消防団、消防本部
第6 地区防災計画の推進	総務課
第7 調査・研究	総務課

第1 防災教育

町（総務課、教育課）及び各防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に児童期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

小学校においては、津波からの避難を第一に、家庭においても児童が率先して家族の避難行動を促すことができるよう防災教育の強化に取り組む。中学校においては、災害時における避難所でのボランティア活動等、「共助」の取組を自ら進んで行える人となるように、避難訓練等の機会を通して人材育成を推進する。

防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

第2 過去の災害教訓の伝承

町（総務課）は、東日本大震災など過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第3 防災広報の充実

町（総務課）及び各防災関係機関は、正しい知識、自ら考え行動する力、自助・共助の取組みを住民等に普及するため、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努める。

また、広報の際は、重点的に普及する事項を明確にして行う。

〈町の防災広報手段・内容等〉

媒 体	広報しらこ、講演会、回覧板（ひまわりメール）、広報車、学級活動、ビデオ、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、メール、SNS（防災LINE、X（旧Twitter）、Facebook）等
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

対 象	住民、自主防災組織（自治会等）、児童生徒、企業、町職員	
内 容	<p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 カ 緊急地震速報の活用方法 キ 警報や避難指示等の意味と内容の説明 ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ケ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達 コ 室内外等における地震発生時の心得 サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ス 自動車へのこまめな満タン給油 セ 地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ ソ 防災学習 タ 帰宅困難者の心得 チ 地震保険の制度 ツ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 テ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 <p>(2) 地域防災力を向上させるための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救助救護の方法 イ 自主防災活動の実施 ウ 防災訓練の実施 エ 企業の事業継続計画（BCP） <p>(3) その他一般的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害に関する一般知識、調査結果 イ 各防災機関の震災対策 ウ 地域防災計画の概要 	

第4 自主防災体制の強化

1. 自主防災組織の育成等

町（総務課）は、防災用資機材の整備助成、リーダー研修、防災訓練への協力等により、自主防災組織の設置や活動の活性化を促進する。

また、自主防災組織リーダーの育成に当たっては県の災害対策コーディネーター養成講座などを活用するほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織（自治会等）・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	(1) 情報の収集及び伝達（被害状況及び警報、ライフラインの状況、避難指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

2. 中小企業の事業継続計画の促進

町（商工観光課）は、白子町商工会と共同して、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

〈主な防災訓練計画〉

町防災訓練	町は、原則として毎年1回（10月第4日曜日を基準）、町内全地区を対象とした防災訓練を実施する。 （主な訓練項目） シェイクアウト訓練、津波避難訓練、その他（避難所開設・運営訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練等）
職員防災訓練	町は、災害時における職員の対応能力の向上を図る訓練を随時実施する。 （主な訓練項目） 非常招集訓練、災害対策本部訓練、避難所開設・運営訓練、災害通信連絡訓練、各種システム操作訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、各種図上訓練（HUG等）
自主防災訓練	町、長生郡市広域消防本部及び消防団等が協力し、自主防災組織等による訓練を随時実施する。 （主な訓練項目） 初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、給食給水訓練、図上型訓練、避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者の避難行動支援訓練、被害状況の収集・伝達訓練

第6 地区防災計画の推進

町（総務課）は、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。

第7 調査・研究

1. 防災関係機関との情報交換

町（総務課）は、国、都道府県、市区町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、適宜、情報交換を行なう。

2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

町（総務課）は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

3. 専門的調査・研究の実施

町（総務課）は、町の社会状況の変化、国や県の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントや地区別防災カルテの作成を行い、町防災計画の修正や防災教育等に活用する。

第2節 津波災害予防対策

項 目	担 当
第1 津波広報、教育、訓練計画	総務課、企画財政課、教育課
第2 津波避難対策	総務課、長生郡市広域消防本部
第3 津波防護施設等の整備	総務課、教育課

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。このため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第1 津波広報、教育、訓練計画

1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上

(1) 住民自らの取組み

住民は、日ごろから白子町津波ハザードマップ等で、津波避難場所、避難経路、津波避難目標ライン、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自主防災組織（自治会等）の避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

(2) 行政の取組

町（総務課、企画財政課）は、「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等ができるよう、広報しらこ、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、内陸部の地域も含めて町内全般に周知する。

また、災害時に取るべき行動を分かりやすく整理した地区別防災カルテ等を作成し、日ごろからこれらを配布するなどして、地域住民等への周知に努めるほか、自主防災組織等、住民が主体となって、より実情に即した避難計画を策定できるよう連携を図る。

さらに、観光地や海水浴場等、旅行者、外来者の多い場所では、津波防災マップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

2. 防災教育の推進

町（教育課）は、学校教育をはじめ東日本大震災等の過去の津波の教訓等について、映像や体験談を活用するなどして継続的な防災教育に努める。

3. 津波避難訓練の実施

町（総務課）は、津波から住民の生命を守るため、海岸部や津波浸水予想地域にかかる住民や企業等を対象とした津波避難訓練を定期的実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等への適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、住民、事業所、施設管理者等が一体となった実践的地域訓練や図上訓練、さらには、夜間を想定した避難訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織（自治会等）、住民、要配慮者及びその家族等にも訓練

への積極的な参加を求め、パンフレット等での広報に努める。

第2 津波避難対策

1. 津波ハザードマップの周知

町（総務課）は、白子町津波ハザードマップを住民等へ周知徹底する。また、津波ハザードマップは、定期的な見直しを行う。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

2. 津波避難体制の確立

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、千葉県津波避難計画策定指針や津波避難訓練等を通じて「白子町津波避難計画」を適宜見直し、町の津波避難対策を普及する。

(1) 避難指示の発令体制の確立

町（総務課）は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示を発令できる組織体制の整備を図る。

また、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

(2) 住民等の避難誘導體制の確立

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、安全かつ確実な避難方法を検討する。

イ 住民のほか、自治会、自主防災組織、消防団など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係者に周知する。

ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

エ 津波避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ 自治会、自主防災組織等による避難誘導や、施設管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(3) 海水浴場等の自主避難

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の管理者等が自主的、主体的に避難誘導を実施し得る体制の確立を指導する。

3. 津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部はあらゆる広報伝達媒体（防災行政報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、津波警報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、住民

の避難行動に結びつくよう、その伝達内容等を確立しておく。

ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

J-ALERT（全国瞬時警報システム）の受信機と防災行政無線の自動運用や、防災アプリなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光客等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

第3 津波防護施設等の整備

1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備

県は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく九十九里浜ゾーンの整備について、海岸の利用形態や環境及び地元の意見を配慮して実施する。

また、津波の河川遡上による被害を軽減するため、河川堤防の嵩上げや構造強化等も必要に応じて実施する。

2. 防災施設等の運用体制

本町沿岸部には、津波防護のために県が管理する2箇所（旭橋左岸陸閘・旭橋右岸陸閘）と2箇所の排水機場（南白亀・白潟）及び湛水被害の防止のために町が管理する12箇所（古所・刺金・刺金（小）・旭橋（小）・中里（小）・幸治（小）・松潟・南白亀・五井西・東郷関第一・東郷関第二・東郷関第三）と3箇所の揚水機場（市場・新川・五井）がある。

県と町は、これら施設の点検、操作等の確実な実施体制を確保する。

3. 津波避難場所等の指定・整備

町（総務課）は、災害対策基本法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難場所等の指定要件を踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、津波発生時に避難場所として利用するために整備した緊急避難施設（防災の丘）及び津波指定緊急避難場所としても活用される各小学校（屋上）について、適切な維持管理を行うとともに、津波ハザードマップや、宿泊施設、観光施設における津波ハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより周知を図る。

第3節 火災予防・防火等都市防災の推進

項 目	担 当
第1 地震火災の防止	長生郡市広域消防本部
第2 防災空間の整備・拡大	建設課
第3 市街地の整備	建設課

第1 地震火災の防止

1. 出火の防止

長生郡市広域消防本部は、以下の対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

自主防災組織（自治会等）、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅への住宅用火災警報器の普及促進及び防災製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を記すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導に努め、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等に対する指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2. 初期消火の普及

長生郡市広域消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対し

て消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第2 防災空間の整備・拡大

1. 公園緑地の整備

町（建設課）は、災害時における延焼防止帯、救援・復旧活動の拠点、緊急避難場所を確保するため、公園や緑地の新たな整備を検討する。

2. 幹線道路の整備

各道路管理者（町建設課、県、千葉県道路公社）は、災害時における人・物を輸送する交通機能や火災の延焼防止機能を確保するため、道路の新設・改良に努める。

第3 市街地の整備

町（建設課）は、白子町都市マスタープランに基づき秩序ある土地利用を進めることで防災上の安全を確保した安心で均衡あるまちづくりを推進する。

今後、立地適正化計画を策定し、都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する場合は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

また、要配慮者に配慮し、道路、ライフライン、公共施設の整備においてユニバーサルデザインやバリアフリーに努める。

第4節 消防体制の整備

項目	担当
第1 消防体制・施設の強化	長生郡市広域消防本部
第2 消防職員、団員等の教育訓練	長生郡市広域消防本部
第3 消防計画の推進	長生郡市広域消防本部

第1 消防体制・施設の強化

長生郡市広域消防本部は、火災をはじめとする各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の車両及び防火水槽等の消防水利の現況を把握した上で消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

1. 常備消防の強化

国の「消防力の整備指針」等に基づき、緊急消防援助隊登録車両を含めた消防車両の計画的な整備及び増強を図る。

また、地震火災に対する事前の各種情報データの整備を行い、地震火災時に迅速、的確な火災情報の収集及び指揮命令を伝達するため、情報通信体制を整備強化する。

2. 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るとともに、国が定める「消防水利の基準」、地震被害想定、地域の火災危険等を考慮した消防水利の整備を推進する。

また、大規模地震時の断水に備えて耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等を検討し、計画的な整備を推進する。

3. 消防団の充実・強化

消防団の施設・装備・処遇の充実、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発を行う。

また、消防団に関する普及・啓発や消防団の施設・設備について、必要に応じて県に支援を要請する。

4. 広域応援の備え

千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画に基づき迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、各種訓練に参加して応援部隊間の連携を図るとともに、県内消防本部との連絡体制を密にする。

第2 消防職員、団員等の教育訓練

長生郡市広域消防本部は、消防職員や消防団員等に対する教育訓練により活動能力の向上を図る。

- (1) 総務省消防庁の消防大学校での教育訓練への消防幹部職員等の参加促進
- (2) 県消防学校での教育訓練への消防職員及び団員等の参加促進
- (3) 企業の自衛消防隊員等への教育訓練（講師の派遣等）
- (4) 消防大会及び全国消防操法大会千葉県代表選考会への消防職員・団員の参加促進
- (5) その他、各種講習会等への参加促進

第3 消防計画の推進

長生郡市広域消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の警防計画
- (4) 消防職員及び消防団員の非常時招集計画
- (5) 火災等出動計画
- (6) 特殊消防対象物警防計画
- (7) その他の消防計画
- (8) 消防訓練計画
- (9) 火災予防計画

第5節 耐震化・液状化対策の推進

項目	担当
第1 建築物等の対策	総務課、建設課、教育課
第2 ライフライン施設の対策	環境課、ガス事業所、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)
第3 道路、海岸・河川等の対策	建設課、県、長生土木事務所、千葉県道路公社

第1 建築物等の対策

1. 既存建築物の耐震化

町（建設課）は、白子町耐震改修促進計画（令和4年3月改定）を推進し、住宅、特定既存耐震不適格建築物、町有建築物等の耐震化を促進する。

2. 教育施設の耐震化

町（教育課）は、小中学校施設等の吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

3. 建築設備等の耐震対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

町（建設課）は、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められた場合の復旧対策について関係団体との情報共有等を進める。

(2) 落下物防止対策

町（建設課）は、千葉県落下物防止指導指針に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や町が定める避難主要道路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して適切な改修や補修の指導を行う。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

町（総務）は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報しらこ、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

4. 建築防災体制の整備

町（建設課）は、既存建築物の耐震診断等の実施や県と連携し被災時の応急危険度判定の実施体制を充実する。

5. 液状化対策の普及

町（建設課）は、液状化のリスクが高いと推定される地域での建築時の地盤調査や液状化対策を啓発する。

県は、液状化対策に役立つ地盤情報の収集や公表、建築技術者等を対象とした液状化対策講習会を開催する。

6. 盛土の崩落を防ぐ安全対策

県（宅地安全課）は、町（建設課）と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、

当該盛土について、対策が完了するまでの間に、避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合、町（総務課）は県に助言や支援を求める。

第2 ライフライン施設の対策

ライフライン事業者は、施設の耐震化、災害時の代替手段や復旧体制の確保等の対策を推進する。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会の活動等を通じてそれぞれのライフラインが連携した対策を推進する。

1. 水道施設

長生郡市広域水道部は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性を強化するとともに、老朽化した施設の更新や補強を進める。また、地盤改良等による液状化の防止や液状化発生時の施設被害を防止する対策の実施に努める。

長生郡市広域水道部は水道事業ビジョン・経営戦略を推進し、本戦略において位置づけられた更新計画により施設の耐震化率を計画的に向上させる。

また、震災等により給水供給が停止した場合、浄水場・配水池だけでは給水用水が不足するため、給水拠点である浄水場の非常用水源として井戸を整備し、飲料水を確保する。

- (1) 隣接水道事業者との緊急時連絡管の協定
- (2) 配水施設の機能停止を想定した管路のループ化
- (3) 導水、送水、配水管などの老朽管の耐震化
- (4) 配水池、浄水施設、自家発電施設等の更新と合わせた耐震化
- (5) 施設の常時監視、保守点検、耐震・耐火・耐水の整備補強
- (6) 各配水池への緊急遮断弁等の流失防止装置の設置
- (7) 緊急時給水拠点の確保

2. 下水道施設

町（環境課）は、法令に定める技術基準に基づいて施設の重要度と地震動レベルに応じた耐震対策を推進する。既設施設については、優先度を考慮して順次耐震化を図ることで災害に強い機能確保に努める。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

4. 都市ガス施設

町（ガス事業所）は、法令に定める技術基準に適合する設備や二次災害の防止対策に努めるとともに白子町ガス事業経営戦略を推進し、本戦略において位置づけられた更新計画により施設の耐震化率を計画的に向上させる。

5. 電話施設

N T T東日本株式会社は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

また、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努め、特に、町庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

第3 道路、海岸・河川等の対策

1. 道路

各道路管理者（町建設課、県、千葉県道路公社）は、道路の耐震対策を実施して安全確保に努めるとともに、災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、災害に強い道路整備や、被災地の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

町（建設課）は、耐震補強事業に基づく耐震補強工事と橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施するなど効率的な道路の耐震化を推進する。

2. 海岸・河川

(1) 海岸

海岸管理者（県）は、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進め、施設の重要性を考慮した液状化対策を実施する。

(2) 河川、水門、樋門

河川管理者（県）は、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防、護岸等の整備を推進する。また、国の耐震点検マニュアルに基づいて堤防、護岸、樋門、樋管等を点検し、危険度の高い施設から順次対策等を実施する。

第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項目	担当
第1 避難行動要支援者の支援体制	総務課、健康福祉課
第2 要配慮者全般の支援体制	総務課、健康福祉課、教育課
第3 社会福祉施設等の対策	総務課、健康福祉課、社会福祉施設管理者
第4 外国人の支援体制	総務課、住民課

第1 避難行動要支援者の支援体制

町は、災害対策基本法の規定や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援体制を整備する。

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

町（健康福祉課）は、白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援等関係者への名簿情報の提供、名簿情報の漏えい防止措置等を講じる。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。

〈白子町避難行動要支援者名簿の対象・記載事項・避難支援等関係者〉

項目	内容
名簿の対象範囲	① 要介護認定3～5の者 ② 身体障害者手帳1・2級の者 ③ 療育手帳④、Aの者 ④ 精神保健福祉手帳1・2級の者 ⑤ 70歳以上の単身世帯及び70歳以上の世帯員のみで構成されている世帯で希望する者 ⑥ その他町長が認める者
名簿の記載事項	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする理由 ⑦ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
名簿の情報提供先 (避難支援等関係者)	① 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ② 茂原警察署 ③ 白子町民生委員・児童委員 ④ 白子町社会福祉協議会 ⑤ 白子町地域包括支援センター ⑥ 自治会長 ⑦ 自主防災組織

2. 個別避難計画の策定

町（健康福祉課）は、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。

(1) 個別避難計画の作成及び活用

ア 作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にし、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。

また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

イ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

- ① 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

エ 町における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

オ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

カ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

キ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

ク 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

ケ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

第2 要配慮者全般の支援体制

1. 支援体制の整備

町（健康福祉課）は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援する体制づくりに努める。

また、体制づくりに当たっては、女性の意見や支援体制への女性の位置付けなどを考慮する。

2. 避難指示等の伝達体制の充実・強化

町（総務課、健康福祉課）は、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を要配慮者へ迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段や伝達体制の充実を図る。

〈要配慮者への避難指示等の伝達手段の現状〉

同報系防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、白子町メール配信サービス、Yahoo! 防災速報、白子町ホームページ、SNS（白子町防災LINE等）、緊急速報メール、広報車による巡回放送、自主防災組織等の巡回

3. 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、文字放送受信装置、自動消火装置等の設置の普及に努める。

なお、障がい者については、障がいの種類及び程度に応じて情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、緊急通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、伝達体制や仕組みも含めて必要な施策の実施に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

4. 避難施設等の整備及び周知

(1) 避難所の環境整備

町（総務課、健康福祉課、教育課）は、指定避難所の段差解消、多機能トイレの整備、要配慮者用スペースの確保、ピクトグラムによるトイレなどの設備の表示等に努める。また、町（総務課）は、要配慮者の避難生活に必要となる車椅子、簡易ベッド、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、哺乳びん、おむつ等の乳児用備品、女性の視点に配慮した授乳のための設備、生理用品、食物アレルギー対応食品などの指定避難所への備蓄に努める。

また、町が備蓄困難な備品等は、関係団体、事業者との協定等により円滑に調達する体制を確保するほか、個別の事情による医薬品等については要配慮者の家族等が備えておくよう周知する。

(2) 福祉避難所の指定

町（総務課、健康福祉課）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を、町有施設（保育所等）の活用や民間の社会福祉施設との災害協力協定により確保し、受入対象者を特定して指定する。

また、社会福祉施設等と連携協力し、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成、運営訓練、資機材等の整備に努める。

5. 防災知識の普及等

県及び町（健康福祉課）は、要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対するパンフレット・チラシ等の配布による広報の充実を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるほか、避難支援等関係者との人間関係及び信頼関係の強化を啓発する。

6. 避難生活者等の支援体制の整備

県及び町（健康福祉課）は、在宅避難や応急仮設住宅に入居する要配慮者への健康相談や生活支援を災害時に円滑に行えるよう、地域組織、長生保健所、社会福祉協議会、その他福祉関係機関のネットワークづくりを推進する。

また、保健所からの情報提供または要支援者名簿等により把握した、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について保健所と連携し、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう啓発する。

第3 社会福祉施設等の対策

県及び町（健康福祉課）は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

1. 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2. 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町（総務課、健康福祉課）との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣の自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

その他、町との災害時の情報伝達方法を、相互に確認しておくようにする。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4 外国人の支援体制

町（総務課、住民課）は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の要配慮者に対する防災対策に努める。

(1) 外国語による防災パンフレットの配布

英語等の防災パンフレットを作成、配布し、日頃より啓発に努める。

(2) 在日外国人の防災訓練参加の促進

防災訓練実施の際、訓練実施区域に住む外国人の参加を促進する。

(3) 避難場所等の外国語標記

第2章 第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

指定避難場所等の案内表示板に外国語を併記し、外国人にも理解しやすいように努める。

(4) 通訳ボランティアの協力要請

被災した外国人の相談に応ずるため、災害時通訳ボランティアの協力体制の確立に努める。

第7節 情報通信体制の整備

項 目	担 当
第1 情報通信施設の整備	総務課、NTT東日本(株)
第2 非常通信体制の充実強化	総務課

第1 情報通信施設の整備

町（総務課）は、防災関係機関、住民等への災害情報の収集、伝達を円滑に行うため、多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、通信施設の整備に当たっては、揺れや浸水等の影響を考慮した耐震対策や浸水対策に留意するほか、一週間程度の継続的な使用が可能な非常用電源設備の整備に努め、保守点検、的確な操作の徹底等を図る。

なお、NTT東日本株式会社など電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努め、特に、役場庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

1. 防災無線の整備・拡充

町（総務課）は、防災行政無線のデジタル化の整備拡充、子局の予備バッテリーの確保などを推進する。

2. 担い手の確保

町（総務課）は、町職員等に対して無線従事者資格の取得を奨励し、無線従事者の増員・確保を図るとともに通信機器の操作方法の研修を行う。

3. 多メディア化の推進

町（総務課）は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第2 非常通信体制の充実強化

1. 非常通信協議会の活用

町（総務課）は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処する電波法第52条の規定に基づく非常通信について、非常通信の伝送訓練など関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

2. 住民への情報提供体制の充実

町（総務課）は、住民等へ災害情報をより確実に提供するため、白子町メール配信サービスや白子町公式防災LINEへの登録を促進するとともに、停電時における情報取得に備えるため、モバイルバッテリー等の備蓄について普及、啓発する。

第8節 備蓄・物流計画

項 目	担 当
第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務課、商工観光課
第2 燃料の確保	総務課
第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保	健康福祉課
第4 水防資機材の確保	建設課

第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

1. 備蓄意識の啓発

町（総務課）は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。

また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、具体的な品目や点検・入れ替え等の方法も含めて家庭内備蓄の普及・促進を図る。

2. 町の備蓄・調達体制の整備

町（総務課）は、白子町備蓄計画に基づき、想定避難者数を考慮した備蓄目標を設定し、計画的な備蓄を推進する。また、備蓄品目、備蓄量を、毎年公表する。

(1) 現物備蓄の推進

生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需品などの物資や避難所運営等に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材などの計画的な備蓄に努める。

備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮するほか、保管期限や耐用年数を考慮した点検、入れ替え等を適切に実施し、備蓄品の品質管理及び機能維持に努める。

また、被災者に物資を迅速に提供するため指定避難所等への分散備蓄を進める。

(2) 流通備蓄の推進

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資、大量に必要となるもので全てを現物備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については災害時の調達で確保するものとし、災害協定の締結団体の在庫確認やさらなる災害協定の締結を検討する。

3. 災害時物流体制の確保

町（総務課、商工観光課）は、物資集積拠点に搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

その他、大規模災害時において、県は町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む。）により必要な物資を確保し、町の集積拠点まで物資を輸送することに留意する。

第2 燃料の確保

町（総務課）は、平時から公用車の燃料を半分以上確保するよう努める。

また、千葉県LPガス協会長夷支部や千葉県石油協同組合茂原支部と締結した災害協定を踏まえ、緊急車両への優先給油や災害対策拠点施設（災害対策本部、避難所、医療機関等）への円滑な燃料供給体制を確保する。

第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保

町（健康福祉課）は、災害時に必要となる医薬品、衛生材料、応急医療資機材の備蓄に努める。

また、医薬品等が不足する場合に、長生保健所（健康福祉センター）等から備蓄品等の供給を速やかに要請し、受け入れる体制を確保しておく。

第4 水防資機材の確保

町（建設課）は、水防活動用資機材等の備蓄、点検に努める。

第9節 防災関連施設の整備

項 目	担 当
第1 避難施設の整備	総務課、健康福祉課、教育課
第2 ヘリコプター一時的離着陸場の確保	総務課、教育課

第1 避難施設の整備

1. 避難場所等の整備

町（総務課）は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、避難場所等の収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、日頃から住民等へ周知徹底する。

〈指定緊急避難場所等の指定状況〉

種 類	機 能	指定状況
指 定 緊 急 避 難 場 所	切迫する災害（地震、津波、洪水）から避難する施設	小中学校・緊急避難施設等（津波、洪水については、公共建物の上階も活用）
津 波 緊 急 避 難 ビ ル	津波が発生するおそれがある場合、緊急的に一時避難する施設	町内の民営宿泊施設、リゾートマンション等
指 定 一 般 避 難 所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校・ふれあいセンター
指 定 福 祉 避 難 所	住居が被災した要配慮者が一時滞在する施設	未指定。町内の社会福祉施設との災害協定による福祉避難所予定施設は確保済み。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

町（総務課、健康福祉課、教育課）は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、住民へ周知徹底する。

また、指定緊急避難場所は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、洪水に対応する指定緊急避難場所は過去の浸水履歴や洪水浸水想定を考慮し、予測される浸水深以上の高さに避難スペースがあるものとする。

津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものとする。

その他、近隣市町村への避難が効果的な場合は、当該市町の協力を得て指定緊急避難場所を指定する。

指定緊急避難場所を指定又は廃止した時は、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定一般避難所の指定

ア 指定避難所の指定

町（総務課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

また、施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばないよう既に耐震性、耐火性が確保され、地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所を指定又は廃止したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

災害関連死を減らすには、避難生活でのストレス障害や持病の悪化などを抑制する必要がある。パーソナルスペースの確保、飲食料等の備蓄、災害用トイレの準備など避難所の環境整備が重要となることから、次の点に留意した指定避難所の整備及び避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

① 天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、必要に応じ井戸、給水タンク、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、換気、照明、テレビ・ラジオ等避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備（その施設を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

② 上記①の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

③ 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当と健康福祉担当が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討する。

④ 救護所、通信機器等施設・設備を整備する。

⑤ 要配慮者の入所できる福祉避難用のスペースを確保し、段ボールベッドやパーティション等を配備する。また、受入れ対象者を特定して指定福祉避難所として公示し、平時からその周知に努める。

⑥ 食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源（自家発電設備）、医薬品、炊き出し用具・設備、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄する。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料を確保する。

- ※備蓄については、本章 第8節「第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備」参照
- ⑦ 間仕切りやワンタッチパーティション、照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保する設備等を整備する。
 - ⑧ 学校を指定する場合は、学校が教育活動の場であること、避難所としての機能は応急的なものであることを考慮し、教育委員会等関係部局や地域住民等関係者と事前に調整する。
 - ⑨ 避難所の効率的な管理のために、町が策定した避難所運営マニュアルを基本として避難所ごとの具体的な運営マニュアル、避難所内の空間配置図、レイアウト図、施設の利用計画の作成に努める。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識や夏季の熱中症対策等の普及に努める。
 - ⑩ 指定管理施設の場合は、町と指定管理者により、事前に避難所運営に関する役割分担、町との連絡体制、施設・設備・事務機器・備品等の使用範囲及びルール、備蓄品の保管、費用負担等を定める。
 - ⑪ 選挙の投票所となる施設については、災害時にも投票が行われる場合を想定し、投票所と避難所の使用スペース等を事前に協議しておく。
 - ⑫ 家庭動物（ペット）同行避難者の家庭動物の管理（飼養及び保管等）スペースについて施設管理者と事前に協議しておく。
 - ⑬ 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が行う状況把握を円滑に行うことができるよう、平時から実施主体間で調整し、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲の検討に努める。
 - ⑭ 在宅避難者の発生や避難所の不足等に備え、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援策を平時から検討するよう努める。
 - ⑮ やむを得ず車中泊となる避難生活者に備え、地域の実情に応じて車中泊避難スペースの設置等、車中泊避難者の支援策の検討に努める。その際、車中泊での健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 指定福祉避難所の指定

町（総務課、健康福祉課）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所を、第6節・第2「4. 避難施設等の整備及び周知」により指定する。また、指定福祉避難所については、施設のバリアフリー化、ポータブルトイレ等の整備、生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置体制確保に努める。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

町（総務課）は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は災害用井戸の整備に努める。

第2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町（総務課、教育課）は、情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動などに有効なヘリコプター臨時離発着場を本計画（資料編）に位置付け、災害時の運用体制を確保する。

特に、避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じておく。

第10節 帰宅困難者等対策

項目	担当
第1 一斉帰宅の抑制対策	総務課、商工観光課、NTT東日本(株)
第2 帰宅困難者の安全確保対策	総務課、商工観光課、県
第3 帰宅支援体制の確保	総務課、商工観光課、県

第1 一斉帰宅の抑制対策

1. 基本原則の周知・徹底

町（総務課、商工観光課）は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

2. 安否確認手段の普及・啓発

町（総務課、商工観光課）及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用伝言板（web171）、SNS、IP 電話などの安否確認手段について、体験サービスの活用を啓発し、発災時の円滑な利用を促進する。

また、企業など関係機関において、家族等との安否確認手段やルールを決めておくよう啓発する。

3. 帰宅困難者等への情報提供体制の確保

町（総務課、商工観光課）は、関係機関と連携して緊急速報メール、防災メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した災害時の帰宅困難者への情報提供体制を検討する。

4. 企業などの施設内待機の促進

町（商工観光課）は、企業などにおける従業員や観光客等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を促進する。

各企業は施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について自ら準備に努め、学校等は、家庭や地域と連携協力した準備に努める。

第2 帰宅困難者の安全確保対策

1. 一時滞在施設の確保

町（総務課、商工観光課）は、耐震性などの安全性を考慮したうえで、出先や路上等の屋外で帰宅困難となった外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設の指定に努める。また、民間施設を指定する場合には当該事業者と協議し、協定等を締結しておく。

一時滞在施設を指定した際は、一時滞在者への周知方法、施設における情報提供や物資の備蓄についても検討しておく。

2. 宿泊施設における利用者の保護

宿泊施設等における利用者保護のため、県及び町（商工観光課）は、宿泊施設との情報連絡体制の整備を図る。また、震災時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

第3 帰宅支援体制の確保

1. 災害時帰宅支援ステーションの周知

町（総務課、商工観光課）は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

2. 搬送手段の確保

町（総務課、商工観光課）は、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児など自力での徒歩が困難な特別搬送者（災害時に一般のバスや鉄道などを利用して自力で帰宅することが困難な配慮が必要な方）について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第11節 防災体制の整備

項目	担当
第1 町の防災体制の整備	総務課
第2 業務継続体制の整備	総務課、各課等

第1 町の防災体制の整備

1. 危機管理能力の向上

町（総務課）は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識の取得や危機管理意識の醸成に取り組む。

2. 災害対策本部体制の整備

町（総務課）は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部の事務局体制を整備し、災害対策本部の設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

3. 県、町及び防災関係機関の連携の強化

県、町（総務課）及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

第2 業務継続体制の整備

町（総務課、各課等）は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、白子町業務継続計画により、災害時の業務継続体制を確保する。

また、想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

項目	担当
第1 町職員の非常配備	各班
第2 町災害対策本部の設置	各班、長生郡市広域消防本部、消防団
第3 災害救助法の運用	各班、長生郡市広域水道部、長生郡市広域消防本部

第1 町職員の非常配備

1. 職員の非常配備

地震・津波に対する町職員の配備基準、体制は次のとおりとし、町内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。

非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

（地震・津波時の非常配備基準）

非常配備態勢	配備基準	配備内容	配備人員
情報収集体制	①町内で震度4を観測したとき 《自動配備》 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表されたとき ③北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき《自動配備》 ④町内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき《自動配備》 ⑤町内で震度3以下を観測し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	災害関係課の職員で情報連絡活動を円滑に行える体制とする。	総務課 建設課 ガス事業所
災害即応体制	①町内で震度5弱を観測したとき 《自動配備》 ②町内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき《自動配備》 ③町内で震度4を観測し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 自衛消防隊
災害対策本部第1配備	①町内で震度5強を観測したとき 《自動配備》 ②町内に津波に関する特別警報（大津波警報）が発表されたとき《自動配備》 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき《自動配備》 ④以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき a. 特に大きな被害が発生したとき b. 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

非常配備態勢	配備基準	配備内容	配備人員
災害対策本部 第2配備	①県内で震度6弱を観測したとき 《自動配備》 ②以下のa又はbに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 a. 町内の広範囲にわたって被害が発生したとき b. 局地的であっても被害が甚大であるとき	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とする。	同上
災害対策本部 第3配備	①町内で震度6強以上を観測したとき 《自動配備》 ②以下のa又はbに該当する場合で、本部長が、町の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 a. 町内の広範囲にわたる被害が発生したとき b. 局地的であっても被害が特に甚大であるとき	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	同上

(注) 配備の特例措置

- 1) 配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2) 各課等の長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、総務課長と協議の上、町長の承認を得て、当該課の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

町職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。 ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。 ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。 ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 職員の動員

(1) 非常配備の発令

総務課は、非常配備の発令基準に関係する地震、津波情報を覚知し、発令基準に達した場合、又は達するおそれがある場合は、総務課長にその旨を報告する。

総務課長は町長に非常配備の発令を進言し、町長は非常配備を発令する。

休日夜間等勤務時間外の場合で、宿日直者が次に掲げる情報を収受し、又は自ら覚知したときは総務課長に連絡し、その指示等を必要に応じて各関係職員に連絡する。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 災害発生のおそれのある防災気象情報が関係機関から通報されたとき。 ② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。 ③ 災害発生のおそれのある異常現象の通報等があったとき。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、各課等の長は、平時から所属の各職員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるようにしておく。

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

(2) 非常配備の伝達

ア 勤務時間内

総務課は、庁内放送、各課等への口頭連絡等により、各職員へ非常配備（種別）を周知する。

イ 勤務時間外

総務課は、同報系防災行政無線の放送、電話連絡網等により、各職員へ非常配備を周知する。

(3) 参集行動

ア 町職員の参集行動

町職員は、地震、津波情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、「自動配備」基準に該当することを覚知した場合は、自主参集を開始し、勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

参集途上では可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに上長を通じて総務課に報告する。

災害の状況により参集場所への移動が困難な場合は最寄りの町の施設に参集し、上長又は総務課に報告する。

イ 初動対応職員の指定等

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定しておく。

初動対応職員は、本部員（班長）、本部事務局職員（総務班職員）、本部連絡員、情報連絡員、各所属の情報収集体制職員とする。

また、初動対応職員は、参集直後から次の初動活動を実施する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 千葉県防災情報システム及び町防災行政無線の運用② 庁舎非常電源の確保③ 被害等の情報収集④ 防災関係機関との連絡調整 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 配備状況の収集、報告

各課等の長は、非常配備状況を総務課長に報告する。また、総務課長は、非常配備状況等を集約し、町長に報告する。

第2 町災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、「非常配備基準（震災時）」の災害対策本部第1配備、第2配備又は第3配備に該当する場合、白子町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎2階会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能の場合は、白子町青少年センター又は関小学校に設定する。

(3) 設置の通知

町本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、町職員その他必要な機関に周知する。

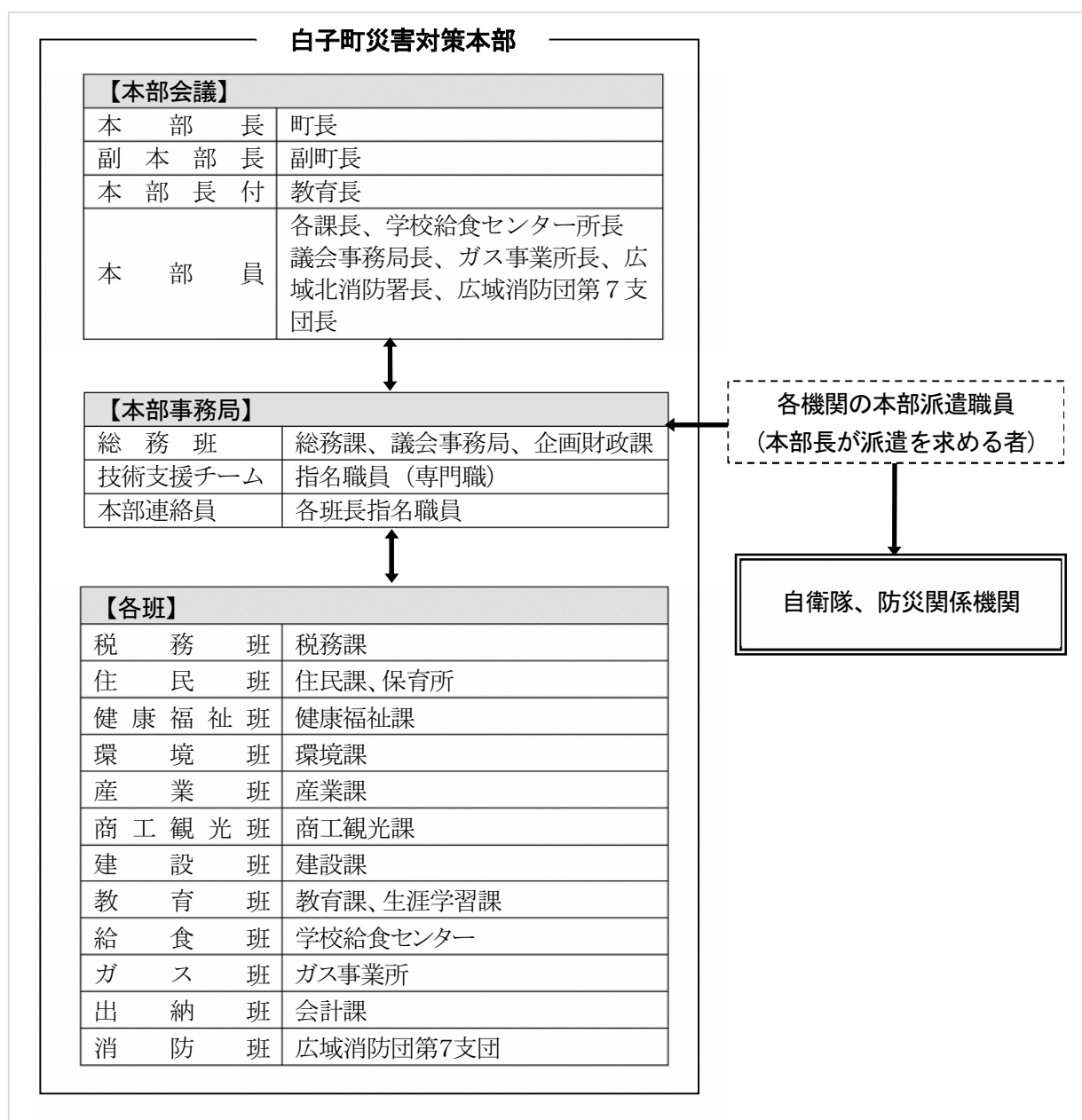
第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

通知先	通知方法
町職員	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
県（防災対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、県防災情報システム、メール
防災関係機関 隣接市町村	県防災行政無線、電話、FAX、メール
報道機関	電話、FAX、記者発表
住民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等）、緊急速報メール、Lアラート

2. 本部組織の確立・運営

(1) 本部組織の確立

町長は、白子町災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。



〈白子町災害対策本部の組織体制及び指揮・連絡系統〉

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

〈白子町災害対策本部の機能等〉

	機能・職務等
本部員会議	本部長、副本部長、本部長付、本部員で構成し、本部長の招集により次の事項を審議する。 ① 災害対策の基本方針の決定 ② 災害対策、活動体制等の総合調整 ③ その他重要事項の決定 また、審議事項に応じて関係する本部員等に限って会議を開催することができる。この場合、審議事項及び決定事項等を本部員等に報告する。
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部長付	本部長を補佐する。
本部員	担当する班の職員を指揮する。
本部事務局	本部員会議の庶務、本部員、本部連絡員との連絡調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、各班との連絡調整、本部員会議への報告等を行う。
技術支援チーム	各課の専門職を一元管理する必要があると本部長が判断した場合に設置する。総務班長の指揮の下、各班からのニーズに応じて助言や専門職員の派遣等を行う。
班	所掌する事務を実行する。

(2) 本部機構の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長の権限により行われるが、本部長不在時、又は事故あるときは、①副町長、②教育長、③総務課長の順に権限を委任する。

(3) 班編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌は次表のとおりとする。

なお、支援に関する事務分掌は、当該事務を主担当とする班が指揮を執ることとし、業務内容や人員等について事前に調整するよう努める。

〈災害対策本部の班編成及び事務分掌〉

【班名】◎班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (◎付きの事務は災害救助法適用事務)
	警戒	初動	応急	復旧	
【各班】共通					○所管車両の管理及び配備に関すること。
					○所管施設等の被害状況調査、報告に関すること。
					○他の班の応援に関すること。
【総務班】 ◎総務課長 ○総務課職員 ○議会事務局職員					○災害対策本部の設置運営に関すること。
					○地震、防災気象情報等の受信及び伝達に関すること。
					○県、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
					○本部及び各班との連絡調整、受援の統括に関すること。
					○自衛隊の災害派遣要請に関すること。
					○消防団との連絡調整に関すること。
					○避難情報の発令、伝達に関すること。
					○町有財産の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○緊急通行車両の申請に関すること。
					○車両の調達、管理及び配車に関すること。
◎企画財政課長 (副班長) ○企画財政課職員					○被害状況調査の総括に関すること。
					○被害状況の収集、集計に関すること。
					○災害救助法事務の総括に関すること。
					○防災行政無線の運用に関すること。
					○広報活動、報道機関との連絡調整に関すること。
					○給水計画、水道関係団体との連絡調整に関すること

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

【班名】◎班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (◎付きの事務は災害救助法適用事務)
	警戒	初動	応急	復旧	
					○災害の記録及び統計に関すること。
					○災害関係予算及び資金に関すること。
					○災害見舞及び視察者に関すること。
					○他班に属さない事項の調整に関すること。
【出納班】 ◎会計課長 ○会計課職員					○災害資金の出納に関すること。
					○災害見舞金、義援金の受入れに関すること。
【税務班】 ◎税務課長 ○税務課職員					○家屋の被害調査、罹災証明に関すること。
					○町税の減免に関すること。
【住民班】 ◎住民課長 ○住民課職員 ○保育所職員					○住民の安否情報に関すること。
					◎死体の埋火葬に関すること。
					○保育所の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○応急保育に関すること。
					○災害相談窓口の設置に関すること。
【健康福祉班】 ◎健康福祉課長 ○健康福祉課職員					○避難行動要支援者の避難支援に関すること。
					◎避難所（小中学校を除く。）、福祉避難所の設置・管理及び避難者の収容・支援に関すること。
					◎医療救護、医療関係機関との連絡調整に関すること。
					◎要配慮者の福祉サービスに関すること。
					◎死体の処理及び安置に関すること。
					◎保健衛生、防疫に関すること
					○医療、保健、福祉施設の被害調査、応急措置、復旧に関すること
					○社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関すること
					○被災者生活再建支援金、災害弔慰金、見舞金等の支給に関すること。
					○義援金の配分、支給に関すること。
【保健活動班※】 ◎健康福祉課長 ○保健師・管理栄養士					○避難者の健康管理に関すること。
【環境班】 ◎環境課長 ○環境課職員					○コンプラ施設（下水道）の被害調査・応急措置・復旧に関すること。
					○災害廃棄物の処理に関すること。
					○家庭動物（ペット）に関すること。
					○環境保全対策に関すること。
【産業班】 ◎産業課長 ○産業課職員					○排水機場に関すること。
					○農地及び農業用施設並びに農畜産物の応急対策に関すること。
					○被災農林水産業者の復旧及び融資に関すること。
					○農業団体との連絡に関すること。
					○家畜等の防疫に関すること。

※保健活動班の設置は、〈白子町災害対策本部の機能等〉の技術支援チームに準ずる。

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

【班名】◎班長 ○班員	実施時期				事務分掌 (◎付きの事務は災害救助法適用事務)
	警戒	初動	応急	復旧	
【商工観光班】 ◎商工観光課長 ○商工観光課職員					◎飲料、食料、生活必需品の調達、受入（物資集積所の設置運営含む。）、輸送に関する事。
					○観光客の避難誘導、帰宅困難者の対応に関する事。
					○商工業の被害調査、復旧及び融資に関する事。
					○商工関連団体との連絡調整に関する事。
【建設班】 ◎建設課長 ○建設課職員					○道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急・復旧に関する事。
					○緊急輸送道路の確保に関する事。
					○交通規制に関する事。
					○道路等における障害物の除去に関する事。
					○水防に関する事。
					○建築物の応急危険度判定に関する事。
					○建設業者との連絡調整に関する事。
					○町営住宅の被害調査及び復旧に関する事。
					◎応急仮設住宅（建設型、賃貸型）に関する事。 ◎被災住宅の応急修理に関する事。 ◎住居障害物の除去に関する事。
【教育班】 ◎教育課長 ◎(副班長) 生涯学習課長 ○教育課職員 ○生涯学習課職員					◎小中学校避難所の設置・運営及び避難者の収容・支援に関する事。
					○教育その他管理施設の被害調査・応急措置・復旧に関する事。
					○児童、生徒及び教職員の被害状況の取りまとめに関する事。
					◎被災児童、生徒に対する学用品の支給に関する事。 ○応急教育に関する事。
					○ヘリコプター離発着場開設の支援に関する事。
					○文化財の被害調査・応急措置・復旧に関する事。
					○青少年センター等施設の被害調査・応急措置・復旧に関する事。
					○給食センターの被害調査・応急措置・復旧、炊出しにおける使用調整に関する事。
【ガス班】 ◎ガス事業所長 ○ガス事業所職員					○ガス事業施設の被害調査・応急措置（安全周知・供給停止・再開等含む。）・復旧に関する事。
					○ガス漏洩通報の受付、ガス関係機関との連絡調整に関する事。
【消防班】 広域消防団 ◎第七支団長 ○第七支団員					○消防団員の動員に関する事。
					○消防機関との連絡に関する事。
					○水害、火災、その他の災害に係る救助業務に関する事。
					◎死体の捜索に関する事。
					○災害発生による情報の収集及び広報に関する事。
					○海岸、河川等の危険地域の警戒及び応急措置に関する事。
					○水害、災害の警戒防御に関する事。 ○避難者の誘導に関する事。

(注) 実施時期の「警戒」は発災前の警戒段階（風水害を想定）、「初動」は発災～3日程度、「応急」は発災後4日～1週間程度、「復旧」は発災後1週間後～1か月程度の時期を想定している。

3. 職員の配置・応援等

(1) 職員の配置・健康管理

各班長は班の職員の参集状況に応じて各班の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

なお、災害対応が長期化する場合は、職員の健康調査の実施や帰宅が困難な職員のための休息スペースの確保、避難所担当職員の早期ローテーションにより職員の健康管理に努める。

本部連絡員は班の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を総務班に随時報告する。

(2) 職員の応援

各班長は、班の職員が不足する場合、他の班の職員の応援を総務班長に要請する。

総務班長は、各班の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各班長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、町の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。（「第2節 応援等の要請・受入」参照）

4. 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を現場近くの町有施設等に設置し、副本部長その他の本部員等の中から現地災害対策本部の本部長、本部員等を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難指示等の発令（災害対策基本法第56条・第60条、町長の権限）② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）④ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

その他、現地調査等を円滑に実施する必要がある場合、現地付近の公共施設等に現地活動拠点を設置する。

5. 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が町本部に派遣された場合や現地災害対策本部が町内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保し、十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として町に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

6. 県との連携

災害の発生又は災害の発生が見込まれる際に、市町村における災害対応状況の把握及び県と市町村間の連絡調整等を円滑に行うため、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に町職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

7. 合同調整所の設置

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

8. 町本部の解散

本部長は町の地域において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、町本部を解散する。

また、町本部を解散した場合、1の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

第3 災害救助法の運用

災害救助法が適用される災害では、避難所等の救助費用を国、県が負担することに留意し、法の適用が円滑に行われ、法に基づく事務に速やかに着手できるようにする。

1. 災害救助法の適用手続き

- (1) 町域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（町長）は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害状況の把握及び報告については、千葉県「災害救助の手引き」に基づき行う。
- (3) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

2. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

県の人口が300万人以上で、町の人口が5,000人以上1万5,000人未満の区分に該当する本町は、町域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が40世帯以上に達する場合

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が20世帯以上に達する場合

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

置し、本町域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

3. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

- | | | |
|-----------------------------------------|-----|---------|
| ○ 全壊（全焼・流失）住家 | 1世帯 | 滅失住家1世帯 |
| ○ 半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家 | 2世帯 | 滅失住家1世帯 |
| ○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家 | 3世帯 | 滅失住家1世帯 |
- (注) 床下浸水、一部破損（準半壊等）は換算しない。

4. 災害救助法適用事務の実施

本部長（総務班）は、災害救助法の事務を委任することについて県から通知を受けた場合、委任された事務の内容を各班に周知し、災害救助法適用事務の実施を指示する。

町（各班）は、内閣府の災害救助事務取扱要領、千葉県災害救助法施行細則、千葉県「災害救助の手引き」により適用事務を実施し、事務の記録、関係帳簿の整備等を行う。

〈災害救助法に基づく救助の種類〔担当班〕〉

- | |
|-------------------------------|
| ① 避難所の設置*〔健康福祉班、教育班〕 |
| ② 応急仮設住宅の供与〔建設班〕 |
| ③ 炊き出しその他による食品の給与〔商工観光班、給食班〕 |
| ④ 飲料水の供給〔総務班、長生郡市広域水道部〕 |
| ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与〔商工観光班〕 |
| ⑥ 医療及び助産〔健康福祉班〕 |
| ⑦ 被災者の救出〔消防班、長生郡市広域消防本部〕 |
| ⑧ 福祉的サービスの提供〔健康福祉班〕 |
| ⑨ 住家被害の拡大防止のための緊急修理〔建設班〕 |
| ⑩ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理〔建設班〕 |
| ⑪ 学用品の給与〔教育班〕 |
| ⑫ 埋葬〔住民班〕 |
| ⑬ 死体の捜索〔消防班、長生郡市広域消防本部〕 |
| ⑭ 死体の処理〔健康福祉班〕 |
| ⑮ 住居障害物の除去〔建設班〕 |
| ⑯ 輸送その他の事務〔各班〕 |

*災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみが対象となる。

災害救助法による応急救助の程度、方法及び期間等については、千葉県災害救助法施行細則別表第一の基準によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一による救助の適切な実施が困難な場合、本部長（総務班）は知事に救助の程度、方法及び期間の特例措置を県に求める。

5. 救助費の請求等

災害救助法に基づき、町長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

町（総務班）は、各班の事務の記録、関係帳簿等を取りまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害ボランティア活動と町の実施する救助の調整事務を社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

庫負担の対象とすることができるため、当該事務の記録、整理を社会福祉協議会等に依頼する。

なお、町と白子町社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整事務の委託契約についての災害協定を締結している。

第2節 応援等の要請・受入

項 目	担 当
第1 町の受援体制の確立	総務班、各班、長生郡市広域消防本部
第2 自衛隊の災害派遣要請	総務班
第3 県・他市町村等への応援要請	総務班、各班

第1 町の受援体制の確立

町は、白子町受援計画に基づき受援担当者を設置し、受援体制を確立する。また、応援隊の集結、宿泊拠点を確保して応援隊を受け入れる。

第2 自衛隊の災害派遣要請

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈災害派遣の内容〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3章 第2節 応援等の要請・受入

1. 災害派遣の要請

町長（総務班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、自衛隊に直接通報し、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

その他、町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、通知したときは速やかにその旨を知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

〈緊急時の連絡先〉

部隊名	連絡責任者		電話番号	県防災行政無線
高射学校 (下志津)	企画室副室長 (時間内)	駐屯地当直司令 (時間外)	下志津 043-422-0221 内線 204(時間内) 302(時間外)	500-9631(時間内) 500-9633(時間外)
第一空挺団 (習志野)	第3科防衛班長 (時間内)	駐屯地当直司令 (時間外)	習志野 047-466-2141 内線 236(時間内) 302(時間外)	632-721(時間内) 632-725(時間外)

2. 災害派遣部隊の受入れ

町（総務班）は災害派遣部隊の受入れに当たり、次の計画や環境等を確保する。

また、自衛隊の作業が他の応援隊の作業と競合し、又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

〈自衛隊の受入体制〉

項目	内容
作業計画の作成	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 (3) 作業箇所別優先順位 (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮する。
集結場所・宿営地へリポートの確保	候補施設：白子自然公園

なお、町は、自衛隊の受け入れに際して、態勢、要領及び他の機関等との役割分担を明確にするため、必要に応じ、県、自衛隊等との間で調整組織を構築する。この際、町は、長生郡市広域消防本部や消防団の消防力の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の確立に努める。

3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない

第3章 第2節 応援等の要請・受入

ときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること(4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 調整組織の構築

県、町、自衛隊等による調整組織を構築する場合、町（総務班）は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（総務班）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

6. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等(4) 天幕等の管理換に伴う修理費(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3 県・他市町村等への応援要請

1. 応急対策職員派遣制度の活用

本部長（町長）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書等の災害対応業務を支援するチーム

2. 県への要請

町長（総務班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

第3章 第2節 応援等の要請・受入

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本町に対して積極的に行われることがある。

また、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

3. 指定地方行政機関等への要請

町長（総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関（指定公共機関のうち、業務の内容等を勘案して内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	(1) 派遣の要請・あつせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第29条 (2) あつせんの根拠 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

4. 他市町村への応援要請

町長（総務班）は、応急措置実施のため必要があると認めるときは、県内他市町村、長野県小谷村との相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	(1) 被害の状況 (3) 応援の具体的内容及び必要量 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項	(2) 応援の種類 (4) 応援を希望する期間
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供	

第3章 第2節 応援等の要請・受入

	(6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受け付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 応援隊の受入れ

町（総務班）は、応援隊の集結・宿泊拠点（町有施設のほか、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる）を確保して応援隊を受け入れ、応援を要する各班に応援職員を配置する。

町（各班）は、応援職員の作業を指揮し、執務環境・資機材等を確保する。

その際、感染症を考慮して適切な空間を確保するほか、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定してホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

6. 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（令和5年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、町（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

〈白子町が属する支援地域内の広域防災拠点〉

拠点的種類	支援地域	施設名	備考
広域活動拠点等 (救援部隊の受入)	長生・夷隅 ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
		県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
		大多喜町 B&G 海洋センター	自衛隊
		睦沢町総合運動公園	自衛隊
		長南町陸上競技場	自衛隊
		道の駅たけゆらの里おおたき 尼ヶ台総合公園	警察 消防、警察
災害拠点病院等 (DMATの受入等)		近隣の災害拠点病院（東千葉メディカルセンター）	
広域物資拠点（救援物資の受入れ・管理等）	長生・夷隅 ゾーン	近隣の営業倉庫 (県倉庫協会加盟)	
広域災害 ボランティアセンター	海匝・山武・ 長生地域	さんぶの森公園	九十九里広域災害 ボランティアセンター

第3節 情報通信・広報広聴

項 目	担 当
第1 地震・津波情報等の伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第2 通信の確保	各班、各防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第4 災害広報・報道対応	総務班
第5 安否照会への対応	住民班
第6 災害相談窓口の設置	住民班、各班
第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	税務班、長生郡市広域消防本部
第8 被災者台帳の作成	総務班、各班

第1 地震・津波情報等の伝達

1. 地震・津波情報

町（総務班、長生郡市広域消防本部）及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

また、緊急地震速報で町内の震度が4以上の場合は、防災行政無線を利用して住民に伝達する。また、津波注意報や津波警報が発表された場合は、J-ALERT による町防災行政無線（同報系）の自動放送や防災アプリ、防災メール（緊急速報メールを含む）の発信を行う。

(1) 地震情報

気象庁は震度5弱以上が予想される場合に緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

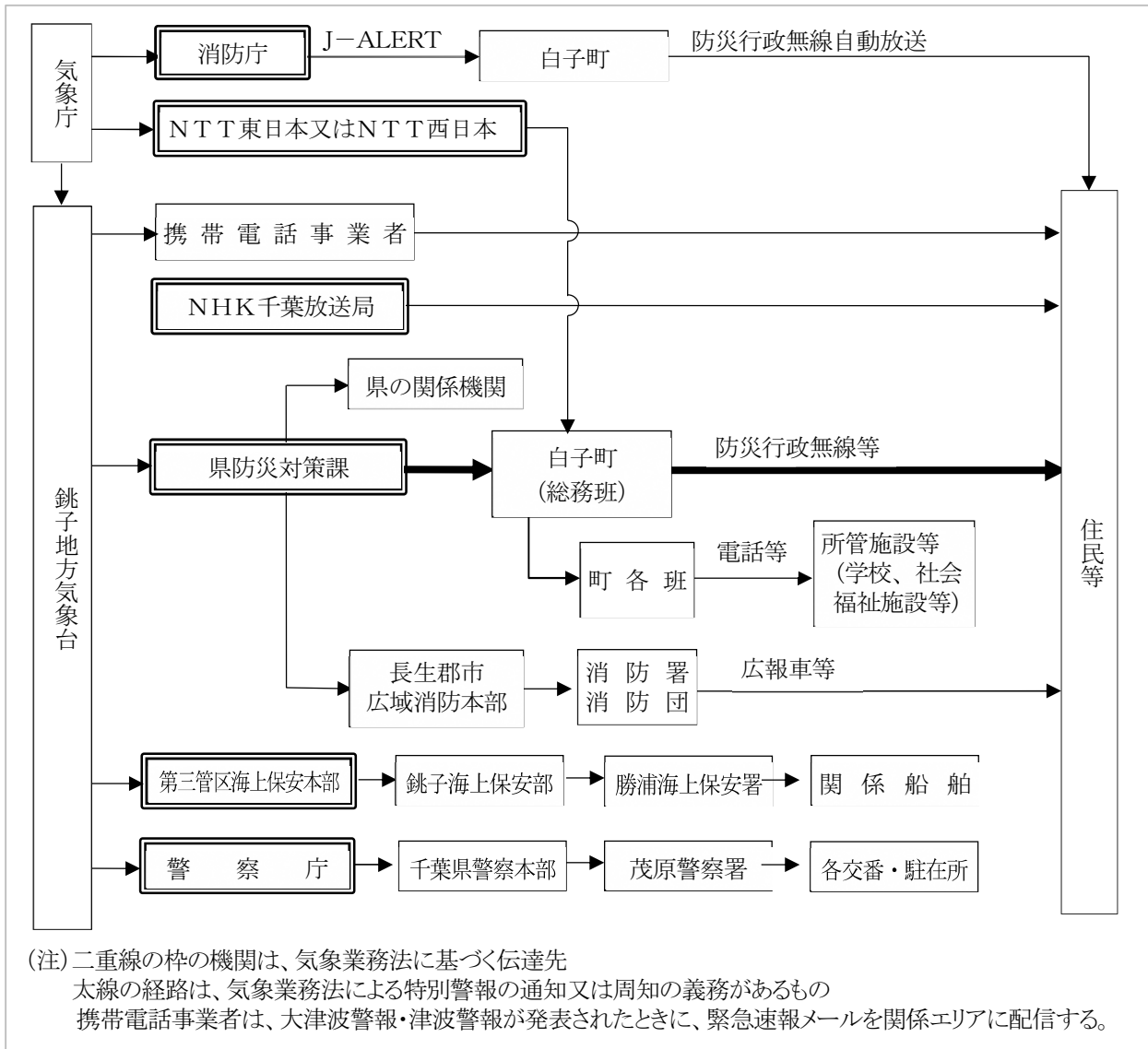
〈地震情報の種類・発表基準等〉

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 （警報）	<ul style="list-style-type: none"> 最大震度5弱以上 長周期地震動階級3以上 	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（白子町は「千葉県北東部」）。
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（白子町は「千葉県北東部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報・注意報発表時または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）発表時 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。） 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

〈情報連絡系統〉



第3章 第3節 情報通信・広報広聴

(2) 津波情報

ア 津波警報等

気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位（本町は「千葉県九十九里・外房」）で発表する。

〈津波警報等の種類・津波の高さ等（気象庁資料）〉

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の最大波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波情報

津波警報等が発表された場合、予想される津波の到達時刻や高さなどが発表される。

〈津波情報の種類（気象庁資料）〉

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合、以下の内容が発表される。

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈津波予報の内容（気象庁資料）〉

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長（総務班）、長生郡市広域消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに町長（総務班）、長生郡市広域消防本部に通報する。通報を受けた町長（総務班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信の確保

1. 通信体制の確立

町（各班）及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段及び住民等への伝達手段を確保する。また、通信機器ごとに連絡担当者を配置して通信記録をとる。

〈主な災害時通信手段と通信拠点〉

	主な通信手段	主な通信拠点等
双 方 向	災害時優先電話	町庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町村、主要防災関係機関、国等
	県防災行政無線 (地域衛星通信 ネットワーク)	町庁舎、長生郡市広域消防本部、他市町村、県内主要防災関係機関（陸上自衛隊高射学校、銚子海上保安部、銚子地方気象台、NTT東日本千葉事業部、東京電力パワーグリッド、日本赤十字社）
	消防無線（消防団専用波）	町庁舎、消防団
単 方 向	町防災行政無線 (同報系)	町庁舎 → 屋外スピーカー、戸別受信機
	白子町メール配信サービス、緊急速報メール、SNS（防災LINE等）	町庁舎 → 携帯電話・スマートフォン（登録者等）

2. 代替通信手段の確保

各防災関係機関は、管理する通信設備の被災、機能低下又は電気通信施設の障害等により通信に著しい支障が生じた場合は、関東地方非常通信協議会等の加入機関の協力を得るなどして代替手段の確保に努める。

第3 被害情報等の収集・報告

町（各班）及び各防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等の被害情報等を収集し、また、災害の危険が解消した段階で被害調査を実施し、随時、町及び県へ報告する。

なお、被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。

〈被害情報等の主な項目と収集・調査の担当〉

分類	情報項目	町の担当班 (協力担当)	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者、 重症者、軽症者	住民班 健康福祉班 消防班	広域消防本部、 警察署、自衛隊 医療機関	様式1 (人的被害)
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	税務班	広域消防本部	様式2 (住家等被害)
非住家 被害	公共建物 その他の建物	各班 各班	各機関 各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	建設班	各道路管理者、警察署	様式3 (交通規制 ・道路被害)
その他 被害	火災発生件数	(総務班)	広域消防本部	様式4 (その他の被害)
	河川施設等被害	建設班	長生土木事務所	
	清掃施設	環境班	—	
	停電、電話不通、 ガス供給停止の戸数	ガス班	東京電力パワーグリッド、 NTT 東日本	
	ブロック塀等の倒壊数	総務班	—	〔公共土木施設 被害詳細報告〕 (交通計画)
	海岸保全施設の被害	(建設班)	長生土木事務所	
	鉄道の不通	—	—	
	水道施設被害 断水戸数	(総務班)	広域水道部	
田畑の被害	産業班	長生農業事務所 農業協同組合	(農林水産)	
避難指示等発令状況	総務班	—	様式5 (避難指示等)	
物資資源情報(備蓄物資、集積拠点)	総務班 商工観光班	—	様式6 (物資情報)	
避難所等情報(諸元、開設状況)	健康福祉班 教育班	—	様式7 (避難所等情報)	
消防庁が指定する災害情報	総務班、 広域消防本部	—	災害即報 第4号様式	

(注) 各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

1. 災害初期の情報収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・伝達

町（各班）及び各防災関係機関は、次の点に留意して所管の被害情報等を収集し、町（総務班）に伝達する。

- ① 勤務時間外の地震発生時は、職員の参集途上の見聞情報を速やかに集約する。
- ② 被災地の映像など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集に努める。
- ③ 死者・重傷者の多発、市街地火災、電線・電柱・道路の被害や倒木等の多発、ガス漏れ、堤防の決壊の前兆など、生命保護のため直ちに対処すべき、重要かつ緊急性の高い事案については、他の情報に優先して伝達する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、速やかに状況を確認する。

また、町（総務班）は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、自衛隊等に応援を求める。

(2) 各地区の被害情報の収集・伝達

町（総務班）は、自治会、自主防災組織の連絡網を活用して各地区の被害状況や被災者ニーズを収集し、町本部へ報告する。併せて、町本部からの広報等を自治会、自主防災組織等を通じて地区住民に提供する。

町（総務班）は、甚大な被害が発生した地区について、必要に応じて全戸訪問調査を実施する。調査に当たっては調査チームを編成し、被害状況や被災者ニーズを速やかに調査するとともに、必要に応じて救援物資や臨時広報紙等を被災者に提供する。

2. 活動状況、被害調査結果等の伝達

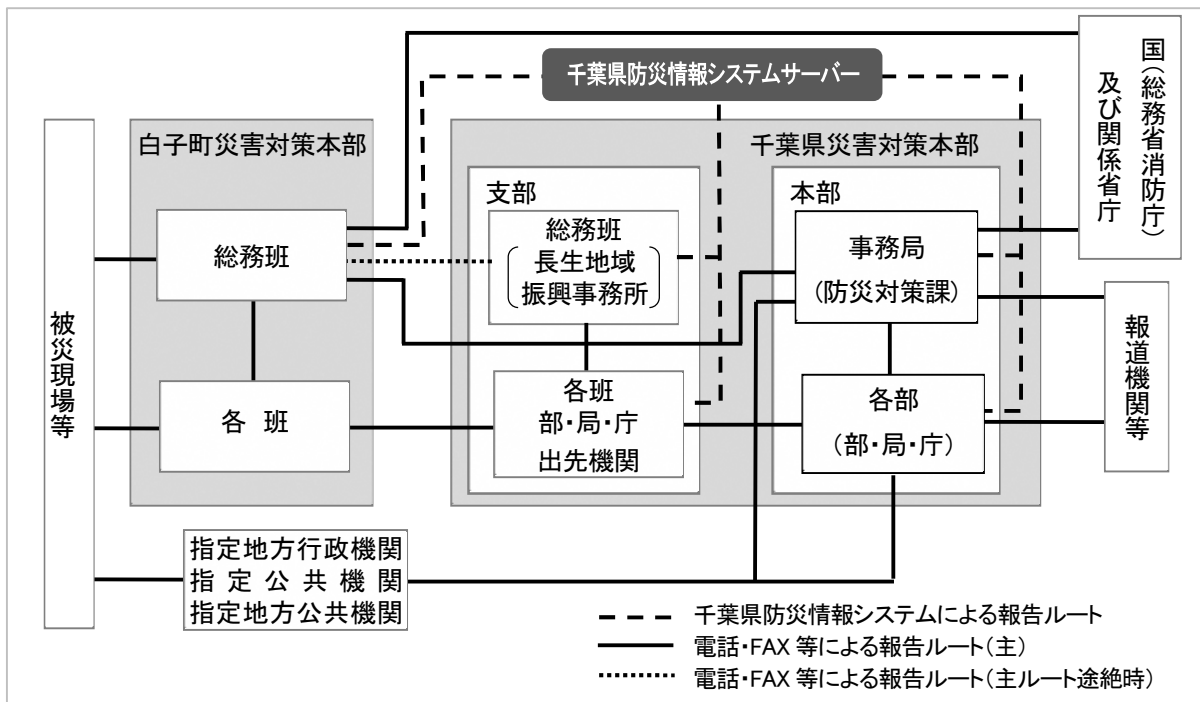
町（各班）及び各防災関係機関は、被害への対応状況やその後の被害調査の結果を県への報告様式又は所定の様式を使用して町（総務班）へ伝達する。

被害等の調査・報告に当たっては、関係機関との連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の整合を図る。

なお、町（各班）及び各防災関係機関は、総務班長が指定する時刻に毎日報告することを原則とする。

3. 県への報告

町（総務班）及び防災関係機関は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県（本部事務局）に被害情報等を報告する。



〈報告経路概要図〉

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

(1) 報告基準

町（総務班）及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

〈報告基準〉

① 震度5弱以上を観測した場合
② 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
③ 津波警報等が発表された場合
④ 町災害対策本部を設置した場合
⑤ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
⑥ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
⑦ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(2) 町からの報告

町（総務班）は、町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

また、次の点に留意し、災害の状況に応じて国（総務省消防庁）への報告等を行う。

報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要な事項
補足事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、事後速やかに県に報告する。 ② 震度5強以上を記録したときは消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、被害の有無を問わず、第1報等について県及び国（総務省消防庁）に報告する。 ③ 大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 ④ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。 ⑤ その他、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。 ② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。 ③ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。 ④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系) FAX 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

第4 災害広報・報道対応

町（総務班）及び各防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報メディアを有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

また、報道機関は、住民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、町及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1. 町の広報

町（総務班）は、的確かつ正確な広報活動を実施する。

なお、大規模災害の場合、町本部長は被災者を激励し、災害対策の現状や今後の方針、町外からの応援状況等をトップメッセージとして発表する。

(1) 広報内容

町（総務班）は各班から情報を収集し、災害の状況にあわせて次の情報を発信する。

災害情報	① 地震、津波等の防災気象情報（観測情報と今後の見通し） ② 災害の発生状況と応急対策の状況 ③ 二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ④ 避難指示、指示等の情報 ⑤ 安否情報 ⑥ 緊急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況） ⑦ 緊急道路・交通規制情報 ⑧ 住民、事業者のとるべき措置（ガスの安全使用等、電話や交通機関等の利用制約等）
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

生活情報	① ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と復旧見込み情報） ② 食料、物資等供給情報 ③ 風呂、店舗等開業状況 ④ バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤ 道路情報 ⑥ 医療機関の活動情報 ⑦ 治安情報 ⑧ 災害ボランティア情報
行政施策情報	① 住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ② 各種相談窓口の開設情報 ③ 罹災証明書の発行情報 ④ 税・手数料等の減免措置の状況 ⑤ 災害援護金等の融資情報等 ⑥ 被災建築物応急危険度判定実施情報
被災地外への広報	① 災害の発生状況と応急対策の状況 ② 二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ③ 安否情報 ④ バス等交通機関の運行、復旧見込み情報

(2) 広報手段の確保

町（総務班）は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。

特に、大規模停電や通信障害等が長期化した場合、災害情報を求める被災者や帰宅困難者が避難所等を訪れるため、町本部発表の最新情報や臨時広報紙を避難所等に適宜提供する。

① 広報車による巡回放送 ② 町ホームページへの掲載 ③ 白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等）の配信 ④ 報道機関（放送事業者等含む。）への情報提供（「2. 町の報道対応」参照） ⑤ 臨時広報紙の発行 ⑥ 同報系防災行政無線による放送 ⑦ 各避難所における情報の掲示、配布 ⑧ 自治会、自主防災組織の連絡網等を活用した臨時広報紙等の各戸配布

2. 町の報道対応

(1) 記者発表

町（総務班）は、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者会見場所	庁舎
会見（発表）者	第1位 本部長（町長） 第2位 副本部長（副町長） 第3位 総務班長（総務課長）
発表内容	被害状況、災害応急対策の状況、町の体制、協力要請の状況、今後の見通しなど

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

町（総務班）は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

(3) 放送要請

町（総務班）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム等）に放送を要請する。

第5 安否照会への対応

町（住民班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1. 安否情報の収集、管理

町等が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に住民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

2. 安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

3. 安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	町が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第6 災害相談窓口の設置

町（住民班）は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者の各種申請手続きを促進するため、町庁舎や状況に応じて避難所等に災害相談窓口を設置する。

また、相談窓口には各班の担当者を配置し、被災者の相談に円滑かつ迅速な対応ができるように努める。なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

第3章 第3節 情報通信・広報広聴

〈災害相談の主な項目・担当〉

主な相談対応事項	担当班
被災者生活再建支援金の支給	健康福祉班
義援金の支給	健康福祉班
罹災証明書（火災証明含む。）の交付、不服申し立て	税務班、長生郡市広域消防本部
町税の減免	税務班
被災外国人の相談	住民班
家族等の安否照会	住民班
国民年金の減免等	住民班
遺体の埋火葬の支援	住民班
災害弔慰金等の支給	健康福祉班
国民健康保険の減免等	税務班
動物の保護	環境班
高齢者、障がい者の支援	健康福祉班
介護保険、後期高齢者医療費の減免	健康福祉班、住民班
保育料の減免、応急保育の申請	住民班
被災住宅の修理の支援、応急住宅への入居	建設班
被災建築物及び被災宅地危険度判定の相談	建設班
被災中小企業等の支援	商工観光班
被災農林事業者の支援	産業班
被災家屋等の解体、がれき処理	環境班
給水設備の復旧、水道料金の特例措置	総務班、長生郡市広域水道部
排水設備の復旧、コミュニティ・プラント使用料金の減免	環境班
ガスの復旧、ガス料金の特例措置	ガス班

第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行

1. 被害家屋調査

町（税務班）は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、早期に被災住家の被害認定調査を行う。

調査に当たっては災害協定を締結している県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づく火災調査を行う。

2. 罹災証明書の交付

町（税務班）及び長生郡市広域消防本部は、被害家屋調査及び火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

また、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を必要に応じて交付する。

この際、災害による被害が広範囲に及び、住家を含まない農業設備に多くの被害が発生している場合は、産業班による農林事業者専用の窓口を設置して、罹災届出証明書発行手続きの効率化を図る。

なお、町は遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当と応急危険度判定担当との非常時の情報共有体制の確立、

他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制を整備しておく。

第8 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

1. 被災者台帳の作成

町（総務班）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	住民班
② 生年月日（住民基本台帳）	住民班
③ 性別（住民基本台帳による）	住民班
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	住民班、健康福祉班、教育班
⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	税務班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	健康福祉班
⑧ 電話番号その他連絡先	住民班
⑨ 世帯の構成	住民班
⑩ 罹災証明書の交付状況	税務班
⑪ 台帳情報の提供先（町以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	住民班
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	住民班
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	住民班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

2. 被災者台帳の利用、提供

町（総務班）は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を町が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第4節 避難情報の発令等

項目	担当
第1 避難情報の発令等	総務班、健康福祉班、消防班、長生郡市広域消防本部、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊、自治会・自主防災組織
第2 津波避難対策	総務班、消防班、自治会・自主防災組織

第1 避難情報の発令等

地震による火災等から住民の安全を確保するため、避難指示等を円滑に発令する。また、住居が被災した避難者等の生活を確保するため避難所を速やかに開設するとともに、避難者をはじめとする被災者の安否を把握し、被災者の家族等に適切に提供する。

1. 避難指示等の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

なお、本部長（町長）不在の場合は、副本部長（副町長）、本部長付（教育長）の順に権限を代行する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第56条第1項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第60条第1項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官及び海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条第1項

第3章 第4節 避難情報の発令等

区分	実施者	要件等	根拠法令
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第60条第3項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	警察官・海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項

〈避難指示等の種類と住民等の行動〉

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
[レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
[レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等*は避難、命の危険 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある方等、及びその方の避難を支援する方 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

2. 警戒区域の設定

町長、知事、警察官、海上保安官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第3章 第4節 避難情報の発令等

(警戒区域の設定権者及び要件等)

設定権者	種類	要件	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	水災を除く 災害全般	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき。	消防法 第28条 第23条の2
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	
水防団員、 消防職員	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

3. 避難指示等の解除

避難指示等を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

4. 情報共有

避難指示等の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、町、消防団、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

5. 複合災害措置

地震発生時に大規模な火事、津波、高潮、洪水などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

6. 避難情報の伝達

町（総務班、健康福祉班、教育班、消防班）は、避難指示等を発令した場合、対象地域の避難が必要となる住民及び要配慮者利用施設等に対して次の事項を速やかに伝達する。

伝達事項	① 避難対象地域及び対象者 ③ 避難経路 ⑤ その他必要な事項	② 避難先 ④ 避難指示等の理由
伝達手段	① 同報系防災行政無線 ③ Lアラート ⑤ 白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等） ⑥ 広報車、消防団による巡回放送 ⑦ 自治会・自主防災組織の連絡網 ⑧ 要配慮者利用施設への連絡（電話、メール、FAX等）	② 放送機関への放送要請 ④ 町ホームページ

7. 避難誘導

警察署は、避難経路の要所への誘導員の配置に努める。

自治会・自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。

民生委員・児童委員をはじめとする避難支援等関係者は、避難対象地域内の避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、避難方法は徒歩を原則とするが、次の場合は車両の使用を認める。

- (1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

8. 広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第2 津波避難対策

本町沿岸に津波が到達するおそれがある場合は、白子町津波避難計画に基づいて住民等の避難を円滑に行う。

1. 避難指示の発令

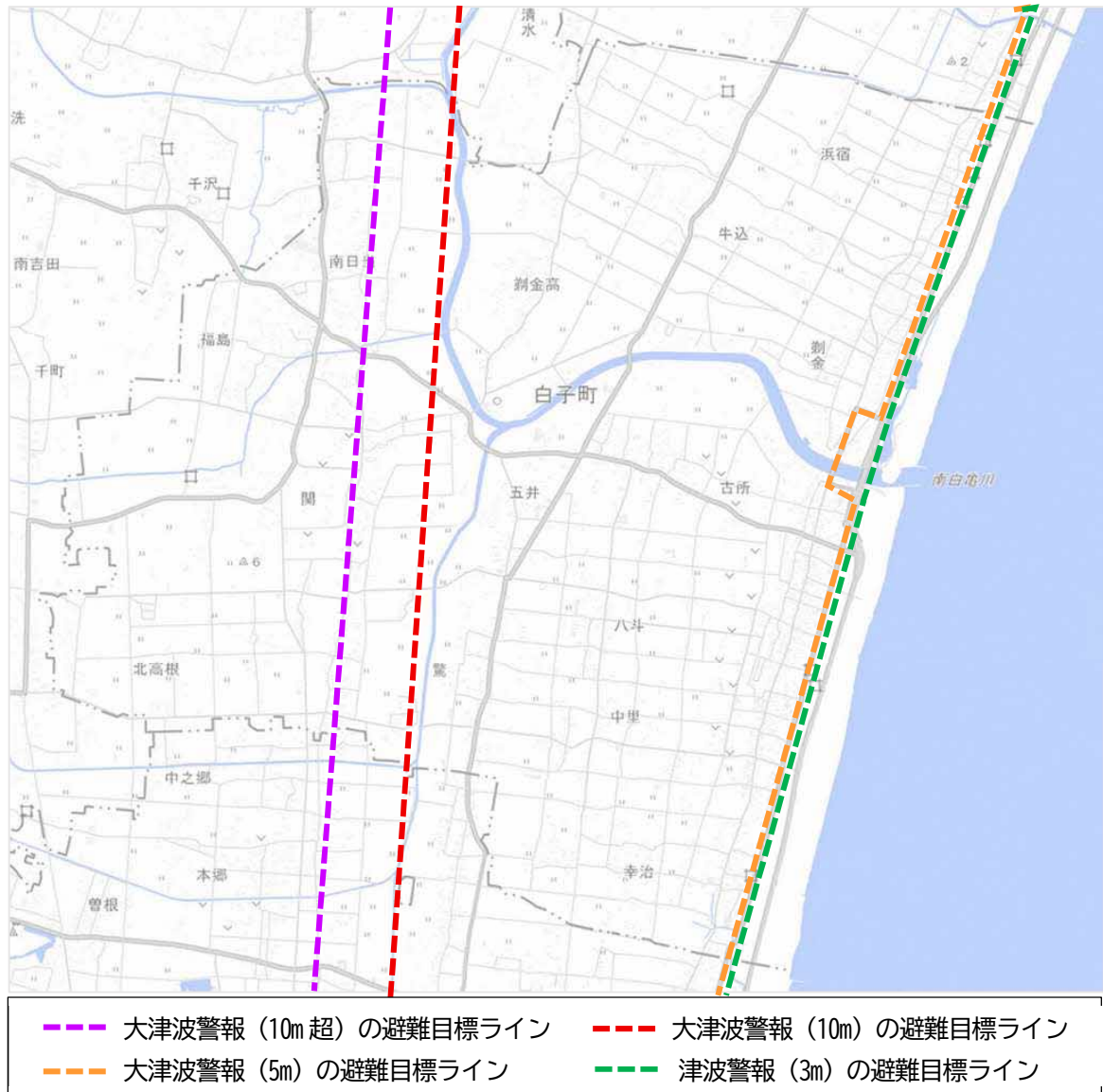
本部長（総務班）は、気象庁が「千葉県九十九里・外房」に津波警報等を発表した場合、津波避難対象地域の住民等に対し、直ちに避難指示を発令する。

なお、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は必要と認める場合、海浜にいるもの、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

大津波警報、津波警報のレベルに応じた避難目標ラインは次のとおりである。

〈避難指示等の発令基準〉

種 類	判断基準
避難指示の発令	○津波警報、大津波警報が発表されたとき ○その他町長が避難の必要を認めたとき
避難指示の解除	○津波警報、大津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断したとき



〈津波警報のレベルに応じた避難目標ライン〉

2. 避難情報の伝達

町（総務班、消防班）は、同報系防災行政無線、緊急速報メール、白子町メール配信サービス、広報車（消防団車両含む。）などを活用し、避難指示を住民等へ伝達する。

自治会、自主防災組織は、避難指示の発令を認知した場合は、速やかに周辺住民等に伝達する。

3. 避難誘導

自治会、自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。ただし、津波警報等が発表された場合は、消防団による誘導は行わない。

4. 住民等の避難方法

津波避難対象地域内にいる住民等は、津波警報等又は避難指示を確認した場合、速やかに対象地域から立ち退き避難を行う。また、逃げ遅れた場合は、津波緊急避難ビルや防災の丘等の高い場所へ緊急避難を行う。

避難方法は徒歩を基本とするが、次の場合は車両の使用を認める。

- (1) 避難行動要支援者が避難する場合

第3章 第4節 避難情報の発令等

- (2) 避難行動要支援者と同居する家族が避難する場合
- (3) 町が予め緊急車両として指定した場合
- (4) 緊急性を要し、町が許可した場合

5. 従事者の安全確保

避難誘導、防潮水門等の閉鎖、避難指示の巡回広報、避難行動要支援者の避難支援等に従事する者は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の少なくとも 20 分前に、避難対象地域外への退避を開始する。

ただし、津波到達予想時刻の 20 分前であっても、現場の状況やラジオ等により危険を察知した場合は、直ちに退避を開始する。

なお、県により町内に 2 箇所設置された陸閘については、津波警報等が発表された場合、自動閉鎖することになっている。

第5節 避難所の開設等

項目	担当
第1 避難所の開設・運営	総務班、健康福祉班、環境班、商工観光班、教育班
第2 在宅等避難者等の支援	総務班、健康福祉班
第3 臨時避難所の確保等	総務班

第1 避難所の開設・運営

避難指示等を発令した場合、災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（町長）は避難所の開設・運営を開始する。

なお、避難所の開設・運営要領は「白子町避難所運営マニュアル」を基本とし、避難所運営委員会が構築された地区においては避難者による自治運営を推進し、未構築の地区においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

また、町は、避難場所や避難所に退避したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1. 避難所の開設・避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

本部長（総務班）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当班（健康福祉班、教育班）に避難所担当職員の派遣、開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

なお、勤務時間内に災害が発生した場合は、施設管理者（勤務職員）に開設を依頼する。

避難所開設の判断に当たっては、地震・津波による施設の損傷状況、ライフライン回復の見通し、道路の途絶による孤立状況などを総合的に判断し、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、自治会・自主防災組織、避難所運営委員会等と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、町本部（健康福祉班、教育班）に報告する。

町（総務班）は、避難者名簿をとりまとめ、町内の避難者を把握する。

2. 避難所の運営・避難者の生活支援

避難所の運営は「白子町避難所運営マニュアル」を基本として町職員、施設管理者及び避難者の積極的な自治による運営体制を構築する。

なお、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、女性職員の巡回により女性や子育て世代等のニーズの把握に努めるなど、女性の視点にも配慮した良好な生活環境を確保する。また、入浴、洗濯等に必要となる水の確保に努める。

なお、避難者の生活支援は、在宅等避難者も含めて実施する。（「第2 在宅等避難者の支援」参照）

(1) 避難所担当職員等の派遣

町（健康福祉班、教育班）は、各避難所に運営管理を行う避難所担当職員を派遣する。

第3章 第5節 避難所の開設等

避難所の開設が長期化することが予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、避難所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、全庁的なローテーションによる避難所担当職員の派遣体制をとる。この場合、本部長（総務班）は各班に担当避難所を割り当て、各班長は割り当てられた避難所に班の職員を避難所担当職員として派遣する。

(2) 食料・生活必需品の供給

町（総務班、商工観光班）は、各避難所の食料・生活必需品等の需要を把握し、各避難所への食料等を供給する。その際、アレルギーを有する者のニーズや被災者のアセスメント調査票を活用し、アレルギーや食形態、栄養バランスに配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努める。また、商工観光班から各避難所への食料等の到着予定を確認し、各避難所に受け入れ、保管等の準備を指示する。

避難所担当職員は避難所運営委員会と協力して支給する食料等の原材料表示や献立表の掲示等を行い、食物アレルギーの避難者に周知する。

(3) 要配慮者等の支援

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力して要配慮者や女性等専用の福祉避難室の確保に努めるとともに、要配慮者のニーズを把握し、必要に応じて町本部（健康福祉班）に要配慮者の介助等を要請する。（「第6節 要配慮者等の支援」参照）

(4) トイレ対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力し、施設のトイレが使用できない場合は災害用の組み立てトイレを設置する。また、トイレが不足する場合やし尿収集を要する場合は、町（環境班）に仮設トイレの設置やし尿収集を要請する。（第14節「第1 災害廃棄物処理」参照）

(5) 保健衛生対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と連携し、また、町本部（健康福祉班）に要請し、避難所の衛生確保、避難者の健康管理等を行う。（「第7節「第3 保健・防疫活動」参照）

(6) 感染症対策

避難所担当職員は、避難所における感染症を防止するため、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務班と健康福祉班が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ア 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、そのための受付スペースを確保する。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

ウ 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

エ 有症状者の対策

避難者に感染症の疑いがある場合は、医療機関の受診を指示する。

(7) 家庭動物対策

第3章 第5節 避難所の開設等

避難所担当職員及び避難所運営委員会は、被災者支援等の観点から、家庭動物の飼育スペースを確保し、同行避難者に対して家庭動物の飼育ルールの遵守を徹底する。

また、家庭動物の救護等の問題が生じた場合は、町本部（環境班）に対策を要請する。（第14節「第4 動物対策」参照）

(8) ボランティアの確保

町（健康福祉班）は、各避難所のボランティアニーズを収集し、町災害ボランティアセンター（白子町社会福祉協議会）にボランティアの募集を要請する。（「第17節 災害ボランティアの受入等」参照）

3. 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖するものとする。また、学校施設については、授業再開に必要な教室等から順次閉鎖する。

第2 在宅等避難者等の支援

1. 在宅等避難者の支援

町は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた住民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

町（総務班）は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、避難所を拠点として在宅等避難者の登録、各種支援を行うことを周知する。

町（健康福祉班、教育班）は、避難所において在宅等避難者の登録、被災者支援情報の提供、食料等の支給、保健衛生指導等の支援を行う。

2. 車中泊等の対策

町（総務班、健康福祉班）は、車中泊の避難者に対して、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場を利用するよう周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、車中泊避難を行うスペースや支援拠点の確保、車中泊の早期解消に向けた対策に努める。

第3 臨時避難所の確保等

大規模災害により避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、町内の宿泊施設の確保、他市町村への受入要請等により対処する。

1. 他市町村への広域一時滞在の要請

町（総務班）は、災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。

また、災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在の受入れを要請する。

2. 宿泊施設の借り上げ等

町（総務班）は、災害協定を締結している温泉ホテル協同組合等に、避難所の利用を要請する。また、災害協定を締結している企業に、移動式宿泊施設の提供を要請する。

3. テント避難場所の確保

町（総務班）は、指定緊急避難場所及び指定避難所の空地その他公園等にテント設営避難所を

第3章 第5節 避難所の開設等

指定し、車中泊等の避難者にテントの設営を許可する。

また、千葉県テントシート工業組合や災害協定を締結する企業等に、テント、発電機、仮設トイレ等の供給、設営を要請する。

第6節 要配慮者等の支援

項目	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	健康福祉班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員
第2 避難所における要配慮者の支援	健康福祉班
第3 福祉避難所の設置	健康福祉班
第4 応急生活支援	健康福祉班、建設班
第5 要配慮者利用施設の避難確保	健康福祉班、要配慮者利用施設の管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、町地域包括支援センター）の協力を得て安全確保に努める。

また、社会福祉施設、医療機関等で要配慮者が入所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

第1 避難行動要支援者の避難支援

避難指示等が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難指示等の内容を相互に確認の上、事前に作成した個別避難計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所（担当職員）を通じて町（健康福祉班）に報告する。

なお、本部長（健康福祉班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第49条の11及び49条の15の規定により、避難の支援等に必要範囲で避難支援等関係者等に提供する。

第2 避難所における要配慮者の支援

1. 避難所の生活環境等の確保

町（健康福祉班）は各避難所の避難所担当職員と連携し、また、避難所運営委員会等の協力を得て、要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保に努めるほか、障がい者用トイレやスロープの仮設に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドなどの設置に努める。

なお、これらの備品等が不足する場合は、災害協定の締結団体に供給を要請する。

2. 要配慮者の介助

町（健康福祉班）は各避難所の避難所担当職員と連携し、また、避難所運営委員会や避難支援等関係者等の協力を得て、避難所や在宅等避難の要配慮者の健康状態、避難生活上のニーズ等を把握する。

また、福祉関係職員、保健師、看護師等と連携し、健康相談、健康被害の予防活動、生活支援

等に努める。

3. 情報提供等の支援

町（健康福祉班）は、各避難所の避難所運営委員会や手話通訳者等の協力を得て、聴覚障がい者のための手話、筆談等による情報提供や相談対応に努める。

4. 福祉支援チームの活用

町（健康福祉班）は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合は、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」による千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣を県に要請する。

また、災害救助法が適用された際は、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等への福祉チームによる福祉サービスは国庫負担の対象となることから、福祉チームの活動状況や帳簿等を整理し、保管する。

〈災害救助法による福祉サービスの対象等〉

福祉サービスの提供者	○あらかじめ編成した福祉サービスチーム ○社会福祉施設等から確保した社会福祉士、介護福祉士等
福祉サービスの提供範囲	○要配慮者に関する情報の把握 ○要配慮者からの相談対応 ○要配慮者に対する避難生活上の支援 ○要配慮者の避難所への誘導 ○福祉避難所の設置（避難所の供与に基づき設置する場合を除く。）

第3 福祉避難所の設置

1. 福祉避難所の設置

町本部長は、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合、福祉避難所の設置を決定する。

町（健康福祉班、総務班）は、災害協定を締結している福祉施設に福祉避難所の設置、運営及び要配慮者の受入を要請する。

また、身体状況の悪化により、緊急に入所介護・療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所や病院への入院措置を支援する。

なお、受け入れる避難者については、事前に施設の管理者等と協議を行っておく。

2. 福祉避難所等への搬送

町（健康福祉班）は要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して受入先を調整し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て搬送する。

第4 応急生活支援

1. 福祉仮設住宅への優先入居等

町（建設班、健康福祉班）は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。

2. 生活支援

町（健康福祉班）は、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の協力を得て、応急仮設住宅

第3章 第6節 要配慮者等の支援

に入居する要配慮者等の巡回相談や介助サービスの提供に努める。

第5 要配慮者利用施設の避難確保

避難指示等が発令された場合、要配慮者利用施設の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づき入所者の避難等を実施する。

また、利用者や施設の被災状況等を町本部（健康福祉班）に連絡する。

第7節 医療救護・保健衛生

第1 医療救護活動	健康福祉班、長生郡市広域消防本部、長生保健所、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会
第2 地域医療の応急対策	健康福祉班、長生保健所
第3 保健・防疫活動	健康福祉班、長生保健所

第1 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置をはじめとした医療救護活動を行う。

1. 初動医療体制

(1) 救護本部の設置

町（健康福祉班）は、白子町救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部（長生保健所）、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係団体等と連携した医療救護活動を実施する。

また、県が長生保健所所管区域に長生地域合同救護本部を設置した場合は同本部に連絡員を派遣する等により協力し、合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 救護班の編成

町（健康福祉班）は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、外房薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、町では医療救護活動が困難な場合は、長生地域合同救護本部に対して医療チーム（DMAT、医療救護班、DPAT等）の派遣を要請する。

(3) 救護所の設置

町（健康福祉班）は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

救護所での活動

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 救護所の設置候補施設
白子町健康づくりセンター
イ 救護所での活動
① 傷病者に対する応急措置
② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）
③ 軽症者等に対する医療
④ 助産救護 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 医薬品・医療器具の確保

町（健康福祉班）は、医療救護のための医薬品・医療器具を、外房薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、長生地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に供給を要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

3. 後方医療

町（健康福祉班）は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設での対応を要請する。周辺に後方医療施設を確保できない場合は、長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対

し、広域的な受入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

(後方医療施設)

種 類	候補施設	医療機能
地域災害 拠点病院	東千葉メディカルセンター	重傷者の受入れ、広域搬送の対応、DMAT等の派遣・受入れ など
災害医療 協力病院	公立長生病院、宍倉病院、塩田記念病院（広域医療救護所の災害協定を締結済み）	中等症者・重傷者の受入れ、災害拠点病院への重傷者の搬送・広域搬送への対応

4. 搬送体制

救出現場から救護所までの重症者の搬送は、長生郡市広域消防本部が救急車等により搬送する。消防本部で対応できない後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、町（健康福祉班）が長生地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対して救急車又はヘリコプター等による搬送を要請する。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

第2 地域医療の応急対策

1. 地域医療の支援

町（健康福祉班）及び長生保健所は、周辺の透析医療機関等の診療状況を収集し、広報や透析患者等への情報提供等を行う。

また、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への搬送支援や巡回診療を行うなど地域医療の確保に努める。

2. 人工透析患者等への対応

町（健康福祉班）は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等について、医療機関の対応状況を確認し情報提供に努める。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第3 保健・防疫活動

1. 保健活動

(1) 要配慮者の健康状態等の把握

町は、必要に応じて保健師、管理栄養士等の資格を有する職員で保健活動班を組織し、健康管理、栄養指導、歯科保健活動、こころのケア活動等を実施する。

また、長生保健所と協力して活動を推進するとともに、必要に応じて次の支援を要請する。

ア 要配慮者の安否・健康状態に関する情報共有

イ 保健活動チームの派遣（栄養指導、避難者の健康管理、避難所の衛生確保等）

ウ こころのケア、食中毒の予防活動

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

町（健康福祉班）は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

(3) 二次健康被害の予防

町（健康福祉班）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環

境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病^{*}になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

※動かない状態（生活不活発）が続くことで心身の機能が低下する症状

(4) 活動体制の整備

町（健康福祉班（保健活動チーム））は、保健活動マニュアル等を作成し、平常時から要配慮者等の把握、避難所における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を長生保健所に報告する。

2. 飲料水の安全確保

町（健康福祉班）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、水質検査を実施して安全を確保するとともに、長生保健所と協力して被災者に適切な広報及び指導を行う。

3. 防疫活動

県及び町は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく防疫活動を推進する。

(1) 情報収集等

長生保健所は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて町や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(2) 消毒等

町（健康福祉班）は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。その際、必要に応じて、災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得る。

なお、消毒器具及び消毒薬剤等が不足する場合は、県に薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への入院勧告

長生保健所は、感染症法第19条の規定により、必要に応じて感染症患者に入院を勧告する。

(4) 情報共有及び報告

町（健康福祉班）は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生保健所に報告する。

長生保健所は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、町等と連携して情報を共有する。

(5) 専門家の派遣要請

町（健康福祉班）は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

第8節 遺体の搜索・埋火葬等

項目	担当
第1 遺体の搜索	住民班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署
第2 遺体の処理	総務班、健康福祉班、茂原警察署
第3 遺体の埋火葬	住民班

災害救助法が適用された場合、適用が見込まれる場合、町は行方不明者の搜索に着手する。

第1 遺体の搜索

災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の搜索を実施する。

1. 要搜索者情報の収集

町（住民班）、長生郡市広域消防本部及び警察署は、被災現場の状況から搜索を必要とする行方不明者の情報を収集する。また、行方不明者情報は、救助関係者と相互に共有する。

2. 搜索活動

長生郡市広域消防本部、警察署は、消防団、海上保安部、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を搜索する。

また、死亡している行方不明者を発見した場合は、警察官による死体の調査等を行う。

第2 遺体の処理

1. 処理の対象

町（健康福祉班）は、次の場合に遺体の処理を行う。

- (1) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- (2) 他市町村から遺体が漂着した場合
- (3) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則、刑事訴訟法、検視規則に基づき、警察官の遺体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等に引渡された後の遺体の処理を必要とする場合

2. 処理の実施

町（健康福祉班）は、遺体安置所（候補施設：旧国民体育館）において遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案等の必要な処理を行った後、遺族へ死体を引き渡す。

- (1) 町が処理できない場合や施設を確保できない場合は、県、近隣市町村その他関係機関に応援を要請する。
- (2) 遺体安置所を確保できない場合は、町内の斎場事業者、茂原警察署に協力要請する。
- (3) 検案医師の派遣は、日本赤十字社千葉県支部、茂原市長生郡医師会等へ要請する。
- (4) 身元不明遺体の身元調査を、警察署に要請する。
- (5) 遺体保存用の資機材を確保できない場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて近隣市町村、県、国、その他の関係機関に応援を要請する。

3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族が行う。ただし、遺族が搬送できない場合、町（総務班）は、

災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。

第3 遺体の埋火葬

町は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に遺体の埋火葬を行う。

1. 埋火葬の実施

町（住民班）は遺体安置所で埋火葬許可書を発行し、一宮聖苑又は長南聖苑にて火葬を行う。当施設の火葬能力を上回る場合などは、「千葉県広域火葬計画」に基づく応援を県に要請する。

2. 身元不明者の対応

町（住民班、健康福祉班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う。

第9節 消防・水防活動

項目	担当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、長生郡市広域消防本部
第2 危険物等の対策	長生郡市広域消防本部
第3 水防活動	総務班、建設班、消防班、長生郡市広域消防本部

第1 消防・救助・救急活動

1. 活動方針

大規模地震発生時は、人命にかかわる多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した活動体制を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、住民の生命・身体及び財産の保護に努める。

2. 長生郡市広域消防本部の活動

(1) 警防活動

- ア 人命の安全を優先とした避難路確保の活動を行う。
- イ 重要かつ延焼拡大の危険要素が高い地域を優先に活動を行う。
- ウ 複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動を行う。
- エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。
- オ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に被災した場合は、重要対象物の防御活動を優先する。

(2) 救急・救助活動

- ア 救命処置を要する重症者を最優先する。
- イ 火災現場付近に発生している事象を優先する。
- ウ 多数の人命を救護することを優先する。
- エ 災害の状況等を判断し、現場救護所を設置する等、効果的な救護活動を行う。
- オ 医療機関への搬送は、関係機関との連携を密にし、効果的な搬送体制の確保に努める。
- カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効果的な活動を行う。
- キ 災害の状況により救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と救助隊等が連携して活動する。

3. 消防団の活動

- (1) 地震等の発生により、災害発生が予測される場合は、住民に対し、災害防止のため広報活動をするとともに、被災した場合は、住民と協力して消防活動を行う。
- (2) 長生郡市広域消防本部の出動不能若しくは、困難な地域における消防活動、又は主要避難路確保のための活動については、単独又は長生郡市広域消防本部と協力して行う。
- (3) 避難指示等が発令された場合は、これを伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
- (4) 長生郡市広域消防本部、自主防災組織等と協力し、要救助者の救出・救助、負傷者に対する

応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

4. 消防広域応援の要請

(1) 緊急消防援助隊

町長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 千葉県広域消防相互応援

千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合は「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」・「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、千葉市に航空特別応援の要請を必要とする場合は「千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援事前計画」により要請する。

5. 消防・警察・自衛隊等との連携

消防広域応援部隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊等による合同での救助活動等を行う場合、長生郡市広域消防本部は状況に応じて合同指揮所や調整会議等を設け、活動方針、任務分担、担当区域、情報共有等について適切な連携を図る。

第2 危険物等の対策

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて事業所に対してガス保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油類等危険物保管施設

長生郡市広域消防本部は、危険物施設の所有者等に対し、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

4. 危険物等輸送車両

長生郡市広域消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発す

る。

第3 水防活動

洪水のおそれがあるときは風水害編 第3章 第9節「第3 水防活動」に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて施設等の監視、操作及び洪水防御活動を的確に実施する。

第10節 警備・交通・輸送対策

項目	担当
第1 警備・防犯	総務班、茂原警察署
第2 緊急通行路線の確保	建設班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 緊急輸送	総務班、教育班

第1 警備・防犯

1. 警備・防犯

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

〈警察の警備活動〉

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

2. 防犯活動

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等の防止活動に当たる。

町（総務班）は、自治会、自主防災組織等に対して被災地区の防犯活動の協力を要請する。

- ① 被災家屋等の巡回
- ② 不審者や不審車両の発見及び警察への通報
- ③ 被害情報等の収集、避難者への広報
- ④ 立て看板の表示及び設置
- ⑤ その他必要な防犯活動

第2 緊急通行路線の確保

緊急通行車両の通行路線を確保し、また、災害対策拠点（災害対策本部、消防署、救護所、ヘリコプター臨時離発着場等）間の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災地区への通行を規制するとともに、重要な道路区間の交通規制、道路啓開等を速やかに実施する。

1. 道路・交通情報の把握

道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、道路の被災状況や交

第3章 第10節 警備・交通・輸送対策

通状況等の情報を収集し、相互に共有する。

情報収集は、県が指定する緊急輸送道路を優先する。

2. 規制区間等の設定

(1) 規制区間等の設定

道路管理者及び警察署は、緊急通行車両の通行支障の状況、道路の復旧見込み、災害対策拠点の設置状況等を考慮し、災害対策基本法等に基づき交通規制等を実施する道路の区間又は区域（以下「規制区間等」という。）を指定する。

また、状況に応じて一般車両の迂回路を設定する。

(2) 広報

道路管理者及び警察署は、規制区間等を指定した場合及び廃止した場合は、当該区間名、迂回路、運転者の注意事項等をラジオ、道路情報板、ホームページ等で周知する。

当該区間内にある車両の運転者は、速やかに規制区間以外の場所へ車両を移動し、移動が困難なときは道路の左側端に駐車するなど緊急通行車両の通行妨害とならないようにする。

3. 規制等の実施

道路管理者及び警察署は、災害対策基本法、国土交通省の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」等により、規制区間等の交通規制及び道路啓開を推進する。

(1) 交通規制実施体制の確保

警察官や職員の配置、検問所や標識の設置など、効果的な交通規制に努める。

(2) 道路啓開実施体制の確保

（一社）千葉県建設業協会や災害協定を締結する白子町建設業災害対策協会等の協力を得て、障害物の除去や応急復旧に必要な要員、資機材、重機等を確保する。

また、ライフライン施設等の道路占用物件を除去する場合は、当該施設管理者と協力して啓開作業を実施する。

その他、国が指定する重要物流道路及び代替補完路については、状況に応じて国に道路啓開や復旧の代行を要請する。

(3) 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第17節・第1・1「(3) 仮置場の確保」）に準じて仮置場を確保して保管する。また、災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

（交通規制等の実施者・内容等）

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、交通の安全と円滑化、交通障害の防止のために必要な場合、交通整理、交通規制を行う。	道路交通法第4条
	災害応急対策の的確、円滑な実施のため緊急を要する場合、道路の区間又は区域（「通行禁止区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制する。	災害対策基本法第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法第76条の4
警察署長	道路交通法第4条の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。	道路交通法第5条、第114条の3

第3章 第10節 警備・交通・輸送対策

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
警察官	道路の損壊、火災等による危険を防止するため緊急を要する場合、必要な限度で通行を一時禁止し、又は制限する。	道路交通法第6条、第75条の3
	通行禁止区域等において緊急通行車両の通行支障となる車両等について、当該車両の所有者等に道路外への移動等を命ずる。また、所有者等が不在等の場合は自ら移動等を行う。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣による自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、上記の措置を行う。	
道路管理者	道路の破損等により交通が危険となる場合、道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を規制する。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

(注) 道路管理者等とは、道路法による道路を管理する道路管理者、港湾法による道路を管理する港湾管理者、漁港漁場整備法による道路を管理する漁港管理者をいう。

第3 緊急輸送

1. 車両輸送

(1) 車両の確保・管理

町（総務班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する団体に車両の確保や輸送業務の要請を行う。

(2) 緊急通行車両等の申出

ア 緊急通行車両

町（総務班）は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、災害応急対策の実施に必要な車両）の標章及び証明書の事前交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申出書」を警察署に提出する。また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

緊急通行車両の事前確認を受けている車両については、交通検問所において標章及び証明書を提示する。

なお、町有車両については、平時から緊急通行車両の事前確認の申出を行い、標章及び証明書の事前交付を行っておく。

イ 規制除外車両

町（総務班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を平時から推進する。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 優先給油

町（総務班）は、災害対策車両である公用車や応援車両に対して優先給油を行うよう県石油商業組合茂原支部に要請する。

2. 航空輸送

(1) ヘリコプターの運航要請

町（総務班）は、災害により陸上輸送が困難な場合や緊急の航空輸送を必要とする場合、県にヘリコプターの運航を要請し、ヘリコプター臨時離発着場を選定する。

選定に当たっては離着陸時の周辺への影響を考慮する。

(2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

町（教育班）は、選定されたヘリコプター臨時離発着場について施設の点検及び設備等の飛散防止措置等を講じ、自衛隊等の協力を得てヘリコプターの離着陸及び輸送品の受け渡し等を支援する。

第11節 帰宅困難者等対策

項目	担当
第1 一斉帰宅の抑制	総務班、商工観光班
第2 事業所・海岸・観光施設等の利用者保護	事業所、海岸・観光施設等の管理者
第3 帰宅困難者の把握・情報提供	総務班、商工観光班
第4 一時滞在施設の開設等	総務班、商工観光班
第5 徒歩帰宅者の支援	総務班、商工観光班
第6 特別搬送者の支援	県

第1 一斉帰宅の抑制

大地震発生直後の一斉帰宅を抑制するため、町（総務班、商工観光班）は国、県と連携し、住民、企業などに対して施設内に留まるよう呼びかける。

また、呼びかけの効果を高めるため、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス、SNS（防災LINE等）を活用する。

第2 事業所・海岸・観光施設等の利用者保護

1. 事業所等における施設内待機

事業所等は、従業員、顧客及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客等を施設内又は安全な場所で待機させる。

2. 海岸・観光施設等における利用者保護

海岸・観光施設等の管理者は、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所に保護する。

第3 帰宅困難者の把握・情報提供

1. 帰宅困難者等の把握

町（商工観光班）は、海岸、観光施設の管理者等から帰宅困難者の発生状況を収集する。また、町外から移動してくる帰宅困難者等の情報を県から収集する。

2. 帰宅困難者等への情報提供

町（総務班）は、災害情報、家族等との安否確認方法、一時滞在施設の開設状況などを、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス、ホームページ、SNS（防災LINE）などを利用して帰宅困難者向けに提供する。

第4 一時滞在施設の開設等

1. 一時滞在施設の確保

町（商工観光班）は、海水浴客、観光客等が帰宅困難となった場合、町内の宿泊施設等に一時滞在の受け入れを要請する。

また、一時滞在施設の開設状況や帰宅困難者の受入状況を集約し、町本部（総務班）を通じて

第3章 第11節 帰宅困難者等対策

県へ報告するとともに、警察署、海岸、観光施設の管理者等と情報を共有する。

2. 一時滞在施設への誘導

海岸、観光施設等の管理者は、警察署と連携して海岸や観光施設で発生した帰宅困難者を一時滞在施設へ案内し、又は誘導する。

3. 一時滞在施設の運営

町（商工観光班）は、一時滞在施設において災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況、道路の復旧などの情報を提供するほか、飲料水や食料等の提供に努める。

また、状況に応じて受け入れた帰宅困難者にも一時滞在施設の運営への協力を求める。

第5 徒歩帰宅者の支援

1. 災害時帰宅支援ステーション協定事業者への支援要請

町（商工観光班）及び県は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーションの協定を締結している事業者に対して徒歩帰宅者への支援を要請する。

2. 徒歩帰宅者の支援

町（総務班）及び県は、道路や沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設状況などを、テレビ・ラジオ放送、ホームページ、同報系防災行政無線、メール、SNSなどを活用して提供する。

第6 特別搬送者の支援

県は町や関係機関と連携し、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児など徒歩帰宅が困難な特別搬送者（災害時に一般のバスや鉄道などを利用して自力で帰宅することが困難な配慮が必要な方）について、臨時バスやタクシーなどによる搬送に努める。

第12節 水・食料・生活物資等対策

項目	担当
第1 応急給水	総務班、長生郡市広域水道部
第2 食料・生活必需品等の供給	総務班、商工観光班、教育班、給食班
第3 燃料の確保及び供給	総務班

第1 応急給水

本部長（町長）は、災害救助法の適用が見込まれる場合、飲料水の供給を開始する。

1. 実施方針

(1) 飲料水の供給

地震発生直後は各家庭や町が備蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、町が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応する。

(2) 給水活動

飲料水や生活用水の給水活動は、次の方針で実施する。

- ① 医療施設等の重要施設が断水の場合は、速やかに運搬給水を実施する。
- ② 断水が広範囲の場合は、段階的に給水拠点を設置する。
- ③ 配水管の復旧に応じ、断水地区に仮設給水栓を設置する。

(3) 水道事業者との連携

町（総務班）は、長生郡市広域水道部の協力を得て、給水計画に基づき給水体制を確保する。

2. 給水活動の実施

町（総務班）は長生郡市広域水道部の協力を得て、次の給水活動を実施する。

(1) 給水計画

1人当たりの給水量は1日3ℓを基準とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

給水計画は、町内の水道施設の被害状況及び復旧見込み、医療施設等の重要施設及び避難所・避難者等の給水需要、作業体制、輸送ルート等を考慮して作成する。

(2) 補給水源の確保

長生郡市広域水道部の浄水場（配水池）、町の耐震性貯水槽や井戸、公共施設等の受水槽等を活用する。

また、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 給水体制の確保

長生郡市広域水道部の協力を得て、要員、資機材、車両等を確保する。

体制が不足する場合は県（水政課）を通して「千葉県水道災害相互応援協定」を活用し、他の水道事業者等から応援を確保する。

(4) 給水拠点の設置

給水体制、避難所の状況等を考慮して段階的に給水拠点を確保し、各拠点に非常用飲料水ポリ袋等を配備する。

なお、ポリ袋が不足する場合は、要配慮者に優先して配布する。

(5) 仮設給水栓の設置

断水区域の状況、水道の復旧状況を考慮し、避難所や公園等において消火栓や仮配管等を活用した応急給水を行う。

(6) 公共施設の水道開放

利用可能な公共施設の水道を確認し、住民への開放サービスを検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

(7) 給水広報

町（総務班）は、給水の場所や時間、受水時の注意事項（ポリタンクの持参等）を住民等に広報する。また、公共施設の水道を開放する場合は、その旨を住民等に広報する。

第2 食料・生活必需品等の供給

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、食料、生活必需品の供給を開始する。

町は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）を活用して物流状況を共有し、円滑な物資供給に努める。

1. 実施方針

地震発生直後は家庭内備蓄及び町の備蓄で対応するものとし、その後は、町が調達した食料・生活必需品を避難所等に供給する。

2. 需要把握

町（総務班、健康福祉班、教育班）は、避難所の避難者、在宅等避難者、災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を収集、整理する。

なお、災害救助法による支給対象者は次のとおりである。

〈食料・生活必需品の支給対象者〉

食料	① 避難所に収容された者 ② 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等で炊事のできない者 ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者 ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生活必需品	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3. 食料・生活必需品の供給

町（商工観光班）は、備蓄品が枯渇した場合、不足する食料・生活必需品を調達し、避難所等へ供給する。なお、避難所以外の公共施設等で在宅避難者等に直接配給する場合は、災害状況や被災者ニーズ、女性の視点等を考慮し、状況に応じて休日、夜間の配給に努める。

その他、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PL0）等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

第3章 第12節 水・食料・生活物資等対策

〈主な調達品目〉

食料	一 般 … 飲料水、牛乳、パン、おにぎり、弁当 等
	要配慮者等 … 粉ミルク（哺乳びん）、離乳食、おかゆ 等 ※アレルギー患者に配慮して原材料や献立等の表示に留意する。
生活必需品	寝 具 … タオルケット、毛布、布団 等
	被 服 … 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
	身の回り品 … タオル、靴下、靴、サンダル、傘 等
	日 用 品 … 石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品 等
	炊事用具 … 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具 等
	食 器 … 茶碗、皿、箸 等
	光熱材料 … マッチ、使い捨てライター、固形燃料 等
	そ の 他 … 要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等

(1) 県・災害協定団体等への要請

町（商工観光班）は、県又は災害協定の締結団体等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。

なお、壊滅的な被害のため、町からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県が発送した場合は、物資集積所（3）「イ 物資集積所の開設」参照）に受け入れる。

〈食料・生活物資等の供給に関する災害協定締結団体〉

千葉県内市町村、長野県小谷村、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)コメリ

(2) 救援物資の募集

町（商工観光班）は、県や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

(3) 物資の輸送・保管

調達する食料・生活必需品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。

ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、町が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア 輸送手段の確保

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に物資の輸送を要請する。

イ 物資集積所の開設

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に物資集積所（候補施設：町役場（車庫））の設置・運営を要請し、食料・生活必需品の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。また、作業員が不足する場合は、町災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

なお、物資集積拠点が不足する場合や町が設置・運営できない場合は、災害協定を締結している佐川急便、又は、県を通じて千葉県倉庫協会に近隣の民間営業倉庫に物資集積所の設置・運営を要請する。

4. 炊き出しの実施

炊き出しによる食料提供を行う場合は、町が食材等を調達し、炊き出し施設に供給する。

(1) 実施計画

町（給食班）は、技術支援チーム（管理栄養士）と共同で避難者等の炊き出し需要を把握し、避難所を拠点とした炊き出し計画（品目、数量、供給日時、作業体制等）を作成する。

(2) 食材等の確保

ア 食材等の調達

町（商工観光班）は、災害協定を締結している団体に対し、炊き出し拠点へ食材等を供給するよう要請する。

また、政府所有米穀を調達する場合は町長（総務班）から知事に要請し、農林水産省（農産局長）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて町長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

引き渡しに当たっては、災害協定を締結する貨物輸送業者に対し、当該事業所から炊き出し拠点への輸送を要請する。

イ 水の調達

炊き出し用水が不足する場合は、町本部（総務班）に対して炊き出し拠点への給水を要請する。

ウ 調理器具・燃料等の調達

既存設備や災害用備蓄品を使用するものとし、不足する場合は災害協定を締結しているLPガス協会等に供給を要請する。

エ 自衛隊への要請

自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、町本部（総務班）を通じて災害派遣部隊に要請する。

(3) 炊き出し要領

避難所運営委員会を主体として炊き出し作業を行うものとし、必要に応じて災害ボランティアによる支援を町災害ボランティアセンターに要請する。

第3 燃料の確保及び供給

町（総務班）は、災害対策本部や医療施設等の非常用発電機の燃料が不足する場合、災害対策車両や避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、災害協定を締結する石油組合やLPガス協会に燃料の供給を要請する。

また、状況に応じて燃料の供給先に対して優先給油券の発行を依頼し、各班に優先給油券の利用方法を周知する。

第13節 応急教育・応急保育等

項 目	担 当
第1 応急教育等	教育班、給食班、学校長
第2 文化財の応急対策	教育班、文化財所有者
第3 応急保育	住民班、保育所

第1 応急教育

1. 児童生徒の安全確保

各学校は、学校における地震防災マニュアル、学校安全計画 危険発生時対処要領等に基づき、児童生徒の安全確保等を行う。

(1) 児童生徒の避難

学校長は、災害発生時に児童生徒の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。また、保護者等の引き取りがあるまで、児童生徒を一時保護する。

(2) 情報共有

学校長は、施設の被害状況、児童生徒の安否情報等を町に報告する。

また、保護者等に対し、メール等を活用して児童生徒の安否、保護の状況等を提供する。メール等が使用できない場合は、町に対して保護者への連絡の協力を要請する。

(3) 夜間休日の対応

町（教育班）及び学校教職員が協力し、児童生徒の安否を確認する。

(4) 避難所開設等の協力

学校長は、町が学校に避難所を設置する場合、避難所の開設及び避難者の受入りに協力する。また、必要に応じ、避難所運営にも引き続き協力する。

2. 応急教育等

(1) 応急教育

町（教育班）及び学校長は、被害状況、復旧状況、学校施設の避難所継続状況等を考慮しつつ、学校教育の早期再開のため、応急教育計画を作成する。また、児童生徒及び保護者に授業の再開等を周知する。

教育施設、教職員等を十分に確保できない場合は、臨時の学級編制、近隣学校からの応援協力等により対処する。

(2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、町（教育班）及び学校長は学用品を失った児童生徒等を把握し、教材、文房具等を同法の基準により支給する。

(3) 学校納付金等の減免

町（教育班）は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

(4) 学校給食の措置

町（給食班）は、教育の再開に応じた学校給食の早期再開に努める。また、必要に応じて県を通じて（公財）千葉県学校給食会等へ応援を要請する。

第2 文化財の応急対策

1. 状況把握・報告

- (1) 町（教育班）は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、町（教育班）を經由し県に報告する。

2. 応急措置

- (1) 町（教育班）は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急修理等の救済措置を講ずる。
- (2) 文化財所有者等は、町（教育班）及び自主防災組織等の協力を得て危険のない範囲で次の応急的措置や災害の拡大防止措置の実施に努める。
 - ア 建造物の二次災害からの保護、文化的価値の喪失防止
 - イ 有形文化財の収蔵・展示施設が被災した場合の搬出、保護
 - ウ 記念物の二次的倒壊・崩落防止のための応急措置

第3 応急保育計画

1. 児童の安全確保

- (1) 児童等の避難

各保育所長は、災害発生時に児童の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。
また、保護者等の引き取りがあるまで、児童を一時保護する。
- (2) 情報共有

各保育所長は、施設の被害状況、児童の安否等を町（住民班）に報告する。
また、保護者等に対し、メール等を活用して児童の安否、保護の状況等を提供する。

2. 応急保育

- 町（住民班）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。
また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第14節 災害廃棄物・環境対策

項 目	担 当
第1 災害廃棄物処理	環境班、長生郡市広域市町村圏組合
第2 道路・河川等の障害物除去	建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 環境汚染対策	環境班
第4 動物対策	環境班、産業班、長生保健所

第1 災害廃棄物処理

災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

1. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

町（環境班）、長生郡市広域市町村圏組合は、災害廃棄物の発生量を推計し、「長生郡市災害廃棄物処理計画」に基づいて処理体制を確立する。なお、組合が処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、民間事業者の協力を求める。

(2) 処理方針

が れ き	膨大な量が発生することから仮置場に一時保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として長生郡市広域市町村圏組合において適正に処分する。
粗 大 ご み	平時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
生 活 ご み (避難所を含む)	生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
適 正 処 理 が 困 難 な 廃 棄 物	産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

(3) 仮置場の確保

町（環境班）は、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補施設：白子町役場駐車場、白子町民サッカー場、白子町少年野球場）を次の点を考慮して確保する。また、状況に応じて総務班を通じて各自主防災組織（自治会等）に仮集積所の確保を要請するほか、被害甚大地区については戸別収集を検討する。

〈仮置場の選定上の留意点〉

- | |
|----------------------------------------------|
| ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、水域等の公有地（町有地、県有地、国有地等） |
| ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ） |

③ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域

④ 応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無

(4) 災害廃棄物処理事業等の適用

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を町が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても町が実施する。

この場合、町（環境班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

(5) 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合、町本部長は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

(6) 排出・回収ルール等の広報

災害ごみの区分、出し方、仮置場の利用方法等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

2. トイレ対策・し尿処理

コミュニティ・プラントの被災地区（断水の場合含む。）では、発災直後から水洗トイレの使用を禁止して災害時のトイレの確保に努め、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) トイレの確保

避難所となる施設の既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して施設等に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

町（環境班）は、避難所のトイレが不足する場合や在宅避難者のために公園等にトイレを設置する必要がある場合、町内の事業者レンタル仮設トイレの設置を要請する。

また、町（環境班）は必要に応じて町内の事業者から携帯トイレを調達し、避難所等において在宅等避難者に配布する（第5節「第2 在宅等避難者等の支援」参照）。

(2) 収集処理体制の確立

仮設トイレのし尿貯留量、使用済みの簡易トイレや携帯トイレの排出量等を推定し、また、町の収集許可業者の人員及び車両等の稼働状況を把握し、し尿収集体制を確保する。

また、収集体制が不足する場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

第2 道路・河川等の障害物除去

各道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は管理道路の通行障害物を、河川管理者（長生土木事務所）は管理河川の流下障害物をそれぞれ除去し、緊急車両や航行船舶の通行確保及び二次災害の防止を図る。

除去や仮置きの方法は前項の処理に準ずるものとし、除去に当たっては障害物の所有者等の同意を得るよう努める。

第3 環境汚染対策

町（環境班）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環

境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第4 動物対策

1. 死亡家畜の処理

町（産業班）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

町（環境班）は、飼い主の被災等により遺棄又は逃げ出した家庭動物等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

3. 家庭動物対策

避難時の家庭動物の飼養及び保管は、原則として動物の飼養者が行うこととする。

また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合、町（環境班）は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する場合、町（環境班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合等は、町内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

第15節 住宅対策

項目	担当
第1 被災住宅の応急修理	建設班
第2 住居障害物の除去	建設班
第3 応急仮設住宅の供与等	建設班
第4 被災建築物の応急危険度判定	建設班
第5 被災宅地の危険度判定	建設班

第1 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

1. 応急修理の対象者

災害救助法に基づき、次の罹災者を対象とする。

応急修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

町（建設班）は、住宅の応急修理制度の実施要領を作成して、被災者に周知し、申し込みを受け付ける。

2. 応急修理の実施

応急修理は、建設業者との請負契約により実施し、申込者に事業者を紹介する。

なお、町は、県と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

町が実施できない場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第2 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づき、災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

町（建設班）は、住居障害物除去の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

2. 障害物除去の実施

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去とし、建設業者との請負契約により実施する。

町が実施できない場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第3 応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

町（建設班）は、被害状況や応急仮設住宅の需要を踏まえ、応急仮設住宅の建設又は賃貸住宅の空室等を確保し、被災者に供与する。なお、応急仮設住宅の方法は、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

1. 需要の把握

応急危険度判定や被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急住宅の必要数を推定する。また、災害相談窓口や避難所において、応急住宅への入居希望を調査する。入居対象者は、災害救助法に基づく次の条件の該当者とする。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
② 居住する住家がない者
③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者 |
|---------------------------------------------------------------|

2. 賃貸住宅の借り上げ

賃貸住宅の空き戸数の状況等を確認し、民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急住宅を確保する。

3. 建設型応急住宅の建設

賃貸型住宅の不足状況等を考慮し、必要に応じて仮設住宅を建設する。

(1) 用地確保

公園等の公有地などから利便性を考慮して建設用地を確保する。不足する場合は、私有地の借用を検討する。

〈応急仮設住宅の建設予定地〉

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| ① 小中学校グラウンド ② 少年野球場・駐車場
※ 候補地が他の用途のニーズと重複する場合は、災害対策本部で協議の上、決定する。 |
|--------------------------------------------------------------------------|

(2) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。さらに、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、町が建設できない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(3) 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

4. 入居者の選定

応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、対象者の資力の確認等により入居者を選定する。

5. 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

第4 被災建築物の応急危険度判定

1. 実施体制の確保

町（建設班）は、町本部長が必要と判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、判定士、コーディネーター、資機材等を確保する。また、必要に応じて県に判定士の派遣を要請する。

2. 判定の実施

実施に当たっては判定実施計画を作成し、対象地域、判定の趣旨、作業の概要等を事前に住民等に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい場所に表示し、危険な建築物の注意を促す。

第5 被災宅地の危険度判定

1. 実施体制の確保

町（建設班）は、町本部長が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、判定士、判定調整員、資機材等を確保する。また、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

2. 判定の実施

判定に当たっては実施計画を作成し、判定実施区域、判定の趣旨、概要等を事前に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい位置に表示し、危険な宅地の注意を促す。

第16節 ライフライン施設等対策

項目	担当
第1 上水道施設	総務班、長生郡市広域水道部
第2 下水道施設	環境班
第3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設	ガス班、(一社)千葉県LPガス協会
第5 通信施設	NTT東日本(株)、日本郵便(株)
第6 道路・橋梁	建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社
第7 その他公共施設	各班

第1 上水道施設

長生郡市広域水道部は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努め、迅速な応急復旧を行う。また、町（総務班）は、長生郡市広域水道部と被害状況や復旧計画の共有、相互応援の調整、被災者相談窓口の一本化等を推進する。

長生郡市広域水道部のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等による応援体制を確保する。

〈上水道施設の復旧における優先事項〉

- (1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- (2) 主要な送・配水管及び病院や避難所等への管路の復旧を優先する。
- (3) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査を実施する。

長生郡市広域水道部は、被害調査、応急復旧等を推進する。

なお、配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限に止めるよう努める。

また、水道施設の被害状況や復旧予定等について、地域住民への広報に努める。

第2 下水道施設（コミュニティ・プラント）

町（環境班）は、点検マニュアルに基づき必要な体制を確保し、被害状況調査や施設点検、下水道機能の低下や二次災害の防止活動の推進を図る。

なお、応急復旧については、施設の重要度や危険度、道路や他のライフラインの復旧工程を考慮して推進する。

その他、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第3 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大きさに鑑み、被害状況の把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

発災時には、非常災害対策本部を設置し、応急措置、応急復旧対策を推進する。特に大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員を町本部に派遣し、停電復旧作業及び道路障害物除去作業、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電に関する広報活動及び停電復旧に関する住民対応へのサポートに関する情報連携を行う。

また、感電事故及び漏電による出火を防止するための注意事項や、電力施設の被害状況及び復

第3章 第16節 ライフライン施設等対策

旧予定について、広報車等による巡回放送に努めるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て周知する。

なお、災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第4 ガス施設

1. 都市ガス

町（ガス班）は、都市ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行ってライフライン機能を維持する。また、できる限り供給区域全域の供給を停止せず、被害程度に応じてブロック毎に供給を停止した場合には、「白子町ガス事業災害及び事故対策要領」等により供給再開への迅速化に努め、復旧措置を行う。

なお、ガス事業所のみで対応できない場合は、「災害時連携計画」等による応援体制を確保する。

また、二次災害を防止するための注意事項や都市ガスの被害状況及び復旧予定について、同報系防災行政無線による放送等のほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て広報する。

2. LPガス

（一社）千葉県LPガス協会長夷支部は、加盟業者と連携してLPガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。

また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

第5 通信施設

1. 電話施設

NTT東日本(株)及び各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶し、又は利用を制限するときは、テレビ、ラジオ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 通信途絶、利用制限の理由と内容(2) 災害復旧措置と復旧見込み時期(3) 通信利用者に協力を要請する事項(4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスの提供開始(5) 特設公衆電話の設置場所 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 郵便関係

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送や集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設など機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第3章 第16節 ライフライン施設等対策

その他、災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取り扱う。

第6 道路・橋梁

各道路管理者等（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図る。また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報、被災道路・橋梁の応急及び復旧措置を行う。

1. 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握し、これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2. 応急復旧

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、ライフライン等の復旧と整合するように被災道路・橋梁の応急復旧を推進する。

なお、県が管理する国道、県道と交通上密接な町道については、町の工事实施体制等を勘案して国又は県において災害復旧工事等を代行して行う権限代行制度の活用が必要な時は、同制度による支援を県に求める。

第7 その他公共施設

町（公共施設を管理する各班）は、管理施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第17節 災害ボランティアの受入等

項 目	担 当
第1 災害ボランティアの受入れ	健康福祉班
第2 災害ボランティア活動の支援	健康福祉班

第1 災害ボランティアの受入れ

1. 災害ボランティアセンターの設置

町（健康福祉班）は、災害協定を締結している白子町社会福祉協議会に白子町災害ボランティアセンターの設置、運営を要請する。災害ボランティアセンター（候補施設：白子町公民館、関小学校、関ふれあいセンター）では、ボランティアの受付け・登録等を行う。

2. 災害ボランティアの募集・受入れ

(1) ボランティアの募集

災害ボランティアセンターは、インターネットや報道機関への協力要請等により、災害ボランティアを募集する。

また、県災害ボランティアセンター、その他のボランティア団体やNPO法人等へ、募集活動や災害ボランティアセンターの運営協力等を要請する。

感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

(2) ボランティアの受入れ

一般分野のボランティアは町災害ボランティアセンターにおいて受付け、登録する。なお、ボランティア活動に伴う事故に備え、ボランティア保険の加入を受入れの条件とする。

専門分野のボランティアは町（健康福祉班）が受け付け、各専門分野に対応する班（下表参照）にあっせんする。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの派遣を要請する。

（ボランティア活動内容（専門資格）【町の担当班（県の担当部）】）

一般分野	① 避難所の運営補助 ② 炊き出し、食料等の配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障がい者等要配慮者の介助 ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦ その他被災地における軽作業等
専門分野	① 医療・保健・福祉（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、介護福祉士、保育士、手話通訳等）【健康福祉班（健康福祉部）】 ② 外国人（通訳等）【住民班（総合企画部）】 ③ 建設（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）【建設班（県土整備部）】 ④ 情報通信（アマチュア無線）【総務班（防災危機管理部）】

3. ボランティアの派遣

町（健康福祉班）は災害ボランティアセンターにボランティアニーズの受付窓口を設置して被災者からの要望を受け付ける。また、被災者からのニーズと登録したボランティアのマッチングを行い、ボランティアを派遣する。

4. 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

第2 災害ボランティア活動の支援

1. 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所はボランティア自身で確保することが原則であるが、困難な場合は、必要に応じて町（健康福祉班）や関係機関が確保、手配に協力する。

2. 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、必要に応じて町が負担する。

3. 資機材の確保

ボランティア活動に必要な資機材については、町（健康福祉班）と関係機関が協力して確保する。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

項 目	担 当
第1 被災者の支援	各班、白子町社会福祉協議会、長生郡市広域市町村圏組合、NTT東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)、日本放送協会、日本郵便(株)、県、千葉縣市町村総合事務組合、茂原公共職業安定所
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	産業班、商工観光班、県

第1 被災者の支援

町及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、広報活動や相談窓口の設置等により、周知や手続きの円滑化を図る。

1. 義援金の支給等

(1) 義援金の募集、受付け保管

町（出納班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。

また、町本部長の指示に基づき、町独自に義援金や寄付金を募集し、町ホームページ等で広報する。なお、被災者の生活再建資金を早期に確保するため、大規模災害時には発災直後から速やかな募集開始に努める。

(2) 義援金の配分

町（健康福祉班）は、町本部長の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

町（健康福祉班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2. 支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金の支給

町（健康福祉班）は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対して支援金の申請の受付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

町（健康福祉班）及び千葉縣市町村総合事務組合は、千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ

支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

町社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(4) 災害復興住宅融資

町（建設班）及び県は、金融機関と連携して住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、被災者に周知する。

3. 税金、公共料金等の特例措置

(1) 租税

町（税務班）は、町税条例、国民健康保険税条例等により、被災者の町税、国民健康保険税等の減免や徴収猶予等の災害特例措置を講じる。

(2) 公共料金

町、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法の適用等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

ア 保育料の減免【住民班】

イ 町営住宅家賃等の減免【建設班】

ウ 上下水道料金の減免等【環境班、長生郡市広域水道部】

エ し尿くみ取り、ごみ処理手数料の減免【環境班、長生郡市広域市町村圏組合】

オ 電話料金・電話工事費の減免等【NTT東日本株式会社】

カ 電気料金・工事費負担金の免除等【東京電力パワーグリッド株式会社】

キ ガス料金の納付延長等【ガス班】

ク テレビ受信料金の免除等【日本放送協会】

4. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便株式会社における措置〉

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除(4) 災害時における窓口業務の維持(5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5. 公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

町（建設班）は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

町（建設班）は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

6. 職業のあっせん

茂原公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7. 便乗値上げの防止

町（商工観光班）は、災害に便乗した値上げ防止のため、以下の措置を講じる

- (1) 便乗値上げの監視パトロール
- (2) 災害時に値上げが予想される商品の調査等
- (3) 被災地販売業者（商店）等への協力要請等（物資協力店の確保）

第2 中小企業者、農林漁業者の支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について事業者へ周知する。

1. 中小企業者への融資資金

町（商工観光班）は県及び白子町商工会と連携し、災害により被害を受けた中小企業の再建と経営の安定のための各種融資制度を周知する。

2. 農林漁業者への融資資金

町（産業班）は長生農業事務所及び長生農業協同組合と連携し、被災農林漁業者に対する災害復旧に係る各種融資制度について周知する。

3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

第2節 災害復旧事業の推進

項目	担当
災害復旧事業の推進	各班、各防災関係機関

1. 復旧方針

町（各班）及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

- (1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。
- (2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。
- (3) 国又は県が財政援助するもの^{※1}については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定^{※2}が実施されるよう必要な措置を講じる。

※1 災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※2 公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助を受ける主な事業〉

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3・4条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	激甚法第3・4条
堆積土砂排除		
湛水排除		
公営住宅の復旧等		
公営住宅の補修	公営住宅法第8条	激甚法第3・4条
公営住宅建設	公営住宅法第8条	激甚法第22条
農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
共同利用施設		激甚法第6条

第4章 第2節 災害復旧事業の推進

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
農林漁業施設の復旧等		
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第9条
土地改良区の湛水排除		激甚法第10条
漁業組合の共同利用小型漁船		激甚法第11条
森林災害復旧		激甚法第11条の2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護・児童福祉・老人福祉・障がい者福祉等の施設		激甚法第3・4条
感染症予防事業		激甚法第19条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	
水道	水道法第45条	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3・4条
公立社会教育施設		激甚法第16条
私立学校施設		激甚法第17条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第21条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第2条	激甚法第12条
母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けの特例		激甚法第20条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例		激甚法第25条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第14条

2. 復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

町（各班）は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

町（総務班）は、災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

町（総務班）は、災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の

調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

3. 災害復旧事業の実施

町（各班）は、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

実施に当たっては、災害協定を締結している白子町建設業災害対策協会と連携・協力するほか、外部委託を行うに当たっては国土交通省による「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づいた手続きを行うなど、適切な業務の実施に努める。

また、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 災害復興計画

項目	担当
第1 復旧・復興本部の設置	総務班
第2 復興計画の策定	総務班、各班

第1 復旧・復興本部の設置

1. 復旧・復興本部の設置

町長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、白子町復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

2. 復旧・復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構成員		任 務
本部長	町 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各課長、学校給食センター所長、議会事務局長、ガス事業所長、広域北消防署長、広域消防団第7支団長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ町長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 部の編成及び分掌事務

部 名	分掌事務
本部事務局	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の庶務
復興対策部	○くらし、住宅の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること

(3) 復旧・復興本部会議

構成員	事 務
本部長、副本部長、本部員、町長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各班の重要事項の報告

第2 復興計画の策定

1. 基本的考え方

町（総務班）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2. 復興計画の策定

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

- ・被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集
- ・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

町域が大きな被害をうけた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

ア 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を検討する。

イ 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質の高い都市への回復を念頭に入れた、まちづくりを検討する。

また、迅速に、将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

さらに、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できる施策を検討する。

ウ 住宅の復興

被災者が生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は被災者の自立を促すこと、被災者の自力での住宅再建を支援することに留意し、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

エ 産業の復興

地域産業は、地域の活力の源であることに留意し、産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合は、融資制度の活用などによる財政的な支援のほか、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興について、速やかな復旧・復興支援を検討する。

その他、観光、農業などの復興支援の観点から、積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝などを検討する。

3. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

附編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

《目次》

第1節	総則	145
第1	推進計画の目的	145
第2	定義	145
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	146
第3節	関係者との連携協力の確保	147
第1	物資等の調達手配	147
第2	広域応援の要請	147
第3	帰宅困難者への対応	147
第4節	津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助	148
第1	津波からの防護	148
第2	津波に関する情報伝達	148
第3	避難対策等	148
第4	消防・水防活動	148
第5	ライフライン対策	149
第6	交通対策	149
第7	町が管理又は運営する施設に関する対策	149
第8	迅速な救助	150
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	151
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策	151
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策	151
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策	154
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	156
第7節	防災訓練計画	157
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	157
第9節	南海トラフ地震防災対策計画	158

第1節 総則

第1 推進計画の目的

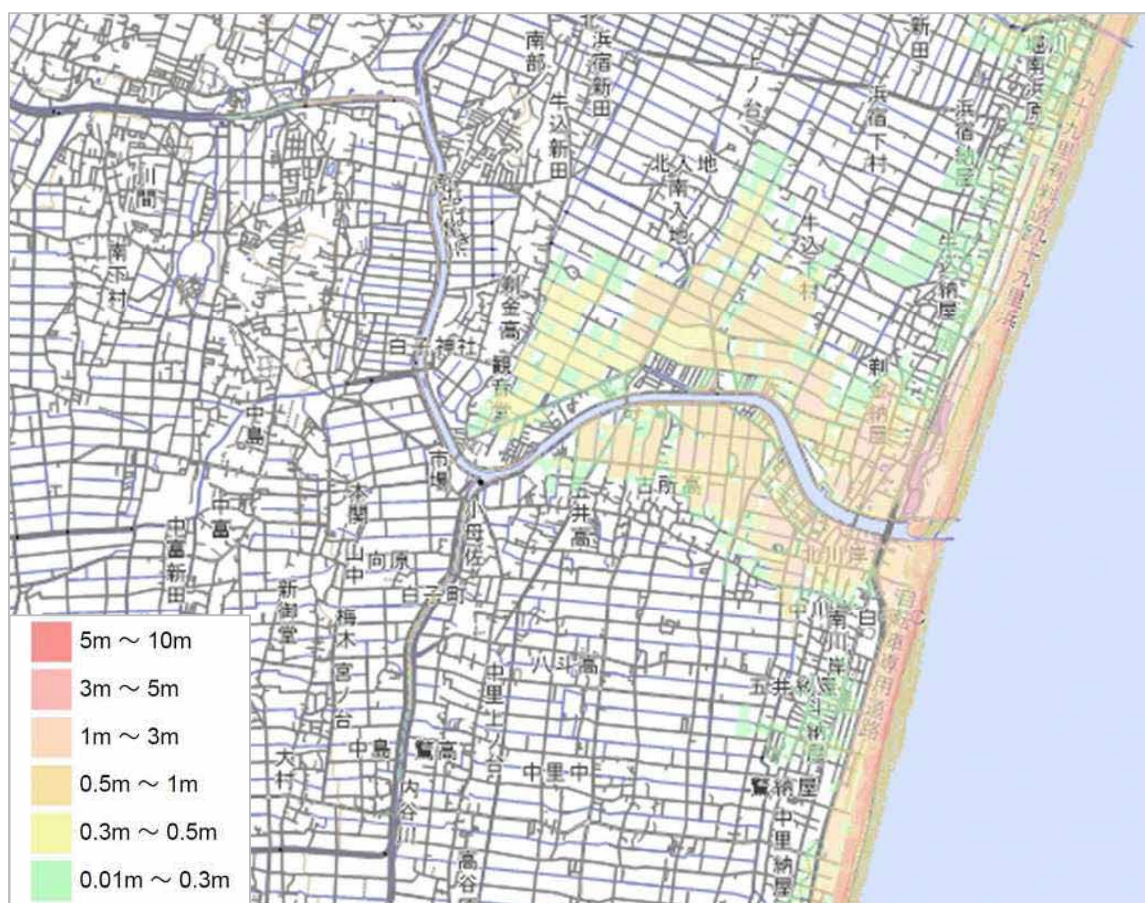
1. 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。なお、本編に記載のない事項は、総則編及び地震・津波編に準ずるものとする。

2. 地震の想定

南海トラフ巨大地震 (M9.1) が発生した場合、町内の最大震度は5弱と予測されている。また、地震発生から最短で78分後に津波（高さ1m）が到達し、最大津波高は8mと予測されている。



〈南海トラフ地震津波浸水想定（ちば情報マップより）〉

第2 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平

第1節 総則

常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるスロースリップ（ゆっくりすべり）等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 関係者との連携協力の確保

項目	担当
第1 物資等の調達手配	総務班、商工観光班、教育班、給食班
第2 広域応援の要請	総務班、各班、長生郡市広域消防本部
第3 帰宅困難者への対応	総務班、商工観光班、事業所

第1 物資等の調達手配

地震・津波編第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」による。

第2 広域応援の要請

地震・津波編第3章「第2節 応援等の要請・受入計画」による。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

第3 帰宅困難者への対応

地震・津波編第3章「第11節 帰宅困難者等対策」による。

第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

項目	担 当
第1 津波からの防護	総務班、産業班
第2 津波に関する情報伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第3 避難対策等	総務班、健康福祉班、教育班、消防班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、民生委員・児童委員、要配慮者利用施設の管理者、自治会・自主防災組織
第4 消防・水防活動	総務班、建設班、消防班、長生郡市広域消防本部
第5 ライフライン対策	総務班、環境班、建設班、ガス班、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)千葉県LPガス協会、NTT東日本(株)
第6 交通対策	建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社
第7 町が管理又は運営する施設に関する対策	各課等
第8 迅速な救助	消防班、長生郡市広域消防本部

第1 津波からの防護

町（総務班、産業班）は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。また、津波防護施設等の整備については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

第2 津波に関する情報伝達

津波警報等の伝達、被害情報等の収集・報告の方法については、地震・津波編 第3章「第3節 情報通信・広報広聴」による。

また、防災行政無線の整備計画については、地震・津波編 第2章「第7節 情報通信体制の整備」による。

第3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については地震・津波編 第3章 第4節「第2 津波避難対策」、避難所の運営・安全確保については同編 第3章「第5節 避難所の開設等」、要配慮者の支援については、同編 第3章「第6節 要配慮者等の支援」による。

また、津波広報、教育、訓練については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

第4 消防・水防活動

町（総務班、建設班）、長生郡市広域消防本部、消防団は、津波からの円滑な避難確保のため、次の活動体制を整備する。

(1) 重点活動

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) 水防活動
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
 - イ 水門及び樋門の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ウ 水防資機材の点検、配備

第5 ライフライン対策

- (1) 水道施設
- 長生郡市広域水道部は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。
- (2) 電気、ガス、通信
- 電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、地震・津波編 第3章「第16節 ライフライン施設等対策」による。

第6 交通対策

- (1) 道路
- 警察署、道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画して周知する。
- (2) 避難誘導
- 公共交通事業者等は、利用客の避難誘導計画をあらかじめ定める。

第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

- (1) 不特定多数の者が出入りする施設
- 町が管理する施設の管理上の措置は次のとおりとする。
- なお、具体的な措置については、施設ごとに「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定する。この場合、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施する。
- ア 各施設に共通する事項
- ① 津波警報等の来場者等への伝達
- 情報伝達に当たっては、白子町津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。
- ・来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
 - ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。
- ② 来場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消火用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 医療施設等
重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - ② 学校等
学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
 - ③ 社会福祉施設
重度障がい者、高齢者等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
災害対策本部等がおかれる施設の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、地震・津波編 第3章「第9節 消防・水防活動」による。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

項目	担当
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策	総務班、各防災関係機関
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策	各班、各防災関係機関
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策	総務班、建設班、各防災関係機関

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

町（総務班）は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」及び同編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 町（総務班）は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。

なお、地域住民等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する際は、とるべき行動をあわせて具体的に示すこと等に配慮する。

ウ 町（総務班、各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に災害対策本部第1配備をとるものとし、その運営体制等は地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」及び「第2 町災害対策本部の設置」に準ずる。

エ 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制及び周知方法については、地震・津波編 第3章「第3節 情報通信・広報広聴」に

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

準ずる。

イ 町が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織（自治会等）やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ 町（各班）は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第3節「第6 災害相談窓口の設置」に準ずる。

エ 町（商工観光班、建設班）は、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 町（各班）は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集を行うものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第2節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

イ 町（総務班）は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

ウ 町（各班）は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その体制、報告事項等は地震・津波編 第3章 第3節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

町（各班）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(ア) 後発地震が発生してからの避難開始では津波の到達までに避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として指定する必要がある。

〈事前避難対象地域の定義〉

事前避難対象地域	国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域
住民事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域
高齢者等事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

事前避難対象地域を定めた場合は、避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定める必要がある。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直す必要がある。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

事前避難対象地域の指定は、地震発生から30分以内に30cmの浸水が予想される区域が基準となるが、本町の津波到達予想時間は78分であることから、事前避難対象地域は指定しないものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、町（総務班）は、津波浸水予想区域について高齢者等の避難を検討する。

- (イ) この場合、国からの指示が発せられた際、高齢者及び要配慮者利用施設等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後も、津波注意報が解除されるまで避難を継続する。
- (ウ) 町（総務班、健康福祉班）は、高齢者及び要配慮者利用施設等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を周知し、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨周知する。
- (エ) 町（総務班、健康福祉班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者、要配慮者利用施設等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (オ) 住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については、地震・津波編 第3章 第4節「第2 津波避難対策」による。

イ 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、地震・津波編 第3章「第5節 避難所の開設等」による。特に要配慮者については、同章「第6節 要配慮者等の支援」による。

(6) 関係機関のとるべき措置

ア 消防機関等の活動

消防班、長生郡市広域消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に消防機関が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関しては次の事項を重点として適切に対策を講ずる。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 事前避難対象地域^{*}における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

^{*}事前避難対象地域は、地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が予想される区域が基準となるが、本町の津波到達予想時間は78分であることから、事前避難対象地域は指定していない。

イ 水道

町、長生郡市広域水道部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、地震・津波編 第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

ウ 交通

(ア) 道路

- a 町（総務班）は、道路管理者等（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社、茂原警察署）と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」及び同章「第10節 警備・交通・輸送対策」に準ずる。
- b 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波浸水が予想される区域内での車両の走行は、極力抑制する。その周知方法は、地震・津波編 第3章「第10節 警備・交通・輸送対策」に準ずる。

エ 町が自ら管理等を行う道路その他の施設に関する対策

- (ア) 町（建設班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のう

ち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

(イ) 町（産業班、建設班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び樋門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

(ウ) 町（各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、町は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

オ 町が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

(7) 関係者との連携協力の確保（滞留旅客等に対する措置）

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、地震・津波編 第3章「第11節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

イ 町以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置については、本章「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 町（総務班）は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 町（総務班、建設班、ガス事業所）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に情報収集体制をとるものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」に準ずる。

エ 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町（総務班）は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準じて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

町(総務班、建設班、ガス事業所)は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節「第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 町のとるべき措置

ア 町(総務班)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、地震・津波編 第2章 第1節「第3 防災広報の充実」に準じて行う。

イ 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項目	担 当
—	各課、防災関係機関

町（各課等）及び各防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

(3) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

(4) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

(5) 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

(6) 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

(7) 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

(8) 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

(9) 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

(10) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(11) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第7節 防災訓練計画

項目	担 当
—	各課、防災関係機関

町及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を毎年実施する。その他防災訓練については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項目	担 当
—	総務課、各防災関係機関

町（総務課）及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報については、地震・津波編 第2章 第2節「第1 津波広報、教育、訓練計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項による。

1. 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第9節 南海トラフ地震防災対策計画

項目	担 当
—	総務課、関係事業者

南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成し、町及び県に届け出を行う。

1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
3. 防災訓練に関する事項
4. 地震防災上必要な教育及び広報

作成義務が生じていない事業者も、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。その他本節に記載のない事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画による。

附編 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

《目 次》

第1節	総則	159
第1節	第1 推進計画の目的	159
第1節	第2 定義	160
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	160
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	160
第4節	津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助	160
第5節	関係者との連携協力の確保	160
第6節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	161
第1節	北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	161
第2節	後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	161
第3節	災害応急対策をとるべき地域及び期間等	161
第4節	町のとるべき措置	162
第7節	防災訓練に関する事項	162
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	162
第9節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	163

第1節 総則

第1 推進計画の目的

1. 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、総則編、地震・津波災害対策編第2章災害予防計画及び第3章災害応急対策計画に準ずるものとする。

2. 地震の想定

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、町内の最大震度は3以下と予測されている。また、地震発生から最短で79分後に津波（高さ1m）が到達し、最大津波高は4m、南白亀川の下流右岸側を中心に浸水すると予測されている。



〈日本海溝・千島海溝地震津波浸水想定（千島海溝モデル、ちば情報マップより）〉

第2 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw7.0以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、附編1「第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に準じ、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な整備を推進する。

第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

附編1「第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助」に準ずる。

第5節 関係者との連携協力の確保

附編1「第3節 関係者との連携協力の確保」に準ずる。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

項目	担当
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	総務班
第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	総務班
第3 災害応急対応をとるべき地域及び期間等	—
第4 町の取るべき措置	総務班

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。
- (2) 町（総務班）は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。
 その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。
- (3) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に情報収集体制をとるものとし、その体制は、地震・津波災害対策編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」に準ずる。
- (4) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町（総務班）は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。

その体制、方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

白子町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域^{*1}である。

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間^{*2}、後発地震に注意する措置をとる。

^{*1}内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域

第4 町のとるべき措置

町が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合にとるべき措置は、附編1 第5節 第3「(4) 町のとるべき措置」に準ずる。

第7節 防災訓練に関する事項

附編1「第7節 防災訓練計画」に準ずる。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項目	担 当
—	総務課、各防災関係機関

町（総務課）及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

防災教育及び広報の内容は、地震・津波編 第2章 第2節「第1 津波広報、教育、訓練計画」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

1. 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第9節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

項目	担 当
—	総務課、関係事業者

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成し、町及び県に届け出を行う。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等 (2) 災害応急対策をとるべき期間等 (3) 関係機関のとるべき措置 3. 防災訓練に関する事項 4. 地震防災上必要な教育及び広報 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

作成義務が生じていない事業者も、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。その他本節に記載のない事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画による。

風水害編

《目次》

第1章 総則	165
第1節 風水害対策の基本方針	167
第2節 災害の想定	167
第1 洪水	167
第2 高潮	170
第2章 災害予防計画	171
第1節 水害の予防対策	173
第1 水害予防	173
第2 浸水想定区域の周知等	173
第2節 高潮災害予防対策	175
第1 海岸保全	175
第2 避難確保	176
第3節 風害の予防対策	177
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	177
第2 農作物等の風害防止対策	177
第4節 雪害の予防対策	178
第1 道路雪害防止対策	178
第2 農作物等の雪害防止対策	178
第5節 防災体制の整備	179
第1 防災意識の向上	179
第2 消防体制の整備	179
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	179
第4 情報通信体制の整備	179
第5 備蓄・物流計画	179
第6 防災関連施設の整備	179
第7 帰宅困難者等対策	179
第8 防災体制の整備	180
第3章 災害応急対策計画	181
第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用	183
第1 町職員の非常配備	183
第2 町災害対策本部の設置	185
第3 災害救助法の運用	185
第2節 応援等の要請・受入	186
第3節 情報通信・広報広聴	187
第1 防災気象情報の収集・伝達	187
第2 通信の確保	188
第3 被害情報等の収集・報告	188
第4 災害広報・報道対応	188
第5 安否照会への対応	188

第6節 災害相談窓口の設置	188
第7節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	189
第8節 被災者台帳の作成	189
第4節 避難情報の発令	190
第1節 避難情報の発令等	190
第2節 避難誘導等	193
第5節 避難所の開設等	194
第6節 要配慮者等の支援	195
第7節 医療救護・保健衛生	196
第8節 遺体の捜索・埋火葬等	197
第9節 消防・水防活動	198
第1節 消防・救助・救急活動	198
第2節 危険物等の対策	198
第3節 水防活動	198
第10節 交通・輸送対策	201
第1節 警備・防犯	201
第2節 道路災害の警戒	201
第3節 緊急通行路線の確保	201
第4節 緊急輸送	201
第11節 帰宅困難者等対策	202
第12節 水・食料・生活物資等対策	203
第13節 応急教育・応急保育等	204
第14節 災害廃棄物・環境対策	205
第15節 住宅対策	206
第16節 ライフライン施設等対策	207
第17節 災害ボランティアの受入等	208
第18節 竜巻等対策	209
第1節 竜巻情報の収集・伝達	209
第2節 竜巻被害への対応	209
第4章 災害復旧・復興計画	211
第1節 被災者の生活再建支援	213
第2節 災害復旧事業の推進	213
第3節 災害復興計画	213

第 1 章 総則

第1節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本町は太平洋に面したほぼ平坦な地勢を持ち、海岸線に沿って砂丘が発達していることから浸水時には長時間浸水が滞留しやすいという特性があるなど、防災面での課題を抱えている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 災害の想定

第1 洪水

1. 南白亀川浸水想定区域

県は、水位周知河川に指定している南白亀川の流域の計画規模降雨（288.3mm/24h）と想定最大規模降雨（663.7mm/24h）での氾濫を想定した浸水予測を行っている。

(1) 想定最大規模降雨

浸水範囲は、概ね九十九里有料道路より内陸側、県道123号までの広い範囲で浸水が想定され、町内の最大浸水深は3.0～5.0mに達する。特に支川内谷川との合流地点の本川右岸では、3.0～5.0mの浸水となる範囲が広い。合流点より下流側の本川沿いと、県道123号線の東側沿道では0.5～3.0mの浸水が想定されており、その外縁に0.5m未満の浸水が想定される箇所が分布している。

また、町内では、本川沿いの左右岸の多くで河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域が分布している。南白亀川では、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が町外の一部で見られるが、町内には存在しない。また、町内の浸水継続時間は最大で72～168時間と想定される。特に内谷川との合流地点より上流の本川左右岸と、合流点より下流の右岸で浸水継続時間が長い傾向がある。

(2) 計画規模降雨

浸水範囲は、内谷川との合流点より上流では想定最大規模と概ね相似しているが、最大浸水深は0.5～3.0mに止まる。合流点より下流では浸水想定範囲は河川沿いに限られる傾向があるが、本川左岸では県道123号に沿って浸水想定区域が伸びるほか、右岸側でも古所など一部地区で浸水想定区域の拡がりが見られる。



〈想定最大規模の南白亀川洪水浸水想定区域（千葉県資料に加筆）〉

2. 一宮川浸水想定区域

県は、水位周知河川に指定している一宮川について流域の計画規模降雨（308mm/24h）と想定最大規模降雨（640.2mm/24h）での氾濫を想定した浸水想定を行っている。

(1) 想定最大規模降雨

一宮川で想定最大規模の降水による洪水が発生した場合、茂原市中央部を南流する支川阿久川からの洪水と、長生村の一宮川河口部から海岸砂丘に沿って北側に伸びる洪水の2方面からの浸水が想定されている。前者の浸水範囲は、町域の西端から南白亀川－内谷川を結ぶ線までの低地部一帯で、浸水深は最大で0.5～3.0mである。南白亀川－内谷川を結ぶ線より西側であっても、集落の載る微高地の多くは浸水しない。後者の浸水範囲は町域の南東端の一部に限られるが、浸水深は阿久川からの洪水と同じく最大で0.5～3.0mであり、集落へも広く浸水する想定となっている。

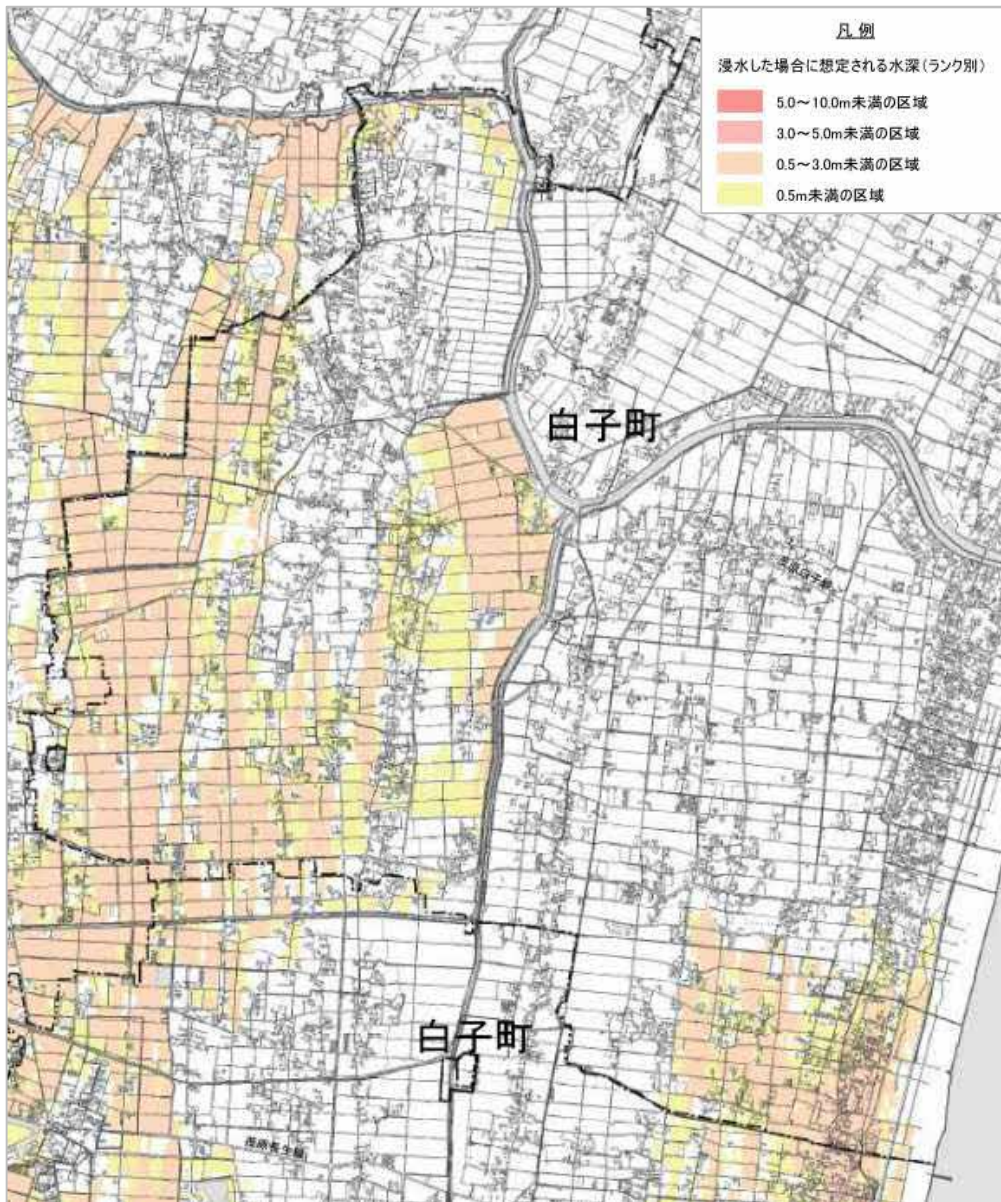
(2) 計画規模降雨

計画規模の降水による浸水範囲は、一宮川河口部からの洪水によるものに限られており、その場合の浸水範囲も、想定最大規模より狭い。想定浸水深は最大で0.5～3.0mと、想定最大規模の降水と同じであるが、0.5m未満の浸水深の面積割合が高くなっている。

3. 堀川水系堀川浸水想定区域

県は、想定最大規模の降雨（堀川流域の24時間総雨量690.0mm）で堀川が氾濫した場合の浸水想定を行っている。

町内の浸水範囲は南白亀川より北側の西部に広がっている。浸水深は概ね0.5m未満であるが、局地的に最大3m未満の浸水箇所がある。



〈想定最大規模の一宮川洪水浸水想定区域（千葉県資料に加筆）〉



〈堀川浸水想定区域（ちば情報マップより）〉

第2 高潮

1. 想定条件

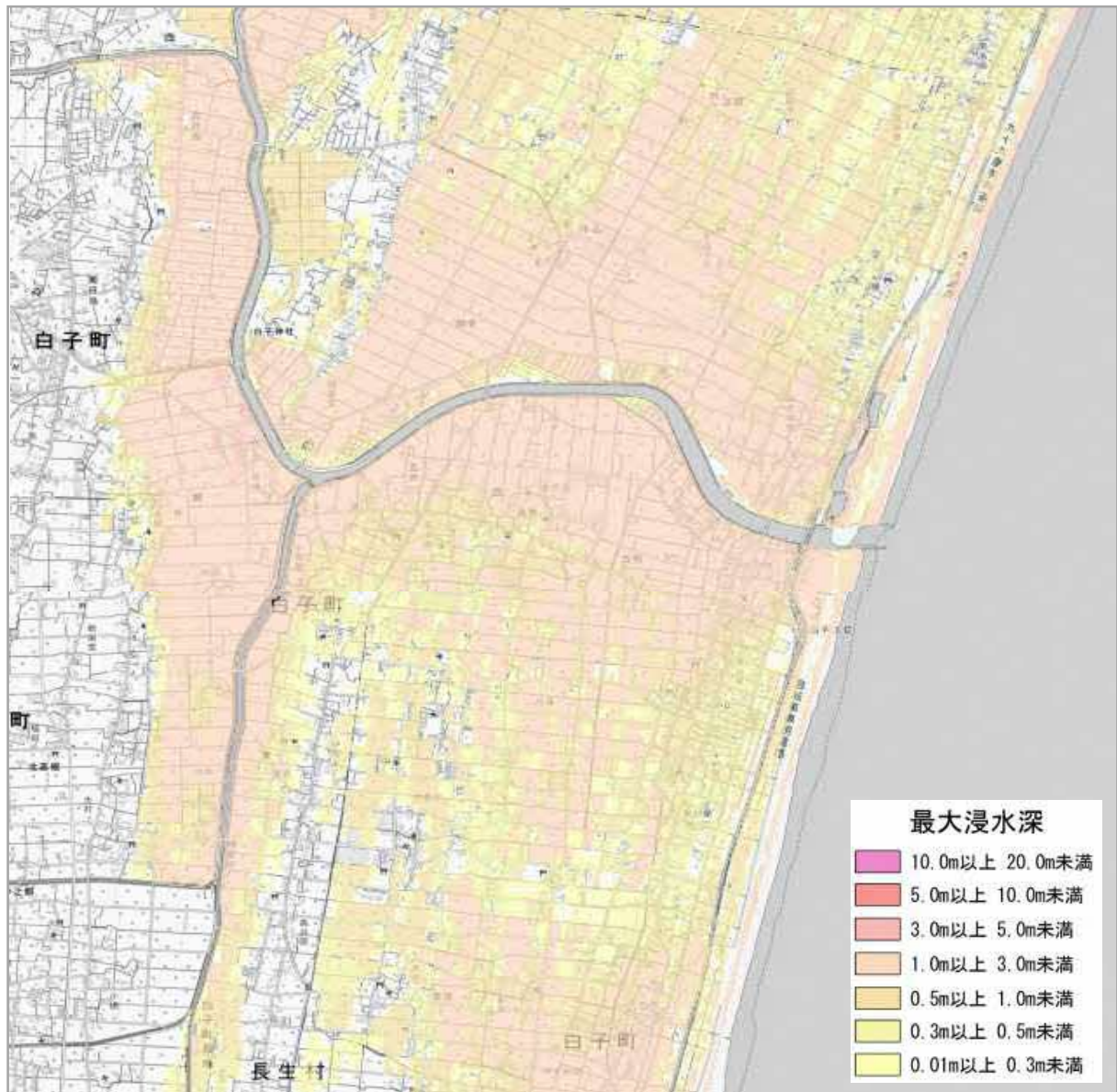
県は、千葉東沿岸を対象に、想定最大規模の高潮で氾濫が発生した場合の浸水想定区域について浸水深、浸水継続時間を作成している。

〈高潮浸水想定条件〉

- 既往最大規模の台風を基本として想定
(中心気圧：室戸台風級 半径及び移動速度：伊勢湾台風級)
- 最大規模の高潮となるような台風経路を設定
- 高潮と同時に河川での洪水を考慮
- 最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

2. 浸水想定

浸水範囲は海岸から約4km付近まで達し、町内は広範囲に3m未満の浸水が予測されている。また、浸水継続時間は72時間以内と予測されている。



〈町内の想定最大規模の高潮浸水想定区域の分布〉

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項目	担当
第1 水害予防	総務課、産業課、建設課、長生土木事務所、長生農業事務所、千葉県道路公社
第2 浸水想定区域の周知等	総務課、健康福祉課、教育課

第1 水害予防

1. 流域治水の推進

町（総務課、建設課）は、南白亀川流域治水協議会が策定した「南白亀川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

なお、本プロジェクトにおいて、町内では本川の堤防未整備区間の堤防整備を実施するほか、樹木の伐採や堆積土の撤去などの事業が実施されることになっている（いずれも県事業）。町は、県の実施する事業に協力するほか、開発行為に対する雨水貯留浸透施設設置の指導や、水害対応タイムラインの活用など、本プロジェクトに位置付けられた事業の推進に努める。

2. 雨水排水施設の整備

町（建設課）は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、県の指導を受けて雨水排水の流出抑制対策を推進する。また、地域の特性を考慮し、必要に応じて雨水排水施設の整備を検討する。

3. 農地・農作物の水害予防

町（産業課）は、長生農業事務所、長生農業協同組合等と連携し、営農上の水害予防対策を講じる。

4. 道路の水害予防

道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、台風や集中豪雨等による道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。

また、道路交通の危険防止、交通の安全確保のため、パトロールの徹底を図る。

第2 浸水想定区域の周知等

1. 浸水想定区域の調査

県及び町（総務課）は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

2. 浸水想定区域等の周知

町（総務課）は、水害の危険性を正しく普及するため、洪水ハザードマップや広報紙等により、住民に対して浸水想定区域や指定緊急避難場所、適切な避難行動等を周知する。

3. 要配慮者利用施設の避難確保

水防法の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、町への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

第2章 第1節 水害の予防対策

町（総務課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援等を行う。なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

第2節 高潮災害予防対策

項目	担当
第1 海岸保全	長生土木事務所
第2 避難確保	総務課、健康福祉課、教育課

第1 海岸保全

県は、高潮、津波等による九十九里海岸の浸食等を予防するため、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」による海岸保全施設の整備等を推進する。

〈海岸保全施設の整備計画の概要〉

種別	整備方針	種類 新設◎、改良○	規模 (延長等、天端高)		維持又は修繕の方法
			R6 年度末	計画	
整備区域（一連区間）：九十九里海岸 南九十九里一号地区（白子） 管理者：国土交通省 水管理・国土保全局					
浸食高潮	急激な侵食が連鎖的に伝播することを防止し、安定海浜を保つため、海岸利用や漁業活動への影響に配慮しながら養浜と施設整備（離岸堤）を組み合わせた対策を実施する。また、沿岸漂砂の上手側の海岸で施設整備が進むことにより、将来的に侵食が波及することが予想されることから、汀線の変化を観測しながら、その予測される侵食に対し、必要に応じ養浜と追加施設※（離岸堤やヘッドランド）を整備する。津波被害を軽減させるために開口部処理または堤防工は、地域の実情に応じて実施する。	堤防・護岸	L=2, 245m T. P. 4. 0m	L=- T. P. 6. 0m	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状（基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。当地区は県立九十九里自然公園白子集団施設地区を擁しており、年間を通して保養地、観光地としての需要がある。またアカウミガメ、ハマボウフウ、コアジサシ等を対象とした民間の自然保護活動が盛んである。維持・修繕にあたっては以上の点に十分留意する。
		堤防又は開口部処理（津波対策）◎○	-	一式 T. P. 6. 0m	
		ヘッドランド◎	-	3基	海岸利用が見込まれる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。
		離岸堤◎	-	2基	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。

また、県の九十九里浜侵食対策計画を推進し、古所海水浴場及び中里海水浴場で砂浜幅 40m 以上を確保することを目的に、砂浜が存在しない区間を含めそれ以外の区域は越波が発生せず、護岸が破壊しないよう現状海浜断面地形を維持するための取組を推進する。

第2 避難確保

町（総務課）は、高潮からの円滑かつ迅速な避難を確保するため、本章 第1節「第2 浸水想定区域の周知等」に準じ、高潮浸水想定区域及びこれに対応する指定緊急避難場所の周知、高潮浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を促進する。

第3節 風害の予防対策

項目	担当
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務課
第2 農作物等の風害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

1. 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

2. 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第2 農作物等の風害防止対策

町（産業課）、長生農業事務所、長生農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・砂防林・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第4節 雪害の予防対策

項目	担当
第1 道路雪害防止対策	建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社
第2 農作物等の雪害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 道路雪害防止対策

道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 除雪委託業者との連絡系統の確立
- (3) 路面凍結防止剤の備蓄
- (4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- (5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- (6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第2 農作物等の雪害防止対策

町（産業課）は、長生農業事務所、長生農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第5節 防災体制の整備

項 目	担 当
第1 防災意識の向上	総務課、商工観光課、教育課、長生郡市広域消防本部、消防団
第2 消防体制の整備	長生郡市広域消防本部
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	総務課、住民課、健康福祉課、教育課、社会福祉施設管理者
第4 情報通信体制の整備	総務課、N T T東日本(株)
第5 備蓄・物流計画	総務課、健康福祉課、商工観光課
第6 防災関連施設の整備	総務課、保健福祉課、教育課
第7 帰宅困難者等対策	総務課、商工観光課、N T T東日本(株)、県
第8 防災体制の整備	総務課、各課等

第1 防災意識の向上

地震・津波編 第2章「第1節 防災意識の向上」に準ずる。

第2 消防体制の整備

地震・津波編 第2章「第4節 消防体制の整備」に準ずる。

第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備

地震・津波編 第2章「第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。

第4 情報通信体制の整備

地震・津波編 第2章「第7節 情報通信体制の整備」に準ずる。

第5 備蓄・物流計画

地震・津波編 第2章「第8節 備蓄・物流計画」に準ずる。

第6 防災関連施設の整備

地震・津波編 第2章「第9節 防災関連施設の整備」に準ずる。

第7 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第2章「第10節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第8 防災体制の整備

地震・津波編 第2章「第1 1節 防災体制の整備」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

項目	担当
第1 町職員の非常配備	各班
第2 町災害体制本部の設置	各班、長生郡市広域消防本部、消防団
第3 災救助法の運用	各班、長生郡市広域水道部、長生郡市広域消防本部

第1 町職員の非常配備

1. 職員の非常配備

風水害に対する町職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。

なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈風水害時の非常配備基準〉

配備種別	配備基準	配備内容	配備人員
情報収集体制	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 (1) 町内で以下の気象警報等が発表されたとき ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 暴風雪警報 ⑤ 大雪警報 ⑥ 高潮警報 (2) 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想されたとき (3) その他、被害の発生が予想されるとき	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課 建設課
災害即応体制	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 (1) 町内に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき (2) 気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (3) 深夜から明け方に(1)又は(2)の情報の発表が予想されるとき (4) その他、大きな被害の発生が予想されるとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 ガス事業所 自衛消防隊

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

配備種別	配備基準	配備内容	配備人員
災害対策本部 第1配備	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 (1) 町内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。） ① 大雨特別警報 ② 暴風特別警報 ③ 暴風雪特別警報 ④ 大雪特別警報 ⑤ 高潮特別警報 (2) 以下の①から③のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずる必要があるとき ① 本町の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき ② 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき (3) 本町の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 ^(※) *本町の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関
災害対策本部 第2配備	次のいずれかに該当する場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。 (1) 町の広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時	災害対策本部第1配備を強化し対処できる体制とする。	同上
災害対策本部 第3配備	次のいずれかに該当する場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。 (1) 町の広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上

(注) 配備の特例措置

- 1) 配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2) 各課等の長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、総務課長と協議の上、町長の承認を得て、当該課の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

町職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。

- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

2. 職員の動員

地震・津波編 第3章 第1節 第1 「2. 職員の動員」に準ずる。

第2 町災害対策本部の設置

地震・津波編 第3章 第1節 「第2 町災害対策本部の設置」に準ずる。

第3 災害救助法の運用

地震・津波編 第3章 第1節 「第3 災害救助法の運用」に準ずる。

第2節 応援等の要請・受入

地震・津波編 第3章「第2節 応援等の要請・受入」に準ずる。

第3節 情報通信・広報広聴

項目	担当
第1 防災気象情報の収集・伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第2 通信の確保	各班、各防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第4 災害広報・報道対応	総務班
第5 安否照会への対応	住民班
第6 災害相談窓口の設置	住民班、各班
第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	税務班、長生郡市広域消防本部
第8 被災者台帳の作成	総務班、各班

第1 防災気象情報の収集・伝達

1. 防災気象情報の把握

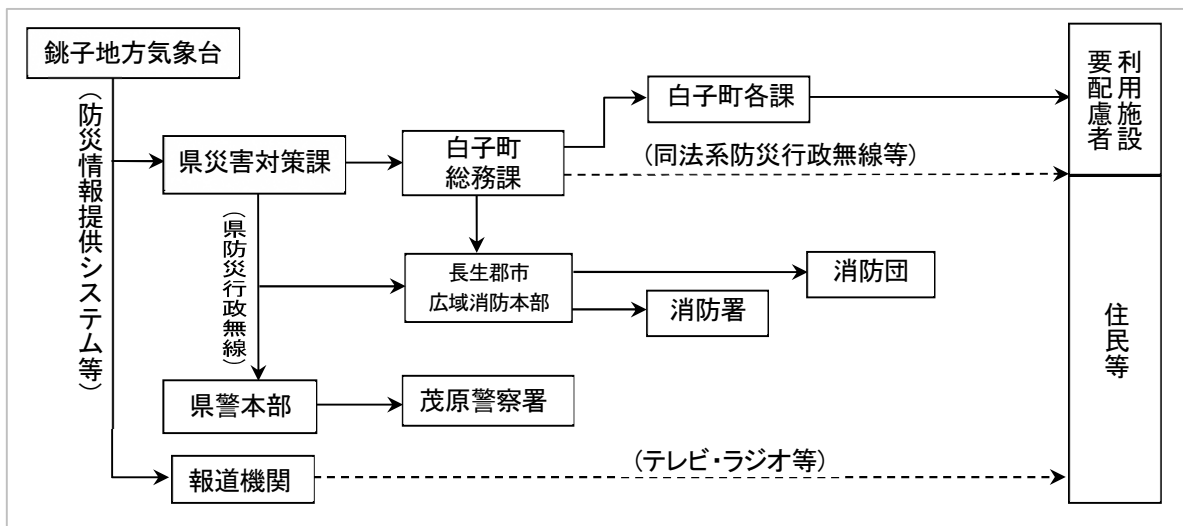
町（総務班）は、千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各班に情報提供する。

2. 警報等の伝達

町（総務班）は、町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに住民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

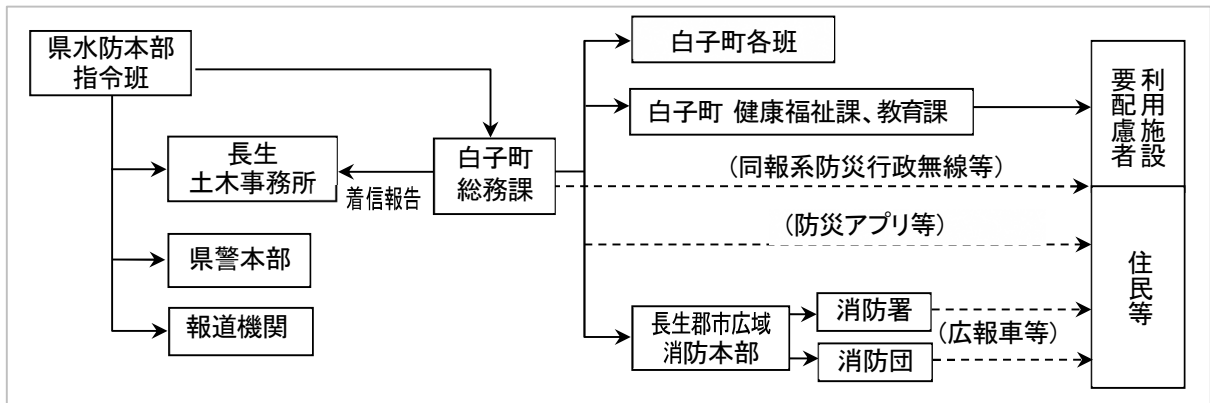
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪、土砂崩れ
警報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、土砂崩れ
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、土砂崩れ
その他	早期注意情報（警報級の可能性）、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、記録的短時間大雨情報、線状降水帯に関する各種情報



〈気象警報等の伝達系統〉

3. 特別警戒水位到達情報の伝達

水位周知河川である南白亀川の特別警戒水位到達情報等が通知された場合、町（総務班）は関係各班を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

4. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町（総務班）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに町（総務班）に通報する。通報を受けた町（総務班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方气象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信の確保

地震・津波編 第3章 第3節「第2 通信の確保」に準ずる。

第3 被害情報等の収集・報告

地震・津波編 第3章 第3節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第4 災害広報・報道対応

地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第5 安否照会への対応

地震・津波編 第3章 第3節「第5 安否照会への対応」に準ずる。

第6 災害相談窓口の設置

地震・津波編 第3章 第3節「第6 災害相談窓口の設置」に準ずる。

第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行

地震・津波編 第3章 第3節「第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行」に準ずる。

第8 被災者台帳の作成

地震・津波編 第3章 第3節「第8 被災者台帳の作成」に準ずる。

第4節 避難情報の発令

項目	担当
第1 避難情報の発令等	総務班、健康福祉班、消防班、長生郡市広域消防本部、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊、自治会・自主防災組織

第1 避難情報の発令等

1. 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発令する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

なお、本部長（町長）不在の場合は、副本部長（副町長）、総務班長（総務課長）の順に権限を代行する。

〈避難除法の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第56条第1項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第60条第1項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官及び海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94条第1項
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第60条第3項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項

第3章 第4節 避難情報の発令

区分	実施者	要件等	根拠法令
	警察官・海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項

〈避難情報の種類と住民等の行動〉

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者*等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある方等、及びその方の避難を支援する方 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の方も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
[レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(注)「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

(2) 洪水、高潮に対する避難情報の発令

本部長（総務班）は、河川の氾濫及び高潮に対し、防災気象情報、気象台や県（長生土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、住民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難指示の発令を行い、発令基準は次のとおりとする。

発令基準は次のとおりとし、5段階の警戒レベルに対応した情報発信を行う。

第3章 第4節 避難情報の発令

(避難情報の発令基準(洪水・高潮))

種類	災害事象	発令基準の目安
〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	洪水浸水	①河川水位が氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき(次の例) ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「警戒」のとき ②堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	高潮浸水	①高潮警報が発表されたとき ②高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ③高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が本町にかかると予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合 ④強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に本町に接近・通過することが予想される場合 ⑤伊勢湾台風級の台風が本町に接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性があり、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
〔警戒レベル4〕 避難指示	洪水浸水	①河川水位が計画高水位又は氾濫開始水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき(次の例) ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「危険」のとき ②堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	高潮浸水	①高潮警報発表時で、風向・風速などから、人的被害や家屋被害の発生する危険性が特に高いと判断された場合 ②高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
〔警戒レベル5〕 緊急安全確保	洪水浸水	①河川水位が氾濫開始水位又は堤防高に到達したとき ②洪水キキクルが「災害切迫」になったとき ③堤防に異常な漏水・侵食の進行、亀裂・すべりの発生等が確認された場合 ④樋門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤堤防の決壊、氾濫が確認されたとき
	高潮浸水	①高潮特別警報が発表されたとき ②防潮堤の倒壊や決壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合 ③異常な越波・越流が発生した場合 ④高潮氾濫が発生した場合

2. 警戒区域の設定

地震・津波編 第3章 第4節 第1「2. 警戒区域の設定」に準ずる。

3. 避難情報の解除

地震・津波編 第3章 第4節 第1「3. 避難指示等の解除」に準ずる。

4. 情報共有

地震・津波編 第3章 第4節 第1「4. 情報共有」に準ずる。

5. 複合災害措置

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「5. 複合災害措置」に準ずる。

6. 避難情報の伝達

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「6. 避難情報の伝達」に準ずる。

7. 避難誘導

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「7. 避難誘導」に準ずる。

8. 広域避難

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「8. 広域避難」に準ずる。

第2 避難誘導等

地震・津波編 第3章 第4節 「第1 避難情報の発令等」に準ずる。

第5節 避難所の開設等

地震・津波編 第3章「第5節 避難所の開設等」に準ずる。

第6節 要配慮者等の支援

地震・津波編 第3章「第6節 要配慮者等の支援」に準ずる。

第7節 医療救護・保健衛生

地震・津波編 第3章「第7節 医療救護・保健衛生」に準ずる。

第8節 遺体の搜索・埋火葬等

地震・津波編 第3章「第8節 遺体の搜索・埋火葬等」に準ずる。

第9節 消防・水防活動

項目	担当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、長生都市広域消防本部
第2 危険物等の対策	長生都市広域消防本部
第3 水防活動	総務班、産業班、建設班、長生都市広域消防本部、消防班

第1 消防・救助・救急活動

地震・津波編 第3章 第9節「第1 消防・救助・救急活動」に準ずる。

第2 危険物等の対策

地震・津波編 第3章 第9節「第2 危険物等の対策」に準ずる。

第3 水防活動

本町は水防法に基づく指定水防管理団体ではなく、また、町内には水防警報を行う河川、海岸がないことから、水防計画の策定、水防本部の設置等を行わない。しかし、町内には、重要水防箇所が南白亀川に2箇所（白子町関、白子町北日当～茂原清水）ある*ことから、千葉県水防計画に準じて次の水防活動を実施する。

*千葉県水防計画（令和7年度）による。

1. 水防体制

町（総務課、産業課、建設課）は、県水防本部の配備体制に準じ、次の基準により水防体制を確立する。

配備種別	配備基準
水防準備体制	① 大雨、高潮、洪水注意報が発表され、町長が必要と認めたとき。
水防注意体制	① 大雨、高潮、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 深夜から明け方に大雨、洪水警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。
水防警戒体制	① 大雨、高潮、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 水位周知河川（南白亀川）が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
水防非常第1体制	① 気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。 ② 台風等で広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生し、町長が指示したとき。 ③ 災害対策本部を設置し、本部第1配備体制をとるとき。
水防非常第2体制	① 台風等で町全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な被害が発生し、町長が指示したとき。 ② 災害対策本部を設置し、本部第2配備体制以上をとるとき。

2. 水防団（消防団）の配備

町長（本部長）は、次の状況に該当する場合、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

ア 河川の水位が通報水位（水防団待機水位）に達してさらに上昇するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。

イ 上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

ア 河川の水位が警戒水位（はん濫注意水位）に達したとき。

イ 上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

3. 水防配備の解除

町長（本部長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。なお、配備を解除したときは現地指導班（長生土木事務所）を通じて県水防指令班（河川環境課）に報告する。

4. 情報の収集・伝達

(1) 警報、雨量・水位等

気象等予警報、洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、県水防情報システム等で雨量、河川水位等の観測値を監視する。また、状況に応じて関係機関に情報提供を行う。

(2) 決壊時の通報

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者（町長）は、直ちにこれを関係者（当該施設の管理者及び現地指導班（長生土木事務所））に通報する。

5. 河川のはん濫・浸水被害等の拡大防止

(1) 警戒巡視

重要水防箇所、二次災害につながるおそれのある堤防等の巡視、警戒を行い、浸水、はん濫の危険性の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水の際には迅速に対処するとともに、避難指示の的確な実施に努める。

(2) 河川等施設の被害拡大防止措置（応急復旧措置）

ア 河川施設の損壊等による浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
イ 堤防の決壊等による出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
ウ 河川施設の応急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早期に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
エ その他の水防活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動、監視、警戒及び水防作業 ・ 通信連絡及び輸送 ・ 避難のための立ち退き

6. 応援・協力要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は他の水

防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

(2) 警察官の出動要請

水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

7. 水防報告

(1) 緊急報告

次の状況に該当するときは、水防管理者（町長）は現地指導班長（長生土木事務所長）に緊急報告を行う。

- ア 消防機関等を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- ウ 堤防が決壊、はん濫したとき。
- エ その他必要と認める事態が生じたとき。

(2) 水防顛末報告

町は、水防活動が終了したときは遅滞なく次の事項をとりまとめ、水防活動実施状況報告書の様式により現地指導班長（長生土木事務所長）に報告する。

- ア 降雨及び水位記録
- イ 出動及び水防解除の時刻
- ウ 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその結果
- カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 水防法第28条による収用又は使用機具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- ケ 土地を一部使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- コ 他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めたときはその状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察官の出動状況
- ス 現地指導班の出動人員名簿
- セ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 殊勲者及びその功績
- チ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- テ 千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況
- ト その他必要となる事項

第10節 交通・輸送対策

項目	担当
第1 警備・防犯	総務班、茂原警察署
第2 道路災害の警戒	建設班、総務班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 緊急通行路線の確保	建設班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第4 緊急輸送	総務班、健康福祉班、建設班

第1 警備・防犯

地震・津波編 第3章 第10節「第1 警備・防犯」に準ずる。

第2 道路災害の警戒

1. 大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに町（総務班）に伝達する。

2. 降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第3 緊急通行路線の確保

地震・津波編 第3章 第10節「第2 緊急通行路線の確保」に準ずる。

第4 緊急輸送

地震・津波編 第3章 第10節「第3 緊急輸送」に準ずる。

第11節 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第3章「第11節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第12節 水・食料・生活物資等対策

地震・津波編 第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第13節 応急教育・応急保育等

地震・津波編 第3章「第13節 応急教育・応急保育等」に準ずる。

第14節 災害廃棄物・環境対策

地震・津波編 第3章「第14節 災害廃棄物・環境対策」に準ずる。

第15節 住宅対策

地震・津波編 第3章「第15節 住宅対策」に準ずる。

第16節 ライフライン施設等対策

地震・津波編 第3章「第16節 ライフライン施設等対策」に準ずる。

第17節 災害ボランティアの受入等

地震・津波編 第3章「第17節 災害ボランティアの受入等」に準ずる。

第18節 竜巻等対策

項目	担当
第1 竜巻情報の収集・伝達	総務班、税務班
第2 竜巻被害への対応	環境班、建設班

第1 竜巻情報の収集・伝達

1. 竜巻情報等気象情報の収集

町（総務班）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2. 被害情報の収集・伝達、調査

町（総務班）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、町（税務班）は、被害家屋調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

1. がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、町（環境班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

2. 被災家屋の復旧支援

地震・津波編 第3章 第15節「第1 被災住宅の応急修理」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

地震・津波編 第4章「第1節 被災者の生活再建支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

地震・津波編 第4章「第2節 災害復旧事業の推進」に準ずる。

第3節 災害復興計画

地震・津波編 第4章「第3節 災害復興計画」に準ずる。

大規模事故編

《目次》

第1章 総論	215
第1節 計画の目的等	217
第1 計画の目的	217
第2 計画の対象	217
第3 計画の修正等	217
第4 他の計画との関係	217
第5 計画の基本的考え方	217
第2節 大規模事故への体制	218
第1 町の活動体制	218
第2 災害救助法の適用	219
第2章 大規模事故対策計画	221
第1節 大規模火災対策計画	223
第1 予防計画	223
第2 応急対策計画	224
第2節 危険物等災害対策計画	225
第1 予防計画	225
第2 応急対策計画	226
第3節 航空機災害対策計画	228
第1 予防計画	228
第2 応急対策計画	228
第4節 道路災害対策計画	230
第1 予防計画	230
第2 応急対策計画	230
第5節 海上災害対策計画	232
第1 予防計画	232
第2 応急対策計画	232
第6節 油等海上流出災害対策計画	234
第1 予防計画	236
第2 応急対策計画	236
第7節 放射性物質事故対策計画	238
第1 予防計画	239
第2 応急対策計画	239
第3 復旧計画	242
第8節 大規模停電対策計画	243
第1 予防計画	243
第2 応急対策計画	243

第1章 総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が增大している。

白子町内及び周辺は、上空が航空路となっていることなどから、航空機事故等が発生するおそれがあるほか、通過船舶の事故による海難事故や油流出事故が発生する可能性も存在する。また、大規模施設の立地や土地利用の多様化に伴う大規模火災などに対する防災対策の一層の充実強化が求められている。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震・津波編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 大規模火災 | (2) 危険物等災害 |
| (3) 航空機災害 | (4) 道路災害 |
| (5) 海上災害 | (6) 油等海上流出災害 |
| (7) 放射性物質事故 | (8) 大規模停電 |

第3 計画の修正等

総則編 第1節「第3 計画の修正等」に準ずる。

第4 他の計画との関係

総則編 第1節「第4 他の計画との関係」に準ずる。

第5 計画の基本的考え方

総則編「第2節 計画の基本的考え方」に準ずる。

第2節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防及び警察が当たるが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、町及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第1 町の活動体制

1. 事故本部設置前の体制

町長（総務課）は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制、災害即応体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動は、地震・津波編に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」参照】

2. 事故対策本部の設置

町長（総務課）は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第2 町災害対策本部の設置」参照】

3. 現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

4. 情報収集・報告

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告</p> <p>(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更</p> <p>(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1章 第2節 大規模事故への体制

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建 物 火 災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交 通 機 関 の 火 災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害 等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	そ の 他 特 定 の 事 故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）
救 急 ・ 救 助 事 故	死者、負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

なお、大規模事故時は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用される。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

項目	担当
第1 予防計画	建設課、生涯学習課、長生都市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務班、健康福祉班、消防班、長生都市広域消防本部、茂原警察署

大規模な火事や林野火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 不燃化の促進等

地震・津波編 第2章 第3節「第2 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

2. 大規模建築物等の防火促進

(1) 多数の者を収容する建築物

長生都市広域消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 大規模建築物の防火対策

長生都市広域消防本部は、大規模建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

- ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ① 高水準消防防災設備の整備
 - ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ③ 防災センターの整備
- イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

3. 文化財の防火対策

町（生涯学習課）は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。

なお、防火施設の整備に当たっては、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（文化庁、令和3年12月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。

(1) 消防設備の設置・整備

- ア 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。
- イ 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

- ア 定期的な巡視と監視を実施する。
- イ 危険箇所について消防機関から指導を受ける。

ウ 消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。

エ 毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

4. 林野火災の予防

長生郡市広域消防本部は、各種広報手段により林野火災の予防に関する広報を行う。また、火災警報等の発令時には火の使用を制限する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

6. 避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、町（総務班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

町（消防班）、警察署は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町（総務班）は、火災の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

8. 遺体の収容

町（健康福祉班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第2節 危険物等災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	長生郡市広域消防本部、長生保健所、事業所
第2 応急対策計画	総務班、消防班、長生郡市広域消防本部、長生保健所、長生郡市広域水道部、茂原警察署、銚子海上保安部

本節では、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策並びに特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第4節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

(1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの (例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

第1 予防計画

1. 危険物事故対策

(1) 消防の対策

長生郡市広域消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

2. 高圧ガス事故対策

(1) 県及び消防の対策

県及び長生郡市広域消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

3. 火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

4. 毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（長生保健所）は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調達について協力を要請する。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。また、必要に応じて警察署、海上保安部等に協力を要請する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し、町（総務班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、町（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報

町（総務班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス等により広報する。

8. 水道汚染対策

長生保健所は、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、長生郡市広域水道部に通報する。また、長生郡市広域水道部は、汚染防止対策等を講じる。

9. その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、長生保健所、警察署、長生郡市広域消防本部に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第3節 航空機災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	総務課、長生郡市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務班、健康福祉班、消防班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、銚子海上保安部

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本町は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第1 予防計画

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第2 応急対策計画

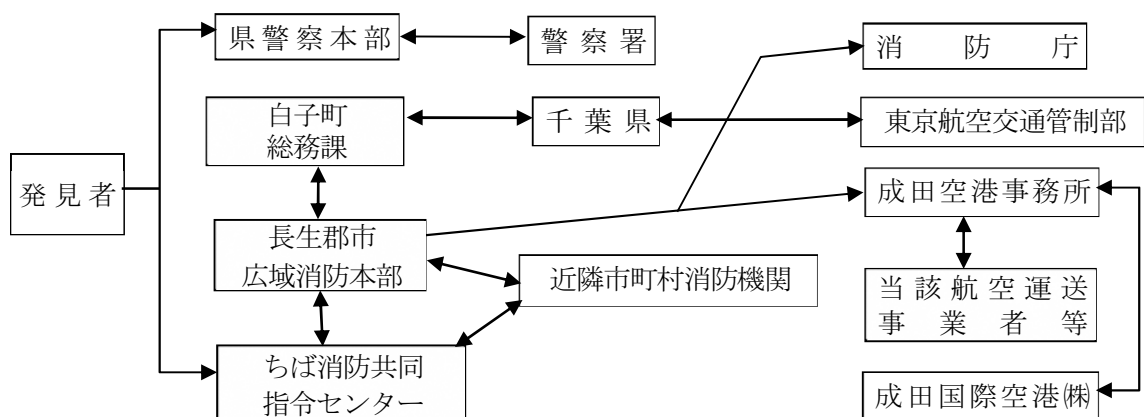
1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。



〈成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート〉

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、町（総務班）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、町（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町（総務班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線等により広報する。

8. 遺体の収容

町（健康福祉班）は警察署と連携して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

9. 防疫

町（健康福祉班）は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携し、地震・津波編 第3章 第7節 「第3 保健・防疫活動」に準ずる防疫活動を実施する。

第4節 道路災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社、県トラック協会
第2 応急対策計画	総務班、健康福祉班、建設班、消防班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者（建設班、県長生土木事務所、千葉県道路公社）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

県トラック協会（長夷支部）は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者（建設班、県長生土木事務所、千葉県道路公社）と協力して危険物の防除活動を実施する。

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に立ち入り禁止区域を設定する。

また、町（総務班）は、被害が予想される範囲の居住者等に避難指示を行う。

警察署、町（消防班）は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町（総務班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等により広報する。

8. 遺体の収容

町（健康福祉班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第5節 海上災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	銚子海上保安部
第2 応急対策計画	総務班、健康福祉班、長生郡市広域消防本部、消防班、茂原警察署、銚子海上保安部

本町周辺の海域において、船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を想定した対策を定める。

ただし、油等の流出事故については、「第7節 油等海上流出災害対策計画」に定めるところによる。

また、この計画の対象とする災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第1 予防計画

銚子海上保安部等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その他、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、県、警察等の関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 捜索・救助・救護活動

(1) 捜索

長生郡市広域消防本部、銚子海上保安部、警察署は、共同防災組織等と連携し、直ちに海岸及び海域において被災者の捜索活動を行う。

(2) 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」に基づき消防機関と連携して対処する。

(3) 救助・救急

長生郡市広域消防本部及び町（消防班）は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 広報活動

町（総務班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災アプリ等による広報活動を行う。

5. 遺体の収容

町（健康福祉班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第6節 油等海上流出災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	総務課、産業課、建設課、長生郡市広域消防本部、長生土木事務所、漁業協同組合
第2 応急対策計画	総務班、健康福祉班、環境班、消防班、長生郡市広域消防本部

本町周辺の海域において油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1. 対象災害

本計画の対象は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2. 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 「海防法」に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ス 「自衛隊法」（昭和29年6月9日法律第165号）に基づく災害派遣要請
- セ 海上治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 「自衛隊法」に基づく災害派遣要請

- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 町

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 防災関係機関からの事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 原因者等が行う漂着油の除去作業等の情報収集等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動の情報収集等
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動の住民等への周知協力
- キ 県が指定する警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請等の調整
- ケ 漁業者、漁業協同組合等との連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援の調整

(4) 消防団

- ア 漂着油、排出油の防除活動

(5) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(6) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(7) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施

オ 防災関係者への指導助言の実施

(8) 石油連盟

ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙

イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

3. 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第1 予防計画

1. 広域的な活動体制の整備

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

2. 油防除作業体制の整備

町（環境課）は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。

3. 油防除資機材の整備

町（総務課、環境課）は県等と連携し、救命具、オイルフェンス、油吸着材等必要な資機材の整備に努める。

また、油回収資機材としてのゴム長靴等については、流通備蓄体制の整備に努める。

4. 水門管理等の充実

町（産業課、建設課）、長生土木事務所は、油等の内水面への流入又は海上への流出を防止するため、水門及び樋門の管理、情報の受伝達体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

1. 応急活動体制

町（総務班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集

町（環境班）は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、パトロール等により情報収集を行い、速やかにその状況を報告する。

3. 流出油の防除措置

長生郡市広域消防本部及び町（環境班）は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

4. 警戒区域の設定・避難活動

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定、立入制限及び現場の警戒を行う。また、町（総務班）は、必要に応じて付近住民に対して避難指示を行う。

5. 広報活動

町（総務班）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、白子町メール配信サービス等による広報活動を行う。

6. 環境保全対策

県及び町（環境班）は、油等流出事故による環境汚染等に対して保全措置を講じる。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施し、環境汚染に関する情報を国や防災関係機関に提供する。
- (2) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7. 健康対策

町（健康福祉班）は、長生保健所及び医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。また、異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

8. 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づく海上保安庁長官からの要請により、地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

9. 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後も、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第7節 放射性物質事故対策計画

項目	担当
第1 予防計画	総務課、環境課、長生郡市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務班、環境班、産業班、建設班、長生郡市広域消防本部、長生郡市広域市町村圏組合、長生保健所
第3 復旧計画	総務班、健康福祉班、環境班、産業班、長生郡市広域水道部

1. 基本方針

町内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所ではなく、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく原子力事業所からの「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも入っていない。

一方、町内には核燃料物質や放射性同位元素等を使用する事業所が存在しないが、町内に核燃料物質等を積載する車輛が通過したり、東京湾を原子力艦が通行することが予想され、これらの施設や輸送中において事故が発生する可能性がある。

なお、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況把握は国の所掌事項で、町及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所での事故に起因する放射性物質の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、県内でも局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを踏まえ、本計画に放射性物質事故を想定した予防対策や災害応急対策を定める。

〈用語の定義〉

核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素	放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
核燃料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核原料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所	放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性物質取扱事業所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

本町への影響が想定される放射性物質事故としては、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

なお、本町には放射性物質取扱事業所が所在しないこと、核燃料物質の陸上運搬が想定される高速自動車国道、主要幹線道路がないことから、放射性物質取扱事業所及び核燃料物質運搬車両の事故は想定しない。

第1 予防計画

1. 応急活動体制の整備

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、情報収集・連絡体制、通信手段、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、町、長生保健所、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

2. 環境放射線モニタリング体制の整備

町（環境課）は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

3. 防災教育・防災訓練の実施

県、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報の収集・伝達体制

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、町（総務班）は、県や国から情報収集を迅速に行う。

3. 緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による環境放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

環境放射線モニタリング項目は次のとおりである。

- | | | |
|----------------------|-------------|-------------|
| ① 大気汚染調査 | ② 水質調査 | ③ 土壌調査 |
| ④ 農林水産物への影響調査 | ⑤ 食物の流通状況調査 | ⑥ 市場流通食品等検査 |
| ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 | ⑧ 廃棄物調査 | |

(2) 町の措置

町（環境班）及び長生郡市広域市町村圏組合は、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

4. 防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

町（総務班）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置をとる。

5. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、町（産業班）及び長生郡市広域水道部は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

6. 広報活動

町（総務班）は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

7. 医療対策

県は、長生保健所（長生健康福祉センター）に健康相談窓口を開設する。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

8. 広域避難の受入

町（総務班、建設班）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う。

第2章 第7節 放射性物質事故対策計画

〈参考 O I Lと防護措置について（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
β 線 : 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
O I L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L1の基準値を超えた場合、O I L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 復旧計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び町（関係各班）は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び町（産業班）及び長生郡市広域水道部等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 住民の健康管理

県及び町（健康福祉班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び町（総務班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び町（環境班）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第8節 大規模停電対策計画

項目	担当
第1 予防計画	総務課、健康福祉課
第2 応急対策計画	総務班、建設班、各班、電力事業者、電気通信事業者、長生土木事務所

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第1 予防計画

1. 倒木対策

町（総務課）は町管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

2. 非常電源の確保

町（総務課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、町（健康福祉課）は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

3. 被災者支援サービスの備え

町（総務課）は、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。

(1) 充電サービスの準備

停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。

(2) 熱中症対策

夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。

4. 大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

町（総務課）は、停電の長期化を想定してLED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町長（総務班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2. 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを町（総務班）及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

N T T東日本など電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを町（総務班）及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

町（総務班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、管理道路の被害や障害物の状況を町（総務班）及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

3. 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

町（総務班）は、優先復旧重要施設リストに基づき、町内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、県石油商業組合茂原支部に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

町（総務班）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

4. 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、町があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 ② 指定避難所として開設されている施設 ③ 災害対応の中核機能となる町災害対策本部が存在する施設 ④ 上下水道施設をはじめとするライフライン施設 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

町（総務班）は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

(2) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

町は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第 76 条の 6 により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、町、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

5. 被災者支援

町（各班）は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。

(4) 給水支援

断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設の水道を被災者へ開放することを検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

白子町地域防災計画 資料編

《目次》

1. 総則関係	
1-1 白子町防災防災会議条例	1
1-2 白子町防災防災会議委員名簿	2
2. 防災体制	
2-1 白子町災害対策本部条例	3
2-2 災害協定一覧	4
2-3 白子町自主防災組織育成補助金交付要綱	7
3. 情報通信	
3-1 防災関係機関連絡先一覧	10
3-2 千葉県危機管理情報共有要綱(抜粋)	12
3-3 白子町防災行政無線局管理運用規程	18
3-4 白子町防災行政無線局運用細則	22
3-5 白子町防災行政無線屋外拡声子局管理細則	25
3-6 白子町防災行政無線戸別受信機管理規程	26
4. 避難	
4-1 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例	28
4-2 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例施行規則	30
4-3 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例	31
4-4 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧	32
5. 物資・輸送	
5-1 備蓄倉庫・備蓄品一覧	34
5-2 緊急輸送道路分布図	35
5-2 臨時離発着場適地一覧	35
6. 被災者支援	
6-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	36
6-2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	40
6-3 白子町被災者生活再建支援事業実施要綱	44
7. 風水害	
7-1 気象警報・注意報発表基準一覧	47
7-2 重要水防区域	48
7-3 浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧	49
8. 用語集	50
【あ行】	50
【か行】	50
【さ行】	51
【た行】	53
【な行】	54
【は行】	54
【ま行】	55
【や行】	55
【ら行】	55

1. 総則関係

1-1 白子町防災会議条例

昭和38年3月25日 条例第7号
最終改正 平成24年9月25日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、白子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員及び委員の定数は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4人
 - (3) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者 7人
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部北消防署長及び同組合消防団第7支団長
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員のうちから町長が任命する者 3人
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるうちから町長が任命する者 3人以内
- 6 前項第7号及び8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1. 総則関係

1-2 白子町防災会議委員名簿

番号	区分	備考
1	会長	町長
2	1号委員 (指定地方行政機関職員)	関東農政局千葉県拠点地方参事官
3	2号委員 (千葉県職員)	千葉県長生地域振興事務所長
4		千葉県長生土木事務所長
5		千葉県長生農業事務所長
6		千葉県長生健康福祉センター長兼長生保健所長
7	3号委員 (千葉県警察官)	千葉県警察茂原警察署長
8		総務課長
9		建設課長
10		産業課長
11		住民課長
12		健康福祉課長
13		ガス事業所長
14	5号委員 (教育長)	白子町教育委員会教育長
15	6号委員 (消防署及び消防団)	長生郡市広域市町村圏組合消防本部北消防署長
16		長生郡市広域市町村圏組合消防団第7支団長
17	7号委員	(指定公共機関職員)
18		NTT東日本千葉事業部千葉支店長
19		(公共的団体職員)
20	8号委員 (学識経験者)	白子町商工会長
21		自治連合会長
22		合同会社ニコニコヘルス保健師
		くろみケアプランセンター主任会議支援専門員

2. 防災体制

2-1 白子町災害対策本部条例

(昭和38年3月25日 条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、白子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 防災体制

2-2 災害協定一覧

(令和7年12月現在)

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援関係					
1	県内 全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内56市町村及び千葉県	H8. 2. 23	食料、資機材、施設提供・被災者救出・職員派遣・傷病者受入 等
11	白子町	災害時等の相互応援に関する協定書	長野県小谷村	H24. 7. 3	必要な資機材・生活物資の提供、職員の派遣、施設の提供、児童生徒の受入れ等
情報・通信・調査関係					
10	白子町	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24. 6. 1	公共土木施設等被害状況の情報提供
18	白子町	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H29. 2. 15	災害時家屋調査、り災証明相談補助、建物滅失登記申請手続相談等
25	白子町	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2. 5. 1	災害時の緊急情報を配信
30	白子町	災害時公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT東日本(株)	R2. 12. 1	災害時用の公衆電話の設置及び利用・管理等
46	白子町	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)トレミール	R7. 2. 28	災害が発生した場合の通信機器等の供給
避難関係					
4	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	サンライズ・ポイント白子管理組合	H23. 6. 1	緊急的一時避難所(津波)
5	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	パノラマ・ビュー白子管理組合法人	H23. 7. 8	緊急的一時避難所(津波)
6	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	白子スポーツ振興ホテル組合	H23. 7. 27	緊急的一時避難所(津波)・町内ホテル等23社
7	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	ダイアパレス白子第1	H23. 8. 26	緊急的一時避難所(津波)
8	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	フラワーパレス白子管理組合法人	H23. 12. 1	緊急的一時避難所(津波)
9	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	ダイアパレス白子第2管理事務所	H24. 4. 27	緊急的一時避難所(津波)
38	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	白子国際研修センター	R5. 5. 19	緊急的一時避難所(津波)
43	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	(株)浜紫	R6. 7. 2	緊急的一時避難所(津波)
45	白子町	津波避難者の施設利用に関する協定書	Taisei Holdings(株)	R6. 9. 17	緊急的一時避難所(津波) ※旧白洋
15	白子町	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	(福)優愛会	H27. 9. 1	緊急的一時避難所(津波)
12	白子町	八斗東地区減災用避難経路に関する覚書	八斗東自治会・十字架のイエス・ベネディクト修道会	H24. 10. 1	災害時通行の確保(敷地内避難路確保)
23	白子町	安全・安心・快適避難協定	白子町温泉ホテル協同組合	H31. 4. 25	自主避難所(1泊2日)の提供
16	白子町	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	H27. 9. 8	看板の掲出による避難場所等の案内表示

2. 防災体制

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
医療・保健・福祉関係					
2	白子町	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	(福)優愛会	H18. 8. 21	社会福祉施設の利用(特別養護老人ホームはまひるがお)
13	白子町	白子町災害ボランティアセンターに関する協定書	(福)白子町社会福祉協議会	H24. 12. 12	災害ボランティアセンターの設置及び運営
33	白子町	白子町災害ボランティアセンターに関する覚書	〃	R4. 1. 26	ボランティア活動の調整の事務に関しての委託契約
19	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・公立長生病院	H29. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
24	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・医療法人SHIODA塩田病院	R2. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
32	白子町	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	長生郡市内市町村・(医)正朋会穴倉病院	R3. 4. 1	大規模災害時広域医療救護所の設置
28	白子町	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	(一社)ペストロールコントロール協会	R2. 7. 8	災害時、感染症発生時の防疫業務
42	白子町	白子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定	茂原警察署	R5. 12. 14	避難行動要支援者名簿情報の提供、支援の実施
食料・物資関係					
3	白子町	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会	H20. 8. 1	プロパンガスの供給
17	白子町	災害時の物資提供及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H27. 12. 1	食料品、衣料品、日用品の供給
20	白子町	災害時における救援物資(段ボール製簡易ベッド等)の供給等に関する協定	(株)アベクラ	H29. 7. 18	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り 等
22	白子町	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H30. 2. 26	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係 等
34	白子町	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川郵便(株)東関東支店	R4. 2. 22	災害において、物資の受入・補完・管理の請負、避難所への救援物資の搬送等
建設・ライフライン関係					
27	白子町	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	R2. 7. 7	障害物除去等の相互協力、職員の派遣、電源車の配備
35	白子町	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	R4. 2. 22	災害が発生した場合の建物供給
39	白子町	災害時における応急業務に関する協定	白子町建設業災害対策協会	R5. 6. 2	公共施設等の災害応急業務
40	白子町	災害時における応急業務に関する協定	千葉土建一般労働組合	R5. 6. 2	公共施設等の災害応急業務
その他					
14	白子町	災害発生時における白子町と白子町内郵便局の協力に関する協定	白子郵便局・関郵便局	H27. 8. 10	車両提供、広報活動、情報提供等

2. 防災体制

ID	市町村名	協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
21	白子町	白子町と郵便局との包括連携協定書	茂原郵便局、白子郵便局	H29. 12. 8	災害時協力、高齢者見守り、地域安全、こども110番、道路損傷、不法投棄等
26	白子町	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	(有)オートウィル	R2. 5. 22	避難者等の輸送、バス車内での充電、トイレ利用
29	白子町	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合茂原支部	R2. 9. 4	災害応急活動のための燃料等供給
31	白子町	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	R3. 2. 1	被災者支援制度の申請書類の作成、相談窓口の運営等の支援
36	白子町	災害時支援協定	(特非) ロボットビジネス支援機構	R5. 3. 16	災害時において、ロボットによる情報収集、物資の搬送等の活動支援
37	白子町	災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書	(一社) ジャパン・レンタル・アソシエーション	R5. 4. 3	災害が発生した場合の什器・備品等の供給
41	白子町	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	R2. 12. 18	災害時における地図製品の提供等
44	白子町	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株) デベロップ	R6. 8. 1	災害時における移動式宿泊施設の提供

ID は協定等の締結年月日の順を示す。

2. 防災体制

2-3 白子町自主防災組織育成補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織の設置促進及び活動育成を図るため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、白子町補助金等交付規則(昭和47年白子町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、災害から地域社会を守るため、地域の防災活動を行うことを目的とし、町民が自主的に行政区等を単位として結成される組織をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、自主防災組織が行う次の各号に掲げるものとする。

(1) 防災資機材等(別表第1)の購入経費

(2) 防災訓練等の活動経費

(補助金の額)

第4条 町長は、前条に定める事業を行った自主防災組織に対し、別表第2の区分により、補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、白子町自主防災組織育成補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる区分による書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 防災資機材購入補助金

ア 自主防災組織規約

イ 組織加入世帯名簿

ウ 資機材等購入見積書

エ 資機材の管理運営計画書

オ 保管場所等の図面

カ その他町長が必要と認める書類

(2) 防災訓練等活動補助金

ア 自主防災組織規約

イ 組織加入世帯名簿

ウ 防災訓練実施計画書

エ その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付する場合における補助金の額を決定し、白子町自主防災組織育成補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(変更の申請)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、白子町自主防災組織育成補助金変更申請書(別記様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更する場合における補助金の額を決定し、白子町自主防災組織育成補助金変更承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

2. 防災体制

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに白子町自主防災組織育成補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる区分による書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 防災資機材購入補助金

- ア 契約書、納品書、領収書の写し
- イ 資機材購入品の写真
- ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 防災訓練等活動補助金

- ア 訓練に要した費用の領収書
- イ 訓練参加者名簿（参加世帯数がわかるもの）
- ウ その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白子町自主防災組織育成補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 補助金交付団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、白子町自主防災組織育成補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けて購入した資機材等は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第15条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金交付団体に対して報告を求め、又は担当職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日告示第42号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に白子町要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

別表第1（第3条関係）

種目
消火器、担架、スコープ、ジャッキ、リヤカー、救急薬品、発電機、投光器、その他防災活動に必要な資機材等

2. 防災体制

別表第2（第4条関係）

補助対象区分	補助金額	交付
防災資機材等の購入経費	防災資機材の購入に要する費用の額又は、200,000円に世帯割額(1,500円×加入世帯数)を加えた額のいずれか低い方の額とする。ただし補助金額が50万円を超える場合は、50万円を限度額とする。	1組織につき1回限り
防災訓練等の活動経費	200円×加入世帯数	活動実施年度につき1回限り

別記 様式第1号～第7号 <略>

3. 情報通信

3-1 防災関係機関連絡先一覧

1 事務組合

名称	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央4-17-8	043-227-6186
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	297-0026	茂原市茂原598	0475-24-0119
長生郡市広域市町村圏組合 水道部	297-0029	茂原市高師395-2	0475-23-9481
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課	297-0035	茂原市下永吉2101	0475-23-4944
一宮聖苑組合 一宮聖苑	299-4301	一宮町一宮7459-4	0475-42-5445

2 県・警察

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県庁 (危機管理課)	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2175
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原1102-1	0475-22-1711
長生保健所	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-25-1141
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原1102-1	0475-24-4521
北部林業事務所	289-1321	山武市富田1177-7	0475-82-3121
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田7	0475-22-0110

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-0854	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局 千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	263-0021	千葉市稲毛区轟町5-1-4	043-251-8302
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	263-0034	千葉市稲毛区1-7-20	043-242-4656
関東経済産業局	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213
関東東北産業部保安監督部	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港198	043-242-7336
東京航空局 成田空港事務所	286-0104	成田市古込133	0476-32-0912
第三管区海上保安本部 銚子海上保安部	288-0001	銚子市川口町2-6431	0479-22-1359
東京管区气象台 銚子地方气象台	288-0001	銚子市川口町2-6431	0479-23-7705
関東地方環境事務所	330-9720	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0516
北関東防衛局	330-9721	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1811
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	03-6238-1790
千葉労働局 茂原公共職業安定所	297-0078	茂原市高師台1-5-1	0475-25-8609
関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1333
国土地理院 関東地方測量部	102-0074	千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054

4 指定公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
NTT東日本(株)千葉事業部	260-0015	千葉市中央区富士見1-12-17 ネクストサイト千葉ビル5階	043-445-8900
(株)NTTドコモ 千葉支店	260-8540	千葉市中央区新町1000	043-301-0500
NTTドコモビジネス(株)	100-0004	千代田区大手町2-3-4	0570-03-9909
日本赤十字社 千葉県支部	260-8610	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港5-1	043-203-0597

3. 情報通信

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
成田国際空港(株)	282-8601	成田市古込字古込 1-1	0476-34-4652
東京電力パワーグリッド(株) 千葉総支社	260-8635	千葉市中央区富士見 2-9-5	050-3181-2975
KDD I (株) 千倉技術保守センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2980-15	0470-44-4000
日本郵便(株) 白子郵便局	299-4299	白子町古所 5392-2	0475-33-2155
日本郵便(株) 関郵便局	299-4218	白子町関 4525-5	0475-33-2156
日本郵便(株) 茂原郵便局	297-8799	茂原市茂原 248	0570-943-192
ソフトバンク(株)	105-7317	港区東新橋 1-9-1	03-6889-6601
関東福山通運(株) 茂原支店	299-4334	長生村藪塚 1027-7	0475-32-1155
佐川急便(株) 茂原営業所	297-0074	茂原市小林 2328-3	0570-01-0791
ヤマト運輸(株) 茂原センター	297-0012	茂原市六ツ野 3710	0570-200-000
西農運輸(株) 木更津支店	299-0212	袖ヶ浦市三箇 972-1	0438-75-5581

5 指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 千葉県LPガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
(公社) 千葉県医師会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(一社) 千葉県歯科医師会	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社) 千葉県薬剤師会	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社) 千葉県看護協会	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送(株)	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
(株) ニッポン放送	100-0006	千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株) ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社) 千葉県トラック協会 長夷支部	299-5225	勝浦市墨名 601-65	0470-73-5033
(一社) 千葉県バス協会	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151
千葉県道路公社	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

6 公共的団体

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 茂原市長生郡医師会	297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-3285
(一社) 茂原市長生郡歯科医師会	297-0074	茂原市小林 3707-15	0475-26-5211
(一社) 外房薬剤師会	297-0029	茂原市高師 189-7	0475-47-2581
(公社) 千葉県柔道整復師会	260-0843	千葉市中央区末広 3-21-6	043-265-0356
(福) 白子町社会福祉協議会	299-4218	白子町関 92	0475-33-5746
長生農業協同組合	297-0029	茂原市高師 1153	0475-24-5111
白子町商工会	299-4212	白子町古所 3302-94	0475-33-2517
千葉県森林組合 長生事務所	297-0026	茂原市茂原 1041-1	0475-24-3546
九十九里漁業協同組合 長生事務所	299-4203	白子町剃金 2719-8	0475-33-2012
(一社) 千葉県建設業協会 長生支部	297-0078	茂原市高師台 1-1-2	0475-25-0333
長生郡市管工事協同組合	297-0035	茂原市下永吉 2026-1	0475-24-9900
(一社) 千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-307-7002
(一社) 千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-5225

3. 情報通信

3-2 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおりとする。

第二節 報告

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁Webサイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

<中略>

第四章 市町村等

第一節 体制

（情報の報告窓口）

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

3. 情報通信

第二節 報告

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

<中略>

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

別表1 用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。 ・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

別表2 各部局における報告一覧表 <略>

3. 情報通信

別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報4号様式)

(別表) 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
			つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。

3. 情報通信

区分	被害項目	認定基準	備考
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	火災発生	火災発生件数については、地震又火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部署 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

3. 情報通信

3-3 白子町防災行政無線局管理運用規程

(昭和58年2月25日 訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、白子町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図り、住民福祉の増進に資することを目的として設置する白子町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報等を送信する固定局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通信相手方となる屋外拡声子局及び戸別受信機をいう。
 - ア 屋外拡声子局 同報親局の通報等を受信して、拡声装置により情報を伝達するため、行政区域内に設置された受信設備をいう。
 - イ 戸別受信機 同報親局を通信の相手方とする公共施設等及び各家庭に配置する受信設備をいう。
- (4) 固定局 一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局との通信を行うため役場庁舎内に開設する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(通信の方式)

第3条 防災行政無線の通信の方式は、次のとおりとする。

- (1) 同報通信方式 同報親局から同報子局に無線電話で通報を行う通信方式をいう。
- (2) 移動通信方式 基地局、車載、可搬、携帯型の陸上移動局それぞれの間で交信を無線電話で行う通信方式をいう。

(無線局の構成等)

第4条 防災行政無線による通信を行うため「固定局」と「基地局・陸上移動局」を開設し設置する。

- 2 固定局の名称等は、別表1のとおりとする。
- 3 基地局・陸上移動局の名称等は、別表2のとおりとする。

(無線局の職員)

第5条 無線局に総括管理者、管理責任者、通信取扱責任者、管理者、無線従事者、通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第6条 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、総括管理者の命をうけその無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者、無線従事者、通信取扱者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局にかかる業務を所掌する。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名しこれにあてる。

(管理者)

第9条 同報親局及び基地局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設の管理、監督業務を所掌する。
- 3 管理者は、当該部署の課長等をもってあてる。

(無線従事者の配置養成等)

3. 情報通信

第10条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、関東総合通信局長に無線従事者選（解）任届（別記様式）を届出しなければならない。

（無線従事者の任務）

第11条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第12条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線の運用にたずさわる一般職員及び委託業者とする。

（備付け書類等の管理）

第13条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく次に掲げる業務書類を管理保存する。

（1）免許状

（2）事項書及び工事設計書

2 陸上移動局には、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第3項の証票を送信装置のある場所に備え付ける。

3 管理責任者は、無線従事者選（解）任届の写しを整理、保存しておくものとする。

（無線局の運用）

第14条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第15条 管理責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期点検を業務委託により行う。

2 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第16条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第17条 総括管理者は、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（部外設置の屋外拡声子局の管理）

第18条 部外に設置する屋外拡声子局の管理については、別に定める細則によるものとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年3月1日から施行する。

<中略>

附 則（令和2年10月20日訓令第6号）

この規程は、公示の日から施行する。

3. 情報通信

別表1 (第6条関係)

固定局の名称及び設置場所

呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置場所
ぼうさいしらこ	16K0F2D 16K0F3D 69.135MHz	0.5W	白子町関 5074-2 白子町役場
ぼうさいしらこ	15K0D7W 59.3MHz	1W	白子町関 5074-2 白子町役場

屋外拡声子局の名称及び設置場所

子局番号	名称	設置場所	備考
0	役場	白子町関 5074-2	
1	幸治東 1	白子町幸治 3203-27	
2	中里東 1	白子町中里 4563-5	
3	南川岸 1	白子町古所 3443-3	
4	北川岸 1	白子町古所 3290-3	
5	剃金東 1	白子町剃金 2730-141	
6	牛込東 1	白子町牛込 4017-48	
7	浜宿東 1	白子町浜宿 2657-75	
8	浜宿東 2	白子町浜宿 2585-1	
9	剃金東 2	白子町剃金 2716-14	
10	古所北口	白子町古所 4871	
11	上ノ台	白子町浜宿 200-4	
12	牛込下村	白子町牛込 2714-1	
13	北日当 1	白子町北日当 27	
14	福島	白子町福島 184	
15	関北 1	白子町関 3889-1	
16	関西 1	白子町関 6861	
17	御殿山	白子町北高根 4115	
18	八斗中	白子町五井 2665-1	
19	城之谷	白子町関 7277-1	
20	北入地	白子町牛込 199	
21	瀬入	白子町牛込 576-1	
22	五井川向	白子町五井 1211-46	
23	五井西	白子町五井 2488	
24	古所西	白子町古所 5386	
25	中里西	白子町五井 78-1	
26	鷺西	白子町中里 4722	
27	幸治西 1	白子町幸治 3620	
28	中里中 2	白子町中里 5119-2	
29	八斗東	白子町八斗 2089	
30	浜宿下村	白子町浜宿 469-2	
31	浜宿東 3	白子町浜宿 509-1	
32	牛込東 2	白子町牛込 3893-22	
33	剃金東 3	白子町剃金 892-2	
34	北川岸 2	白子町古所 5074	
35	南川岸 2	白子町古所 343	
36	中里東 2	白子町中里 4443	
37	幸治東 2	白子町幸治 3017-7	

3. 情報通信

子局番号	名称	設置場所	備考
38	幸治西 2	白子町幸治 3649-2	
39	八斗西	白子町八斗 2282	
40	剃金西 1	白子町剃金 391-2	
41	剃金西 2	白子町剃金 547-5	
42	牛込新田	白子町牛込 48	
43	北日当 2	白子町北日当 481	
44	南日当 2	白子町南日当 992-2	
45	南日当 1	白子町南日当 912	
46	関中島	白子町関 812	
47	関南	白子町関 6783	
48	向原	白子町関 6481-2	
49	中島	白子町北高根 3461	
50	大村	白子町北高根 3612-2	
51	福田	白子町北高根 3747-2	
52	中里中 1	白子町中里 5294-31	
53	浜宿新田	白子町浜宿 52-6	
54	関北 2	白子町関 6074-3	
55	関西 2	白子町関 7012-5	

別表 2 (第 6 条関係)

基地局・陸上移動局の名称及び設置場所

種類	呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置場所	備考
基地局	ぼうさいしらこ	F3E 466.3000MHz	0.5W	白子町役場	
陸上移動局	しらこ 1	F3E 466.3000MHz	1 W	建設課	車載
	しらこ 2	〃	〃	〃	〃
	しらこ 3	〃	〃	〃	〃
陸上移動局	しらこ 101	F3E 466.3000MHz	1 W	総務課	携帯
	しらこ 102	〃	〃	〃	〃
	しらこ 103	〃	〃	〃	〃
	しらこ 104	〃	〃	〃	〃
	しらこ 105	〃	〃	〃	〃
	しらこ 201	F3E 466.3000MHz	〃	ガス事業所	車載
	しらこ 202	〃	〃	〃	〃
	しらこ 203	〃	〃	〃	〃

様式 (省略)

3. 情報通信

3-4 白子町防災行政無線局運用細則

(昭和58年2月25日 訓令第2号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、白子町防災行政無線局管理運用規程（昭和58年白子町訓令第1号）に基づき、固定局・基地局・陸上移動局の運用を円滑に行うために定めるものである。

第2章 固定局

(放送事項)

第2条 固定局の通信（以下「放送」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地震、台風等非常災害に関すること。
- (2) 人命、その他特に緊急重要なこと。
- (3) 町行政及び公共的団体等の情報の提供、普及及び周知連絡に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めた事項

(放送の種類)

第3条 放送の種類は、定時放送、緊急放送、臨時放送及びミュージックチャイムとする。

(放送時間)

第4条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は、7時00分、12時00分、18時00分の3回行う。
- (2) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき行う。
- (3) 臨時放送は、前号以外のもので急務を要すると管理責任者が認めたとき行う。
- (4) ミュージックチャイムによる時刻の放送は、毎日次の時刻に行う。

7時00分 11時00分 16時00分（11月～2月） 17時00分（3月～10月）

- (5) 放送は、緊急放送を除き3分以内に行うよう努めなければならない。

(放送の申込)

第5条 放送する場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各課等の長は、所掌の事務で放送によって町民に周知する必要がある場合は、防災行政無線通信依頼書（別記様式）を放送希望日の前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。
- (3) 管理責任者は、提出された防災行政無線通信依頼書の内容を検討し、放送の可否を決定するものとする。放送を否決したときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の方法)

第7条 放送の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 一斉放送 町内全域に放送するもの
- (2) 地区別放送 グループごとに分割して放送するもの
- (3) 個別放送 各屋外拡声子局に放送するもの

第3章 基地局・陸上移動局

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第9条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の連絡
- (2) 行政業務に関する連絡
- (3) その他町長が必要と認めた連絡

(通信の原則)

第10条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信しなければならない。

3. 情報通信

- (2) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (3) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (4) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (5) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- (6) 通信中に緊急通信のあることを知ったときは、直ちに通信を中止しなければならない。

(通信時間)

第 11 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 12 条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 13 条 無線局は、目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲を越えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 14 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の方法)

第 15 条 呼出しは、次によるものとする。

- (1) 通信の相手方である無線局 1 局を呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

- ア 相手局の呼出名称 3 回以下

- イ こちらは 1 回

- ウ 自局の呼出名称 3 回以下

- (2) 呼出しに対して、応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

- (3) 通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- ア 各局 3 回

- イ こちらは 1 回

- ウ 自局の呼出名称 3 回以下

- エ どうぞ 1 回

- (4) 二以上の特定の無線局を呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

- ア 相手局の呼出名称 2 回以下

- イ こちらは 1 回

- ウ 自局の呼出名称 3 回以下

- エ どうぞ 1 回

2 応答は、次によるものとする。

- (1) 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

- (2) 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信する。

- ア 相手局の呼出名称 3 回以下

- イ こちらは 1 回

- ウ 自局の呼出名称 1 回

- (3) 応答に際して、直ちに通信を受信しようとする場合は、応答事項の次に「どうぞ」を送信する。

- (4) 自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで、応答してはならない。

- (5) 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出し名称が不確実である場合は、応答事項のうち、相手局の呼出し名称に「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

- (6) 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出し名称の番号順によるものとする。ただし、特に急を要する内容の通報であり、相手局の受信が確実な場合には、相手局の通報を待たずに通報の送信ができる。

3 通報は、次によるものとする。

- (1) 通報の送信は、次の事項を順次送信する。ただし、ア、イ及びウについてはこれを省略すること

3. 情報通信

ができる。

- ア 相手局の呼出名称 1回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回
- エ 通報
- オ どうぞ 1回

(2) 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて、次の事項を順次送信する。

- ア こちらは、そちらに送信するものではありません。
- イ どうぞ

(3) 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信する。ただし、ア、イ及びウについてはこれを省略することができる。

- ア 相手局の呼出名称 1回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出名称 1回
- エ 了解 1回

附 則

この細則は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則 (平成元年9月28日訓令第2号)

この細則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月25日訓令第2号)

この細則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月11日訓令第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日訓令第3号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月27日訓令第19号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別記様式 <略>

3. 情報通信

3-5 白子町防災行政無線屋外拡声子局管理細則

(昭和 58 年 3 月 28 日 訓令第 3 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、白子町防災行政無線局管理運用規程（昭和 58 年白子町訓令第 1 号）第 18 条に基づき、屋外拡声子局の管理運用を円滑に行うため定めるものとする。

(施設)

第 2 条 この細則は、屋外拡声子局について規定するものとする。

(運用の方法)

第 3 条 前条の施設は、白子町防災行政無線局運用細則（昭和 58 年白子町訓令第 2 号）第 2 条に定める放送を行うほか、自治会及び自治会内の公的組織が行う行事についても、屋外拡声子局に設置された拡声放送施設による放送（以下「拡声放送」という。）を行うことができる。

2 拡声放送は、通信取扱責任者又は、自治会長が行う。

3 前項の拡声放送は、みだりにこれを行うことにより防災行政無線本来の用途に支障を及ぼすことのないよう運用するものとする。

(放送内容の記録)

第 4 条 前条第 1 項に定める拡声放送を行った場合、その放送内容を防災行政無線屋外拡声子局放送記録（第 1 号様式）に記録し保管しておかなければならない。

(管理保全)

第 5 条 屋外拡声子局の管理保全、施設の整備、点検については、白子町が行うものとする。

附 則

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 27 日訓令第 2 号)

この細則は、昭和 62 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 7 月 1 日訓令第 1 号)

この細則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 11 日訓令第 4 号)

この規程は、平成 8 年 3 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 26 日訓令第 2 号)

この細則は、平成 9 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 <略>

3. 情報通信

3-6 白子町防災行政無線戸別受信機管理規程

(平成26年3月3日 告示第7号)

(趣旨)

第1条 この告示は、白子町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 町長は、次に掲げる者に戸別受信機を貸与するものとする。

- (1) 本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者で構成された世帯の世帯主
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人
- (3) 防災上必要と認めた施設の長及び団体の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(貸与等の申請)

第3条 前条各号の規定により、戸別受信機の貸与等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に対し防災行政無線戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(貸与等の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、貸与の可否を決定し防災行政無線戸別受信機貸与決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 戸別受信機の貸与を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 別表に掲げる負担金。なお、この負担金は返還しないものとする。
- (2) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池の購入並びに交換の費用
- (3) 家屋の新築、改築、移転等による戸別受信機の移動に要する費用
- (4) 前各号に掲げる費用のほか、利用者の都合により生ずる費用
- (5) 故意又は過失による戸別受信機並びに付属機器の亡失、破損及び故障等の場合の機器の購入、交換及び修繕に要する費用

(保管義務)

第6条 利用者は、戸別受信機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 善良な管理の下に使用すること。
- (3) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 戸別受信機の改造等原型を変える行為をしないこと。

(変更等の届出)

第7条 利用者は、戸別受信機の設置等の状況に変更が生じた場合は、速やかに防災行政無線戸別受信機変更等届（別記様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(返納の届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災行政無線戸別受信機返納届（別記様式第4号）を提出するとともに、速やかに戸別受信機を返納しなければならない。

- (1) 滅失等により戸別受信機が不要になったとき。
- (2) 市外に転出するとき。
- (3) 第2条第3号に該当する者で、施設の閉鎖、団体の解散等があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を求めたとき。

(管理台帳の作成)

第9条 町長は、戸別受信機の貸与等の状況を明確にするため、防災行政無線戸別受信機管理台帳（別記様式第5号）を作成するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

3. 情報通信

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日訓令第3号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際、現に白子町規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

別表（第5条第1号）

区分		負担金の額
第2条第1号に 規定する申請者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯	無料
	65歳以上のみの世帯	無料
	その他の世帯	15,000円
第2条第2号に規定する申請者		15,000円
第2条第3号に規定する申請者		無料
第2条第4号に規定する申請者		町長がその都度定める。

別記 様式第1号～第5号 <略>

4. 避難

4-1 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例

(平成28年3月11日条例第11号)

(目的)

第1条 この条例は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿及び個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項に規定する機関、団体及び個人で、次に定める機関をいう。

ア 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

イ 茂原警察署

ウ 白子町民生委員児童委員

エ 白子町社会福祉協議会

オ 白子町地域包括支援センター

カ 自治会長

キ 自主防災組織

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度の等級が1級又は2級に該当する者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者で障害の程度が「A」「B」の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級に該当する者
- (5) 70歳以上の単身世帯の者及び70歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の者で希望する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(避難行動要支援者名簿等の作成)

第4条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿等を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿等には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

4. 避難

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿等の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿等情報の提供)

第5条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿等に記載し、又は記録された情報(以下「名簿等情報」という。)を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿等情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿等情報の提供をすることができない。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他に対し、名簿等情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿等情報の取扱いに関する協定)

第6条 町長は、前条第1項の規定により名簿等情報の提供をしようとするときは、当該名簿等情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿等情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 町長は、前項の措置の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、避難支援等関係者から、提供した名簿等情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿等情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿等情報の漏えいの防止のための措置)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿等情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿等情報を自ら利用し、又は当該名簿等情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿等情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿等情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿等情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月14日条例第5号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4. 避難

4-2 白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例施行規則

(令和3年1月20日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例（平成28年白子町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者)

第2条 条例第3条第6号の規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿掲載申請書（別記様式第1号）により申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを審査し、その結果について本人又は代理人に通知するものとする。

3 町長は、第2項により認定された避難行動要支援者等が転出、死亡又はその他認定の必要がなくなったと認める場合は、同項の認定を取り消すものとする。

(避難行動要支援者名簿等情報の提供を拒否する方法)

第3条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿等情報提供拒否届出書（別記様式第2号）を提出する方法とする。

2 条例第5条第2項の規定により、避難支援等関係者への名簿等情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿等情報提供拒否撤回届出書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(協定に定める事項)

第4条 条例第6条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名簿等情報管理責任者に関する事項
- (2) 提供しようとする名簿等情報の対象者の住所又は居所に係る町名及び地番の範囲
- (3) 提供しようとする名簿等情報の保管に関する事項
- (4) 提供しようとする名簿等情報の利用の制限に関する事項
- (5) 守秘義務に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報の管理に関し必要な事項として、町長が別に定めるもの

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記 様式第1号～第2号 <略>

4. 避難

4-3 白子町緊急避難施設の設置及び管理に関する条例

(平成30年3月9日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白子町緊急避難施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地震等により発生する津波から住民等の生命及び身体の安全を守るための施設として、白子町緊急避難施設（以下「緊急避難施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 緊急避難施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南白亀地区緊急避難施設	白子町牛込804番地
白潟地区緊急避難施設	白子町古所5252番地

(管理)

第4条 緊急避難施設の管理は、白子町長（以下「管理者」という。）が管理する。ただし、施設の設置目的を妨げない範囲における日常的な使用及び清掃管理等については、地区の住民組織に行わせることができる。

(施設の使用)

第5条 緊急避難施設は、次の用途に使用する。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 津波発生時における地域住民その他避難を必要とする者の避難施設

(2) 平常時における地域住民の防災訓練その他防災関係の各種行事に使用する施設

2 前項ただし書又は同項第2号の用途に使用する場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第6条 前条第2項の場合において、管理者は、緊急避難施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急避難施設の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、器具等を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、緊急避難施設の管理上支障があると認められるとき。

2 管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は緊急避難施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により緊急避難施設の建物、備品その他の物件を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を管理者の認定に基づき賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、賠償の責任を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施設の設置及び管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第17号）

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

4. 避難

4-4 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

1 指定緊急避難場所

施設・場所名	所在地	洪水	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	海拔 (m)	高さ(m)
白子中学校 (校庭)	中里 860		○	○		○		3.2	
白子中学校 (校舎屋上)	〃	○	○		○		○		10.7
関小学校 (校庭)	関 3889-1		○	○			○	3.9	
関小学校 (校舎屋上)	〃	○	○		○		○		7.5
南白亀小学校 (校庭)	牛込 12		○	○		○		2.1	
南白亀小学校 (校舎屋上)	〃	○	○		○		○		7.5 (普通教室棟) 11.6 (特別教室棟)
白潟小学校 (校庭)	八斗 470	○	○	○		○	○	3.6	
白潟小学校 (校舎屋上)	〃	○	○		○		○		7.5
白子町役場 (駐車場)	関 5074-2		○	○		○		1.3	
なばき防災の丘 (南白亀地区緊急避難施設)	牛込 804	○	○	○	○	○	○	1.6	10.0
しらかた防災の丘 (白潟地区緊急避難施設)	古所 5252	○	○	○	○	○	○	1.7	10.2

2 指定避難所

施設名	所在地	想定収容人数	備考
白子中学校 (体育館・武道場)	中里 860	500 人	
関小学校 (体育館)	関 3889-1	200 人	
南白亀小学校 (体育館)	牛込 12	200 人	
白潟小学校 (体育館)	八斗 470	300 人	
関ふれあいセンター (会議室)	関 6724-1	50 人	
南白亀ふれあいセンター (会議室)	牛込 553-18	50 人	
白潟ふれあいセンター (会議室)	中里 4825	50 人	

4. 避難

3 津波緊急避難ビル

番号	施設名	所在地	階数
1	ホテル白洋	幸治 2866	6階
2	サニーインむかい	中里 4369	8階
3	アネックス・サンシャイン	中里 4370	3階
4	郷土浜料理の宿 かねご海都丸	中里 4464-1	5階
5	ホテルカアナパリ	中里 4519	8階
6	サンシャイン白子 (本館)	中里 4507-2	6階
7	サンシャイン白子 (新館)	中里 4407-2	5階
8	サンライズオーツカ	中里 4408-18	9階
9	白子ニューシーサイドホテル	中里 4482	6階
10	白子ホワイトパレス	中里 4481	3階
11	ニュー山中荘	中里 4370-1	5階
12	ホテルニューカネイ	中里 4442	6階
13	城之内荘	中里 4442-3	6階
14	潮の香の湯宿 浜紫	中里 4370-14	5階
15	ホテル東海荘	中里 4437-1	5階
16	和海の宿 ささ游	中里 4429-1	4階
17	旅館竹の家	中里 4414	3階
18	ホテルニューオーツカ	驚 1014	6階
19	ホテル東天光	驚 963	7階
20	青松庭白砂	古所 3291	6階
21	サンライズ・ポイント白子	古所 3290-4	13階
22	パノラマ・ビュー白子	古所 3250-647	10階
23	松濤苑	古所 3289-28	4階
24	ダイアパレス白子第1	荊金 2730-27	10階
25	ダイアパレス白子第2	荊金 2729-6	12階
26	フラワーパレス白子	荊金 2730-6	14階
27	特別養護老人ホームはまひるがお	古所 5421-1	2階
28	白子国際研修センター	中里 4428-1	5階

5. 物資・輸送

5-1 備蓄倉庫・備蓄品一覧

1 備蓄場所一覧

番号	施設名	コンテナ式	校舎等
1	白子中学校	○	○
2	関小学校	○	○
3	南白亀小学校	○	○
4	白瀧小学校		○
5	関ふれあいセンター	○	
6	南白亀ふれあいセンター	○	
7	白瀧ふれあいセンター	○	
8	白子町役場	○	
9	南白亀地区緊急避難施設		○
10	白瀧地区緊急避難施設	○	

2 備蓄品一覧

番号	品目	数量	単位
1	主食類 (米・パン等)	6,780	食
2	アルファ化米	950	個
3	栄養補助食品	1,560	個
4	乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク	1	缶・本
5	水 (500 ml)	6,216	本
6	水 (2 リットル)	78	本
7	ストーブ (石油)	6	台
8	扇風機	30	台
9	スポットクーラー	3	台
10	携帯トイレ	13,150	回分
11	簡易トイレ	48	台
12	毛布	1,340	枚
13	ダンボールベッド	25	セット
14	パーティション	160	枚
15	生理用品	1,480	枚
16	トイレットペーパー	264	巻
17	大人用紙おむつ	128	枚
18	子供用紙おむつ	248	枚
19	簡易ベッド	280	台

5. 物資・輸送

5-2 緊急輸送道路分布図

ルート番号	道路種別		路線名	備考
△14	2次路線	主要地方道	飯岡一宮線	
△15	2次路線	主要地方道	茂原白子線	



5-3 臨時離発着場適地一覧

離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署から	避難所との競合
	地名・番地	座標		巾×長さ(m)	区分		
南白亀小学校 (グラウンド)	牛込 12	N : 35, 27, 50.16 E : 140, 23, 15.63	町教育委員会	60×40	小	1,690m	緊急避難場所 ・避難所
関小学校 (グラウンド)	関 3889-1	N : 35, 27, 00.90 E : 140, 21, 53.15	町教育委員会	50×35	小	1,166m	緊急避難場所 ・避難所
白子中学校 (グラウンド)	中里 860	N : 35, 26, 40.63 E : 140, 22, 24.17	町教育委員会	90×80	中	875m	緊急避難場所 ・避難所
白潟小学校 (グラウンド)	八斗 470	N : 35, 26, 23.59 E : 140, 22, 51.54	町教育委員会	70×40	小	1,285m	緊急避難場所 ・避難所
白子自然公園 (多目的広場)	古所 3290-11	N : 35, 26, 53.41 E : 140, 24, 12.06	町	120×70	中	2,307m	—

6. 被災者支援

6-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和7年10月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		流失	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内						

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び使用所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,700円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,900円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

6. 被災者支援

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6. 被災者支援

6-2 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であつた者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害

(2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によつて生計を維持していた者

(2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者

(3) 前2号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあつては、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第一順位者として災害弔慰金を支給することができる。

4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合には、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第六条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であつた者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(支給の制限)

6. 被災者支援

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不適当と認めた場合
(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと思量するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思量するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
- 3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くものとする。
(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は、組合長が指名する委員をもつて充てる。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第二条第一項の規定による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

6. 被災者支援

イ 世帯主の負傷の場合 150 万円

ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)があつた場合 250 万円

ハ 住居が半壊した場合 270 万円

ニ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があつた場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250 万円

ニ 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 1 災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち3 年(政令第7 条第2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利息)

第13 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5 パーセントとする。

3 第1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16 条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第14 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第16 条の規定によるものとする。

(一時償還)

第15 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14 条第3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

6. 被災者支援

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第14条第3項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則抄

<中略>

附則(令和3年5月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年5月20日から適用する。

別表(第6条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

6. 被災者支援

6-3 白子町被災者生活再建支援事業実施要綱

平成30年3月27日
告示第38号

(目的)

第1条 この告示は、自然災害により住宅が全壊する等の被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、この告示に基づき白子町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧及び復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

(2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住宅の全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊し、焼失し、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が50%以上に達した程度のことをいう。

イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める割合が20%以上50%未満のことをいう。

(3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊又は半壊等解体）に応じて支給する支援金をいう。

(4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修又は賃借）に応じて、支給する支援金をいう。

(支給対象となる災害)

第3条 支援金の支給の対象となる災害は、崖崩れ、地滑り、土石流、同一の河川水系の氾濫又は洪水、竜巻、津波、高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(支給の対象となる被災世帯)

第4条 支援金の支給の対象となる被災世帯及び一世帯当たりの支援の金額は、別表第1に掲げる世帯で支援対象の災害が発生した際に、本町内に居住していたものとする。

(支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに別表第2に掲げる書類を添えて、白子町被災者生活再建支援金支給申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、白子町被災者生活再建支援金支給通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請を却下することを決定したときは、白子町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、白子町被災

6. 被災者支援

者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知する。

（支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、白子町被災者生活再建支援金返還請求書（別記様式第5号）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月21日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支給の対象となる被災世帯	<p>支援金の対象となる被災世帯は、次のとおりとする。ただし、一つの世帯が重複して、次の1から4までに掲げる支援対象になることはできないものとする。</p> <p>また、法第3条の規定による被災者生活再建支援金の支給を受けた被災世帯についても支援対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） 2 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） 3 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯） 4 この要綱が適用されることとなった自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯） 																																						
一世帯当たりの支援の金額	<p>一世帯当たりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1" data-bbox="528 1469 1428 1989"> <thead> <tr> <th>被災世帯</th> <th>住宅被害支援金</th> <th colspan="2">住宅再建支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊等解体世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊世帯</td> <td rowspan="3"></td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上記金額の4分の3の金額とする。</p>			被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金		全壊世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	半壊等解体世帯	100	建設・購入	200	補修	100	賃借	50	中規模半壊世帯		建設・購入	100	補修	50	賃借	25
被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金																																					
全壊世帯	100	建設・購入	200																																				
		補修	100																																				
		賃借	50																																				
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200																																				
		補修	100																																				
		賃借	50																																				
半壊等解体世帯	100	建設・購入	200																																				
		補修	100																																				
		賃借	50																																				
中規模半壊世帯		建設・購入	100																																				
		補修	50																																				
		賃借	25																																				

6. 被災者支援

別表第2（第5条関係）

申請期間	第3条に定める災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。
添付書類	1 住民票（被災世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できるもの） 2 町の発行するり災証明書 3 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号及び世帯主本人の名義の記載があるもの） 4 住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設し、購入し、補修し、又は賃借することが確認できる契約書等の写し 5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 6 その他町長が必要と認める書類

別記 様式第1号～第5号 <略>

7. 風水害

7-1 気象警報・注意報発表基準一覧

令和7年5月29日現在
発表官署 銚子地方気象台

白子町	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北東部		
	市町村等をまとめた地域	山武・長生		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	—	
	洪水	流域雨量指数基準	南白亀川流域=24.8, 内谷川流域=12.2	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	南白亀川流域=19.8, 内谷川流域=9.7	
		複合基準*1	南白亀川流域=(8, 15.8), 内谷川流域=(5, 9.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%			
なだれ				
低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

7. 風水害

7-2 重要水防区域

(千葉県水防計画 令和7年度)

図面 対照番号	河川名	重要度		重要水防区域箇所 地先名	延長 (m)		重要な理由
		種別	階級		右岸	左岸	
69	二級南白亀川	堤防高	B	白子町関	1,600	1,600	
70	二級南白亀川	堤防高	A	白子町北日当～茂原市清水	0	400	



7. 風水害

7-3 浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧

■高齢者・障がい者施設（入所・通所）

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	介護サービスいちご	浜宿 41-38	○				○
2	デイサービスセンターありーな白子	浜宿 2588-1				○	○
3	特別養護老人ホームはなゆう	古所 2981	○			○	○
4	特別養護老人ホームはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
5	デイサービスセンターはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
6	ショートステイサービスはまひるがお	古所 5421-1	○			○	○
7	コンフォートありーな白子	関 1040-7	○				
8	関ふれあいセンター	関 6724-1					
9	南白亀ふれあいセンター	牛込 553-18	○			○	○
10	白瀧ふれあいセンター	中里 4825	○			○	○
11	グループホーム時の村 1 5 号館	北高根 3906					
12	はまゆうの里白子	中里 5296-4	○			○	○
13	さくら・介護センター	中里 3389-2	○			○	○
14	さくら・デイサービス	中里 3389-2	○			○	○
15	ゆうなぎ白子	幸治 3079-3	○			○	○

■医療機関

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	長島歯科医院	剃金 2716-2	○			○	○
2	安藤医院	古所 3279-1	○			○	○
3	白子歯科医院	古所 4389	○				○
4	しらかた歯科	五井 2665-8	○				○
5	三上クリニック	関 6204-4	○			○	○
6	大多和医院	南日当 851					
7	酒井歯科医院	北高根 2389-3		○			
8	酒井医院	北高根 2389		○			

■幼稚園・保育園・認定こども園

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	南白亀保育所	牛込 85	○			○	○
2	白瀧保育所	八斗 1486	○			○	○
3	関保育所	関 6722					

■小中学校

No	名称	所在地	南白亀川	一宮川	堀川	高潮	津波
1	南白亀小学校	牛込 12	○			○	○
2	白瀧小学校	八斗 470	○			○	○
3	関小学校	関 3889-1	○	○		○	○
4	白子中学校	中里 860	○			○	○

8 用語集

【あ行】

遺体安置所

災害により多数の遺体が発生した場合に遺体を一時収容し、検視、検案、身元確認、遺体の引き渡し、埋火葬許可証の発行などを行う場所をいう。

一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

医療救護班

災害時に通常の医療施設以外の場所で負傷者等の医療救護を行うために編成する医療チームをいう。

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

応急仮設住宅

災害などで住宅を失った被災者の住居を確保するために仮設する住宅をいう。

応急教育

学校教育施設、教員、児童生徒等が被災した場合に、臨時教室や臨時教員を確保したり、臨時のカリキュラムを組んで実施する学校教育をいう。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

【か行】

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

義援金

被災者にお悔やみや応援の気持ちを込めて寄付するお金をいう。

業務継続計画

行政や公共機関等が、大規模災害などが起きた場合に業務の継続、早期回復を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと。企業等が作成する事業継続計画と同様にBCP (Business Continuity Plan) と略される。

救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う医療救護所と避難者の健康相談等を行う救護所に区分される。

救護本部

災害時に医療救護活動の統括、調整を行う拠点で、千葉県では、県に設置する本部を千葉県災害医療本部、二次保健医療圏ごとに保健所に設置する本部を合同救護本部、市町村に設置する本部を市町村救護本部とい

8. 用語集

う。

緊急安全確保

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急消防援助隊

消防組織法に基づき、広域的な消防応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法第等にに基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を5段階のレベルで提供している。

減災目標

災害による被害を軽減するために設定する防災対策の目標で、実施期限や目標値を設定する。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

【さ行】

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこ

8. 用語集

と。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

災害派遣要請

大規模災害により、自治体、警察、消防などの能力では対応しきれない事態において自衛隊部隊の派遣による救助、救援活動を要請することをいう。

災害派遣部隊

災害派遣要請により派遣された自衛隊の部隊をいう。

在宅避難

災害により、住宅の損壊、ライフラインの停止などの影響を受けた住民が、避難所に滞在せず、自宅で避難生活することをいう。

事業継続計画（BCP）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（BCP：Business Continuity Plan の略）。

自主防災組織

地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織で、平常時は防災訓練や防災知識の普及啓発、資機材等の共同購入等を行い、災害時は初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達等を行う。

指定一般避難所

指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

指定避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設。

指定福祉避難所

高齢者、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるために特別に配慮した避難所。

8. 用語集

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防法

洪水、雨水出水（内水）等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

耐震改修

耐震診断の結果、耐震性に問題がある建築物について、適切な補強工事を行うことをいう。

耐震診断

既存の建物が保有する耐震性能を評価し、耐震基準と比較して耐震改修の必要性等を判定することをいう。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

DMA T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

DPAT

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとして、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成29年11月から発表しないこととなった。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

日本海溝及び千島海溝沿いでは、869 年の貞観地震、1896 年の明治三陸地震、2011 年の東北地方太平洋沖地震など巨大な津波を伴うマグニチュード 7～9 クラスの地震が多数発生している。また、モーメントマグニチュード 7 クラスの地震が発生した後、さらに大きなモーメントマグニチュード 8 クラス以上の大規模な地震が続いて発生する事例も確認されている。このため、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生し、大規模地震が発生する可能性が平時より高まった場合等は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

被災建築物応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

警戒レベル 4 の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

防災業務計画

災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき、指定行政機関の長及び指定公共機関が、防災基本計画に基

8. 用語集

づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画である。

【ま行】

マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍(32×32)となる。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者(高齢者、障がい者、乳幼児など)が利用する施設で、高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

白子町地域防災計画

(令和8年2月修正)

発行 白子町防災会議
編集 白子町 総務課
〒299-4292
千葉県長生郡白子町関 5074 番地の2
